

別紙

計算内訳書

1 被告人であった者の旅費及び日当 (本件再審公判について)

旅費 1万0360円

日当 3万8370円

2 弁護人であった者らの旅費, 日当及び報酬

(1) 本件確定控訴審について

旅費 5340円

日当 3万0300円

報酬 14万4000円

(2) 本件確定上告審について

報酬 23万2800円

(3) 本件再審公判について

旅費 8万9200円

報酬 686万0000円

3 合計金額 741万0370円

(別紙)

## 裁判所の認定額

### ① 身柄拘束期間中の逸失利益

年	平均賃金	証拠	生活費控除	元金 ※小数点以下切捨て
昭和48年	1,431,450	—	0.5	21,569
昭和49年	1,708,100	甲C10	0.5	854,050
昭和50年	1,891,000	甲C11	0.5	945,500
昭和51年	2,051,800	甲C12	0.5	1,025,900
昭和52年	2,587,000	甲C13	0.5	1,293,500
昭和53年	2,709,300	甲C14	0.5	1,354,650
昭和54年	2,852,700	甲C15	0.5	1,426,350
昭和55年	3,037,200	甲C16	0.5	1,518,600
昭和56年	3,178,000	甲C17	0.5	1,589,000
昭和57年	3,695,300	甲C18	0.5	1,847,650
昭和58年	3,743,500	甲C19	0.5	1,871,750
昭和59年	3,854,600	甲C20	0.5	1,927,300
昭和60年	3,916,500	甲C21	0.5	1,958,250
昭和61年	3,947,100	甲C22	0.5	1,973,550
昭和62年	4,380,100	甲C23	0.5	2,190,050
昭和63年	4,494,300	甲C24	0.5	2,247,150
平成元年	4,676,700	甲C25	0.5	2,338,350
平成2年	4,931,900	甲C26	0.5	2,465,950
平成3年	5,151,800	甲C27	0.5	2,575,900
平成4年	5,538,800	甲C28	0.5	2,769,400
平成5年	5,565,500	甲C29	0.5	2,782,750
平成6年	5,513,200	甲C30	0.5	2,756,600
平成7年	5,511,000	甲C31	0.5	2,755,500
平成8年	5,558,500	甲C32	0.5	2,422,351
			小計	44,911,620

### ② 身柄拘束期間中の慰謝料

金額	30,000,000
----	------------

### ③ 身柄拘束期間中の逸失利益及び慰謝料

金額	74,911,620
----	------------

### ④ 身柄拘束期間中の逸失利益及び慰謝料に対する遅延損害金

金額	3,157,822	平成23年6月8日から平成24年4月10日まで
----	-----------	-------------------------

### ⑤ 刑事補償給付の控除

支給された額	132,862,500
控除されるべき額	104,562,500
控除後の元金	0

### ⑥ 身柄拘束期間中の損害(控除後)

金額	3,157,822
----	-----------

⑦ 仮釈放後の逸失利益

年	平均賃金	証拠	現実の収入 (控除相当額)	証拠	元金 ※小数点以下切捨て
平成8年	5,558,500	甲C32	130,111	—	583,685
平成9年	5,949,600	甲C33	1,013,211	—	4,936,389
平成10年	5,720,000	甲C34	1,013,211	—	4,706,789
平成11年	5,576,500	甲C35	1,013,211	—	4,563,289
平成12年	5,533,600	甲C36	1,013,211	—	4,520,389
平成13年	5,508,400	甲C37	1,013,211	—	4,495,189
平成14年	5,261,700	甲C38	1,013,211	—	4,248,489
平成15年	5,208,900	甲C39	1,013,211	—	4,195,689
平成16年	5,147,000	甲C40	1,013,211	—	4,133,789
平成17年	5,071,900	甲C41	1,005,500	甲C49	4,066,400
平成18年	5,072,600	甲C42	989,100	甲C50	4,083,500
平成19年	3,607,000	甲C43	1,924,100	甲C51	1,682,900
平成20年	3,517,500	甲C44	1,253,200	甲C52	2,264,300
平成21年	3,345,100	甲C45	761,200	甲C53	2,583,900
平成22年	3,307,600	甲C46	0	甲C54	3,307,600
平成23年	3,223,800	甲C47	501,869	甲C55	893,638
				小計	55,265,935

⑧ 仮釈放後の慰謝料

金額	3,000,000
----	-----------

⑨ 刑事弁護の弁護士費用

第二次再審請求 審の弁護士費用	950,000
弁護士報酬	6,640,000
実費	375,000
小計	7,965,000

⑩ まとめ

番号	費目	細目	認容額	遅延損害金の起算日
1	身柄拘束期間中の損害	逸失利益及び慰謝料に係る遅延損害金	3,157,822	—
2	仮釈放後の逸失利益	—	55,265,935	平成23年6月8日
3	仮釈放後の慰謝料	—	3,000,000	平成23年6月8日
4	年金	—	0	—
5	刑事事件の弁護士費用	第二次再審請求審の弁護士費用	950,000	平成23年6月8日
		弁護士報酬	6,640,000	平成24年4月27日
		実費	375,000	平成24年7月20日
6	本件訴訟の弁護士費用	—	6,620,000	平成24年11月28日 (原告が起算日とする日)
		合計額	76,008,757	

(別紙)

## 当事者の主張の要旨

- 1 ①別件窃盗事件逮捕及び別件窃盗事件勾留が令状主義を潜脱するものとして  
5 違法であり、これらを利用した取調べが違法であるか否か、②本件逮捕及び本  
件勾留が違法であるか否か（争点1）

（原告の主張）

- (1) 別件窃盗事件逮捕及び別件窃盗事件勾留が令状主義を潜脱するものとして  
違法であり、これらを利用した取調べが違法であること

10 ア 別件窃盗事件逮捕の違法

B P 警察官が行った別件窃盗事件逮捕に係る逮捕状の請求は、いまだ証  
拠が全くそろっていない本件強盗殺人事件について原告を取り調べる目的  
で、証拠のそろっている別件窃盗事件逮捕の身柄拘束を利用して、専ら本  
件強盗殺人事件について逮捕をして取調べをすることを目的としたもので  
15 あって、憲法33条及び刑訴法199条に定める令状主義を潜脱する違法  
な身柄拘束である。

20 なお、犯罪捜査規範45条2項は、「警察本部長または警察署長は、そ  
の捜査する事件について、公訴を実行するため、あらかじめ連絡しておく  
必要があると認めるときは、すみやかに、犯罪事実の概要その他の参考と  
なるべき事項を検察官に連絡しなければならない。」と規定していること、  
本件強盗殺人事件のような重大事件については、警察から検察庁に速やか  
に連絡がされ、捜査方針についても定期的に打合せがされているはずであ  
ること、取り分け事件への関与が疑われる者を別件で逮捕する場合には、  
検察官に勾留請求をしてもらう必要があるので、事前に検察庁と協議がさ  
25 れているはずであること等に照らすと、検察官は、茨城県警の別件に係る  
逮捕状請求の意図及び目的を認識していたものというべきであるから、別

件逮捕請求に係る違法は、別件勾留請求に引き継がれるものというべきである。

#### イ 別件窃盗事件勾留に係る勾留請求の違法

5 別件窃盗事件に係る取調べは、10月12日に詳細な自白調書が作成されたことによって終了していたから、別件窃盗事件について勾留の必要がなかったものである。それにもかかわらず、検察官は、いまだ証拠が全くそろっていない本件強盗殺人事件に関する取調べをする目的で別件窃盗事件について勾留請求をしたものであるから、かかる検察官の行為には、令状主義を潜脱する違法があったものというべきである。

10 なお、余罪窃盗各事件に関する取調べは、警察による本件強盗殺人事件に関する取調べが終了した後である11月5日及び同月6日に行われたにすぎないし、本件強盗殺人事件は、別件窃盗事件及び余罪窃盗各事件と罪質を全く異にし、これらよりはるかに重く、また社会的事実としても何ら関係のない事件であるから、本件強盗殺人事件の取調べのために別件窃盗  
15 事件勾留を流用することは許されないものというべきである。

#### ウ 別件窃盗事件勾留に係る10月13日以降の身柄拘束の違法

仮に、前記ア及びイ記載の原告の主張が認められないとしても、少なくとも、10月13日以降は、専ら本件強盗殺人事件の取調べが行われており、別件窃盗事件の勾留としての実体を失い、本件強盗殺人事件の取調べ  
20 を行うための身柄拘束となっていたというべきであるから、令状主義に反する違法があったというべきである。

#### エ 別件窃盗事件勾留の延長請求の違法

検察官は、10月19日、同種余罪の取調べを理由に別件窃盗事件勾留  
25 の延長請求をしたものであるが、同種余罪の取調べをしたのは11月5日及び同月6日にとどまる。このような専ら本件強盗殺人事件に関する取調べをする目的での上記勾留延長請求は、違法であったというべきである。

オ 別件窃盗事件逮捕及び別件窃盗事件勾留を利用した取調べの違法

以上のとおり，別件窃盗事件逮捕及び別件窃盗事件勾留は，違法であるから，かかる身柄拘束を利用して行われた取調べは違法である。

(2) 本件逮捕及び本件勾留が違法であること

5 ア 本件逮捕が違法であること

原告及びA Aに対する本件強盗殺人事件に係る逮捕状の請求当時，両名と犯行とを結び付ける証拠は両名の自白しかなかった。そして，原告の自白は，上記のとおり違法な身柄拘束状態を利用して得られたものであるから，証拠能力が否定されるべきものであった。また，A Aの自白も，後記  
10 のとおり違法な身柄拘束状態を利用して得られたものであるから，証拠能力が否定されるべきものであった。さらに，原告及びA Aに対するアリバイ捜査が十分にされていなかった。そうすると「被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由」を疎明する証拠は何ら存在しなかったということになるから，本件強盗殺人事件に係る逮捕状の請求も違法である。

15 なお，10月19日，検察官は，別件窃盗事件勾留に係る勾留の延長請求を龍ヶ崎簡易裁判所の裁判官にする一方で，B P警察官は，本件強盗殺人事件に係る逮捕状の請求を取手簡易裁判所の裁判官にしたこと（なお，B P警察官は，別件窃盗事件逮捕に係る逮捕状の請求は龍ヶ崎簡易裁判所の裁判官にしている。）に照らすと，同日付けの別件窃盗事件勾留に係る  
20 勾留の延長請求と本件強盗殺人事件に係る逮捕状の請求が同一の裁判官にされると，「別件勾留の実体」が明らかになることを恐れていたものと思われる。

イ 本件勾留が違法であること

上記ア記載のとおり，原告に対する本件強盗殺人事件に係る逮捕状の請求が違法であったから，これに引き続き行われた本件強盗殺人事件に係る  
25 勾留請求も違法である。

(3) AAに対する身柄拘束の違法

原告とAAは、本件強盗殺人事件を共同実行したものと疑われ、虚偽の自  
白を余儀なくされたものであるところ、AAの取調べを担当したAW 警察  
官は、原告による最初の自白を基にAAに自白を迫り、次に、AAによる自  
5 白を基に原告を誘導して供述が調整されているところ、かかる原告及びAA  
の虚偽自白の形成過程は、相互に密接に関連し合っている。したがって、一  
方の取調べの違法は、直ちに、他方の取調べの違法の根拠となるものという  
べきである。

また、仮に、かかる主張が認められないとしても、一方の取調べの違法が  
10 他方の取調べの違法を推認させることは明らかである。

ア 別件暴力行為等逮捕の違法

確定審第一審におけるAW 警察官の証言に照らしても、別件暴力行為  
等事件でAAの逮捕状を請求した時点で本件強盗殺人事件についてAAの  
関与を疑わせる証拠は何もなかったことは明らかであるところ、それにも  
15 かかわらず、BP警察官は、9月30日、AAから本件強盗殺人事件のア  
リバイを調べる目的で別件の逮捕状を請求したのである。

すなわち、別件暴力行為等事件による逮捕状の請求は、専らいまだ証拠  
のない本件についてAAを取り調べる目的で、証拠のそろっている別件の  
逮捕に名を借り、その身柄拘束を利用して、本件について逮捕して取り調  
20 べるのと同様の効果を得ることを狙いとしたもので、憲法33条及び刑訴  
法199条に定める令状主義を潜脱する違法な身柄拘束である。

イ 別件暴力行為等勾留に係る勾留請求の違法

検察官は、10月17日、別件暴力行為等勾留に係る勾留請求をしたも  
のであるところ、この時点においても、証拠から排除されるべき原告の自  
25 白を除いて、AAが本件に関与していることを疑わせる証拠は何ら存在し  
なかった。

したがって、別件暴力行為等勾留に係る勾留請求も、いまだ証拠のない本件についてA Aの取調べを継続する目的で、証拠のそろっている別件の勾留に名を借り、その身柄拘束を利用して、本件について身柄を拘束して取り調べるのと同様の効果を得ることを狙いとしたもので、憲法33条及び刑訴法199条に定める令状主義を潜脱する違法な身柄拘束である。

なお、別件暴力行為等事件に関する取調べは、別件暴力行為等逮捕当日の同月16日に詳細な自白調書を作成することによって終了していたものである（なお、別件暴力行為等事件に係る共犯者であるB C 及びB D

は、同日には罰金刑で処理されて釈放された。）から、別件暴力行為等事件逮捕に係る身柄拘束期間中に起訴及び不起訴の処分を決定することは可能で、勾留請求の必要はなかった。また、A Aに対する本件強盗殺人事件以外の余罪の取調べは、警察の本件強盗殺人事件に関する取調べが終了した後の11月4日と同月5日に行われたにすぎないし、本件強盗殺人事件は、別件暴力行為等事件及び本件以外の余罪と罪質を全く異にし、かつ、これらよりはるかに重く、また社会的事実としても何ら関係のない事件であるから、本件強盗殺人事件に関する取調べのために別件暴力行為等勾留を流用することは許されるべきではない。

#### ウ A Aに対する10月16日の夜以降の身柄拘束の違法

仮に、前記ア及びイ記載の原告の主張が認められないとしても、少なくとも、10月16日の夜以降は、専ら本件強盗殺人事件の取調べが行われており、別件暴力行為等事件の勾留としての実体を失い、本件強盗殺人事件の取調べを行うための身柄拘束となっていたというべきであるから、令状主義に反する違法があったというべきである。

同日夜以降は、別件暴力行為等事件の取調べは全く行われておらず、専ら本件強盗殺人事件の取調べが行われたのであるから、同日夜以降の逮捕及び勾留は、別件暴力行為等事件による逮捕及び勾留としての実体を失い、



実質上、本件強盗殺人事件を取り調べるための身柄拘束となったとみるほ  
かない。したがって、この間の身柄拘束は令状によらない身柄拘束であり、  
その間のA Aに対する取調べも違法な身柄拘束状態を利用して行われたも  
のとして違法といわざるを得ない。この取調べの違法は、憲法及び刑訴法  
5 の所期する令状主義の精神を没却するような重大なものであり、かつ、将  
来の違法捜査を抑制する見地からも、この間の取調べにより得られたA A  
の自白調書の証拠能力は全て否定されるべきであった。

#### エ A Aに対する本件勾留請求の違法

A Aに対する本件逮捕に係る逮捕状の請求及び本件勾留請求は、いずれ  
10 も違法であり、これらに引き続く本件勾留の延長請求も違法である。

(被告国の主張)

争う。

#### (1) 別件窃盗事件勾留に関する検察官の行為に違法がないこと

刑訴法上、ある事件の勾留中に、他の事件の取調べを行うことを禁じる規  
15 定は置かれておらず、実質的にみても、個々の犯罪事実ごとに逮捕・勾留の  
手続を繰り返すと、かえって身柄拘束期間の点で被疑者に不利にもなり得る  
ことにも照らせば、①たとえ、「別件」での勾留後に「本件」についての被  
疑者の取調べをすることを予定していたとしても、「別件」それ自体に勾留  
の理由と必要性が認められる限り、原則として「別件」に係る検察官の勾留  
20 請求が国賠法上違法とされることはないが、②「別件」それ自体に勾留の理  
由と必要性が認められる場合であっても、検察官において、「別件」につい  
ては全く捜査をする意思がなく、「別件」に係る逮捕・勾留の実質が「本件」  
の身柄拘束そのものであると評価され、令状主義が潜脱されたと認められる  
ような例外的な場合に初めて、当該勾留請求が国賠法上違法とされるもの  
25 というべきである。なお、「別件」と「本件」とが関連性を有する場合には、  
「本件」での被疑者の取調べが「別件」での取調べとしての側面を有するこ

とになるから、「別件」の取調べと並行して「本件」の取調べを実施したというだけでは、上記②の場合に該当するものではない。

ア 別件窃盗事件勾留は勾留の要件を満たしていること

5 原告は、別件窃盗事件での逮捕後、同事件に係る犯行を認めており、この点のみからしても同事件について原告に対する犯罪の嫌疑が認められたことは明らかである。

10 また、別件窃盗事件の被害者であるAPは原告の知人であり、原告がAPに接触することは容易であった上、原告は犯行当時、AA及びBCと行動を共にしており、当該両名が共犯である可能性も否定できない状況であったことからすると、原告において、APに働き掛けて被害申告を取り下げさせ、AA及びBCと犯行状況につき通謀するなど、罪証隠滅を行うおそれが認められた。

15 さらに、別件窃盗事件は、知人からの窃取とはいえ、その被害額は当時の大卒者の平均初任給の額の3分の1以上にもなり、軽微な事案であるとはいえないし、原告には同種余罪の嫌疑も存在しており、仮にこれらにつき公訴が提起されれば相応の処罰が予想されたこと、原告が単身で就業状況が不安定であったことなども考慮すると、逃亡のおそれも認められた。

そして、上記のような諸事情に加えて、原告が当時20歳の健康な若者であったことなどを考慮すれば、勾留の必要性も認められた。

20 以上のとおり、原告についての別件窃盗事件の勾留請求は勾留の要件を全て充足したものであったから、当該勾留請求に国賠法上の違法がないことは明らかというべきであるし、上記の証拠状況や原告に関して認められた諸状況の下で、検察官が別件窃盗事件について原告を勾留する要件が備わっていると判断したことは、少なくとも合理的根拠を伴った合理的な判断過程によるものであるといえる。

25

イ 別件窃盗事件勾留における身柄拘束が、専ら本件強盗殺人事件の取調べ

をする目的でされたものであるとは認められないこと

原告の別件窃盗事件の勾留期間においては、原告の取調べ以外の捜査も着実に行われていた。

また、別件窃盗事件に係る勾留請求後、本件強盗殺人事件による逮捕までの原告の取調べは、本件強盗殺人事件に関連する事項を取り調べる際にも、そのほとんどは、本件強盗殺人事件の犯行当日（8月28日）を含めた別件窃盗事件（9月3日）の犯行に至るまでの生活状況等を確認するという方法により行われており、本件強盗殺人事件への関与のみを連日にわたって追及的に取り調べたものとはいえない。作成された供述調書の内容を見ても、本件強盗殺人事件の犯行状況を録取したものは、10月15日及び同月18日に作成された供述調書の合計2通にすぎず、その余の供述調書は、本件強盗殺人事件の前後の生活状況等に関するものである。そして、別件窃盗事件と本件強盗殺人事件とは、犯行時期が近接しており（8月28日と9月3日）、また、いずれも財産犯であるから、本件強盗殺人事件を含めた別件窃盗事件に至るまでの生活状況等につき原告を取り調べることは、一面において、別件窃盗事件の犯行の経緯、動機その他情状事実等の解明のための取調べでもある。

さらに、別件窃盗事件の勾留中に、同事件とも関連する窃盗余罪について取調べを行い、捜査を遂げて公訴提起に至っていることも、別件窃盗事件に係る勾留請求後、本件強盗殺人事件による逮捕までの間、専ら本件強盗殺人事件の取調べが行われていたものではなく、捜査官が同期間を専ら本件強盗殺人事件の捜査に用いる意図でなかったことを端的に示すものである。

なお、原告は、10月11日から同月23日までの原告の取調べ状況について、作成された供述調書の冒頭に「右の者に対する強盗殺人被疑事件につき（中略）取り調べたところ、任意次のおり供述した。」との頭書

があることをもって、同供述調書が作成された日の取調べは、専ら本件強盗殺人事件の取調べであった旨主張するが、上記期間中の取調べが専ら本件強盗殺人事件に関するものであったか否かは、供述調書の頭書によって形式的に決せられるものではなく、実質的な取調べ事項や取調べ内容によって決せられるべきである。また、原告は、別件窃盗事件の勾留中の取調べの状況について、取調べ官と原告との間のやり取りについても主張しているが、その根拠としているものは、専ら確定審上告審決定で排斥された原告の上告趣意書のみであるから、何らの確な証拠に基づかない主張というべきである。

ウ 別件窃盗事件勾留に係る勾留延長請求について

原告は、前記ア記載のとおり、逮捕事実である別件窃盗事件のみならず多数の同種余罪を自白していたのであり、検察官としては、原告の起訴・不起訴の判断に当たって、これらの余罪についても更に原告を取り調べるなどの捜査を尽くす必要があると判断することは何ら不合理ではないところ、当該捜査に当たっては、原告の取調べに先立ち、かかる余罪の裏付け捜査を行うことが必要不可欠である。そして、検察官が勾留延長請求をした10月19日以降、現に前記ア記載のような被害事実の裏付け等の捜査を行い、さらに、本件強盗殺人事件で原告及びAAを逮捕した後の11月4日には窃盗余罪の被害者の被害答申書等が作成され、これら所要の裏付け捜査を経て、同月5日及び同月6日にこれら窃盗余罪につき原告の取調べを行ったのであるから、窃盗余罪の取調べを理由とした上記勾留延長請求には何ら虚偽はなく、国賠法1条1項の適用上違法でないことは明らかである。

なお、別件窃盗事件での勾留12日目である10月23日には、本件強盗殺人事件で原告を逮捕しているから、その後は本件強盗殺人事件の取調べが優先的に行われていたとしても当然であり、そのことが別件窃盗事件

の勾留延長請求の違法性を基礎づけるものとはならない。

エ 別件窃盗事件逮捕及び別件窃盗事件勾留を利用した取調べが違法でないこと

上記のとおり，別件窃盗事件逮捕及び別件窃盗事件勾留は違法でないから，かかる身柄拘束を利用した取調べは違法ではない。

(2) 本件勾留について

ア 本件勾留が勾留の要件を満たすこと

前記(1)記載のとおり，別件窃盗事件に係る勾留請求は適法であって，勾留請求に係る勾留にも違法な点はなく，同勾留期間中に行われた本件強盗殺人事件に関する原告の自白は，違法な身柄拘束状態を利用して得られたものではない。

また，勾留の際に必要とされる犯罪の嫌疑の程度については，捜査の流動性，迅速性，密行性等に鑑みれば，公訴提起の際に要求されるものよりもなお低いもので足りるところ，本件強盗殺人事件に係る勾留請求時点（10月25日）では，適法に得られた原告の自白のほか，少なくともA D，A E 及びA Fの各供述によって，原告及びA Aが本件強盗殺人事件の犯行時間に近接する時間帯に本件犯行現場付近にいたことが裏付けられていたのであるから，A Aの自白の存否にかかわらず，原告の本件強盗殺人事件に係る勾留請求の時点において，勾留に際して必要とされる犯罪の嫌疑が存したことは明らかである。

さらに，以下のとおり，A Aの別件暴力行為等事件に関する勾留が専ら本件強盗殺人事件の取調べのためにされたとは認められず，かつ，実際にも上記期間中に行われたA Aに対する取調べは専ら本件強盗殺人事件に関して行われたものではない。

すなわち，B M 警察官の証言によれば，別件暴力行為等事件によるA Aの逮捕は，別件窃盗事件による原告の逮捕と同様，別件暴力行為等事

件自体の逮捕の必要性を前提とした上で、これと並行して、本件強盗殺人事件に係るAAのアリバイをも確認する予定の下でされたものであり、別件暴力行為等事件による勾留も、専ら本件強盗殺人事件を取り調べる目的でされたものとは認められない。そして、AAについて10月17日に別件暴力行為等事件に係る勾留請求がされてから同月23日に本件強盗殺人事件で逮捕されるまでの間に作成されたAAの供述調書は、同月17日付け員面調書（乙348）、同月21日付け員面調書（乙349）及び同月22日付け員面調書（乙350）である（なお、同月23日付け員面調書（乙351、352）は、その内容からいずれも本件強盗殺人事件で逮捕された後に作成されたものと認められる。）。このうち、同月17日付け員面調書は、本件強盗殺人事件の犯行状況に関するものであるが、その後作成された同月21日付け員面調書及び同月22日付け員面調書は、昭和41年5月に母が死亡してから8月27日までのAAの生活状況や、同月28日の本件強盗殺人事件の犯行直前までのAAの行動に関するものであり、同事件の犯行状況について直接言及したものではない。また、別件暴力行為等事件の犯行は、本件強盗殺人事件の翌日である同月29日に行われたものであり、両者の犯行時期が近接し、いずれも共謀による粗暴犯という共通する罪質を備えていることからしても、AAの経歴や生活状況、別件暴力行為等事件までの行動等を聴取することは、その経緯、動機その他情状事実等の解明のためにも必要な取調べであるから、「専ら」本件強盗殺人事件について取り調べたと評価されるものではない。したがって、AAの別件暴力行為等事件での勾留も違法なものではなく、AAの自白に証拠能力がなかったとする原告の主張はその前提から失当である。

イ 本件勾留請求時において、必要な裏付け捜査を怠ったものではないこと

原告は、本件強盗殺人事件で逮捕された後、検察官による弁解録取の際には、本件犯行を認めており、アリバイの主張をしていなかったのである

から、かかる自白自体で、少なくとも勾留請求に求められる程度の嫌疑が認められることは明らかであり、検察官において、事件送致から勾留請求までの間に、既に原告自らが撤回していたアリバイ主張の裏付け捜査を行うべき義務があったとは認められない。

5           また、原告は、10月15日に本件強盗殺人事件を自白して以来、同月20日夕方までは一貫して自白していたが、同日夜に初めて警察官に対し明確なアリバイ主張をするに至ったと認められるところ、遅くとも同月22日にはそのアリバイを撤回して本件犯行を再度自白するに至っており、アリバイの主張がされたのは一時的かつ短期間にとどまり、勾留請求時点では自白しているという供述経過に加え、共犯者であるAAも自白しており、また、既にAD、AE及びAFの各供述等が得られていたという当時の証拠関係に照らせば、過去に行った原告の上記アリバイ主張の信用性は乏しいと判断しても不合理ではなく、検察官において、上記アリバイの裏付け捜査を行わないまま本件強盗殺人事件に係る勾留請求をしたとしても国賠法上違法ではない。

10  
15  
(3) 本件勾留の延長請求について

上記のとおり、本件強盗殺人事件に係る検察官の勾留請求は国賠法1条1項の適用上違法ではないから、これに引き続く勾留延長請求も同様に違法ではない。

20 (被告側の主張)

否認ないし争う。

(1) 別件窃盗事件逮捕が違法でないこと

ア 別件窃盗事件逮捕に係る逮捕状の請求

25           別件窃盗事件逮捕においては、原告が別件窃盗事件での逮捕直後に別件窃盗事件の犯行を認めていることなどから、「被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由」があったことは明らかであり、また、別件窃盗

事件の被害者が原告の知人であり、原告が同人に接触することは容易であるなど罪証隠滅のおそれも認められ、「逮捕の必要」もあった。

そして、捜査本部では、別件窃盗事件の逮捕後には、原告の取調べの際に8月28日の原告の行動について確認する予定であったが、別件窃盗事件の逮捕時点で原告を本件強盗殺人事件の被疑者であると断定していたわけではなく、別件窃盗事件には逮捕の理由及びその必要性が認められ、別件窃盗事件による逮捕・勾留の期間中に、別件窃盗事件やその他同種余罪の取調べと併せて、同日の行動確認を行う意図を有していたにすぎず、別件窃盗事件の逮捕・勾留を利用して、証拠のそろっていない本件強盗殺人事件について原告の取調べを行う目的を有していたものではない。このことは、本件強盗殺人事件の被疑事実により通常逮捕されるまでの間に作成された原告の供述調書のうち、本件強盗殺人事件の犯行に直接言及しているのは、10月15日付け員面調書と同月18日付け員面調書のみであることから明らかである。

また、別件窃盗事件及び余罪窃盗各事件の犯行期間は、昭和41年3月13日から昭和42年10月10日までに及んでいて、別件窃盗事件の直前である8月28日前後の原告の行動を確認することは、別件窃盗事件の取調べとしても必要な事項であり、また、別件窃盗事件と本件強盗殺人事件はいずれも財産犯であって、別件窃盗事件と並行して本件強盗殺人事件を取り調べることは、別件窃盗事件や余罪窃盗各事件の犯行動機の解明や犯行に至る経緯、犯行後の状況を明らかにする面を有し、別件窃盗事件と本件強盗殺人事件とは関連性を有するものである。

したがって、原告に対する別件窃盗事件での逮捕は、別件の取調べがほとんどされず、「専ら」本件の取調べが行われた場合には該当せず、別件窃盗事件逮捕の実質が本件強盗殺人事件に係る身柄拘束であると評価されるものではない。



イ 10月13日以降の身柄拘束

10月13日以降、本件強盗殺人事件による逮捕までの原告の取調べは、本件強盗殺人事件に関連する事項を取り調べる際にも、そのほとんどは、本件強盗殺人事件の犯行当日である8月28日を含めた9月3日の別件窃盗事件の犯行に至るまでの原告の生活状況等を確認する方法により行われ  
5 ており、本件強盗殺人事件への関与のみを連日にわたって追及的に取り調べたりはしていない。そのため、作成された供述調書のうち、本件強盗殺人事件の犯行状況についての供述を録取したものは、10月15日付け員面調書（乙328）及び同月18日付け員面調書（乙331）の2通だけ  
10 であり、その余の員面調書（乙329、330、332、333）には、本件強盗殺人事件の前後の生活状況等に関する供述が録取されているにすぎない。また、同月16日に作成された上申書にはその他の窃盗余罪事件について記載され、同月17日の録音を用いた取調べにおいても、窃盗余罪について取調べが行われていることからしても、本件強盗殺人事件によ  
15 る逮捕までの間に、本件強盗殺人事件に関連する事項だけでなく、別件窃盗事件と関連する窃盗余罪についても取調べが行われたものである。

そして、原告による別件窃盗事件及び余罪窃盗各事件の犯行期間は、昭和41年3月13日から昭和42年10月10日までに及んでいて、9月3日の別件窃盗事件の直前である8月28日前後の原告の行動を確認する  
20 ことは、別件窃盗事件の取調べとしても必要な事項であり、また、別件窃盗事件と本件強盗殺人事件はいずれも財産犯であって、別件窃盗事件と並行して本件強盗殺人事件を取り調べることは、別件窃盗事件や余罪窃盗各事件の犯行動機の解明や犯行に至る経緯、犯行後の状況を明らかにする面を有するものである。

したがって、10月13日以降も、専ら本件強盗殺人事件の取調べが行  
25 われたものとは認められず、実質上本件強盗殺人事件を取り調べるための

違法な身柄拘束であるものとはいえない。

なお、原告は、作成された員面調書の冒頭に「右の者に対する強盗殺人被疑事件につき（中略）取り調べたところ、任意次のおり供述した」との記載があることをもって、同員面調書が作成された日の取調べが専ら本件強盗殺人事件の取調べであった旨主張するが、当該取調べが専ら本件強盗殺人事件に関するものであったか否かは、同員面調書の冒頭の記載で形式的に決まるものではない。

(2) 10月19日の逮捕状請求が違法ではないこと

上記(1)記載のとおり、別件窃盗事件に係る逮捕・勾留に違法な点はなく、前述のとおり、同勾留期間中にされた本件強盗殺人事件に関する原告の自白は、違法な身柄拘束状態を利用して得られたものではない。

また、本件強盗殺人事件に関するAAの自白についても、違法な身柄拘束状態を利用して得られたものではない。すなわち、別件暴力行為等事件によるAAの逮捕は「被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由」と「逮捕の必要」があり、別件窃盗事件による原告の逮捕と同様に、これと並行して、本件強盗殺人事件に係るAAのアリバイをも確認する予定の下でされたものであり、専ら本件強盗殺人事件を取り調べる目的でされたものではない。

さらに、10月16日以降、本件強盗殺人事件で逮捕されるまでに作成されたAAの員面調書は、同月17日付け員面調書（乙348）、同月21日付け員面調書（乙349）及び同月22日付け員面調書（乙350）であるところ、本件強盗殺人事件の犯行状況に関する供述が録取されているのは同月17日付け員面調書のみであり、その後作成された調書には、昭和41年5月にAAの母親が死亡してから8月28日の本件強盗殺人事件の犯行前までのAAの生活状況や行動についての供述が録取されていて、本件強盗殺人事件の犯行状況について直接言及したものではない。そして、別件暴力行

5 為等事件及びその他の傷害，恐喝等の余罪事件の犯行期間は，1月3日から  
8月31日までに及んでいて，別件暴力行為等事件の直前である同月28日  
前後のAAの行動を確認することは，別件暴力行為等事件の取調べとしても  
必要な事項であり，また，別件暴力行為等事件と本件強盗殺人事件はいずれ  
も人の身体に危害を加える暴力事犯であり，別件暴力行為等事件と並行して  
本件強盗殺人事件を取り調べることは，別件暴力行為等事件及び傷害，恐喝  
等の余罪事件の犯行動機の解明や犯行に至る経緯，犯行後の状況を明らかに  
する面を有するものである。

10 したがって，10月16日以降，本件強盗殺人事件による逮捕までの間の  
AAに対する取調べは，別件の取調べがほとんどされず，「専ら」本件の取  
調べが行われたものとは到底いえないものであり，実質上本件強盗殺人事件  
を取り調べるための違法な身柄拘束ではない。

(3) 本件逮捕状請求について必要なアリバイの裏付け捜査を怠ったまま本件強  
盗殺人事件につき逮捕したとの原告の主張が失当であること

15 原告は，10月20日の夕食後に初めて，本件強盗殺人事件があった8月  
28日の午後7時過ぎ頃から「養老乃瀧」で飲食していたなどのアリバイ主  
張をしたものであるから，本件強盗殺人事件について逮捕状を請求した10  
月19日時点では，原告の本件強盗殺人事件の自白が維持されていたことは  
明らかである。

20 また，原告は，同月20日に具体的なアリバイ供述をして本件犯行を否認  
したが，共犯者であるAAが本件強盗殺人事件について，原告と犯行に及ん  
だ旨自白しており，また，同月19日の事情聴取において，AEが，AA  
が布佐駅玄関脇のポストの辺りに二人か三人で立ち話をしていて，AA以  
外の名前を知らない男もチンピラ風だったが，二人は，布佐の男と思うが同  
25 年輩の丈の低い男に対して，殺しちゃうぞとか言っていたのを聞いた旨供述  
していたのであるから，原告のアリバイ主張後に，AU警察官が原告に対し

て、8月28日の原告の行動について確認することは捜査上必要といわざるを得ない。その結果、原告は、遅くとも10月22日にはアリバイ供述を撤回して、本件犯行を再度自白するに至った上、同日の事情聴取において、AHが8月28日に成田線の車内でAAに会ったように思う旨供述し、原告に対する本件強盗殺人事件の逮捕状の執行時刻との先後関係は不明であるものの、原告を本件強盗殺人事件で逮捕した10月23日の事情聴取において、ADが、8月28日に我孫子駅ホームで、午後6時47分発の列車の3両目辺りの窓から顔を出している原告とホームに立つAAが話をしていたのを目撃した旨供述していたのであるから、原告自ら短期間で撤回したアリバイ主張の信用性は低いものとして10月23日に原告を本件強盗殺人事件で逮捕したとしても、国賠法1条1項の適用上違法と評価される余地はないといわざるを得ない。

なお、捜査機関は、本件強盗殺人事件で原告を逮捕した後、原告のアリバイ供述に関して、高田馬場の「養老乃瀧」の店長の事情聴取を行った上、同人は、同人以外に8月28日に出勤した店員3名にも確認し、「おしぼりをくれなかったので、文句を言った。」という原告の供述にある出来事はなかったのではないかと思う旨及び原告の写真を見ても記憶がない旨確認しており、「ジュン」に関する裏付け捜査についても、本件犯行当日の夜に「ジュン」にいたと思われる者で最も原告と親しい関係にあったAL及び同店の経営者で原告と面識のあるAMに対して事情聴取を行い、原告の来店の有無、来店時間等を確認しているのであり、原告のアリバイ主張につき裏付け捜査を行っている。

#### (4) AAに対する身柄拘束

##### ア 別件暴力行為等事件に係る逮捕状請求

別件暴力行為等事件に係る9月30日の逮捕状請求については、専ら本件強盗殺人事件を取り調べる目的でされたものではない以上、令状主義を

潜脱する違法な身柄拘束のための逮捕状請求ではない。

イ 10月16日以降の身柄拘束

AAに対する10月16日以降の身柄拘束も実質上本件強盗殺人事件を取り調べるための違法な身柄拘束ではない。

5 2 警察官による取調べに違法があるか否か（争点2）

（原告の主張）

憲法31条による適正手続の保障は、裁判所における公判手続だけではなく、捜査機関の行う捜査手続にも及ぶところ、適正な手続というためには、法律に違反した手続であってはならないことはもちろん、法律に直接抵触することはなくとも、国民の基本的な人権を不当に侵害する手続であってはならない。

また、憲法38条1項は「何人も、自己に不利益な供述を強要されない」と規定し、刑訴法198条2項は、更に進めて「取調べに際しては、被疑者に対し、あらかじめ、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げなければならない」と規定し、犯罪捜査規範169条1項も同旨を規定していることから、供述拒否権の告知のない取調べは当然に違法である。

そして、取調べの違法性の有無を判断するについては、憲法、刑訴法、犯罪捜査規範の諸規定によることは当然として、狭義の法規違反のみに限るべきでなく、基本的な人権の尊重、権利濫用の禁止、公共の福祉の維持、公序良俗、信義則、条理などの法運用の一般原則をも取り入れて判断の基準とすべきである。任意性を損ない、虚偽の自白を招き、人権を侵害する取調べを違法な権力の行使とするのでなければ、適正手続は保障されないことが明らかであるから、特段の事情がない限り、自白の任意性が否定されるときは、国賠法上も違法と評価されるべきであり、違法な取調べとなる場合を基本的な人権を侵害するような強度な精神的圧迫を加えて供述を強制した場合に限定すべきではない。なお、取調べの違法性に関する判断は、捜査官の主観に委ねた場合、違法な取調べを規制することが不可能となるから、裁判所の事後的かつ客観的な検証に委ねる

のが相当であり、捜査官による取調べの巧拙についての個人差を考慮に入れる必要はない。

上記に照らすと、以下の警察官の取調べは、違法である。

(1) 原告に対する取調べ

5 ア 長期間にわたる取調べ

別件窃盗事件逮捕及び別件窃盗事件勾留中の10月13日から本件逮捕及び本件勾留中の11月3日までの22日間、原告は、本件強盗殺人事件についての取調べを1日も欠かすことなく、毎日長時間の取調べを受けており、その取調べ内容は、原告が否認していたときには8月28日のアリバイの追及、自白した後は犯行に至る経緯から犯行状況、犯行後の行動に至るまで、詳細なものであった。

上記の取調べの期間のみに注目しても、別件窃盗事件逮捕及び別件窃盗事件勾留での身柄拘束期間も利用して22日間（別件窃盗事件に関する取調べも合わせれば29日間連続）連続して取調べをすること自体、任意に  
15 されたものとはいえないことは明らかであり、国賠法上違法である。

イ 長時間にわたる取調べ

別紙「原告の取調べ時間」によれば、原告は、10月13日から本格的に本件強盗殺人事件の取調べを受けているが、当時、原告は犯行を否認しており、かつ原告が犯人であることを示す物証や目撃供述もなく、捜査側の  
20 投げ所は、原告のアリバイがはっきりしないという1点だけであった。そうすると、原告に対する本件犯行に対する取調べの内容は、8月28日の行動を問いただすという限られたものにならざるを得ないはずであるが、10月13日から同月15日に自白するまでの原告の取調べ時間は約1583分にも及び、特に同月14日の取調べは12時間近くも行われているなど、自白の獲得を目的としていたとしか考えられない長時間の取調べが  
25 行われている。そして、原告が自白すると連日のように6時間から10時

間前後もの取調べが行われ、再度否認に転じて取手署留置場に逆送された  
12月1日以降も連日8時間前後の取調べが行われている。

これらは、原告が任意に供述していたとは評価できない長時間の取調べ  
であり、国賠法上も違法である。

5 ウ 脅迫的な雰囲気及び言動を用いた取調べ等

(ア) 原告は、10月12日に、別件窃盗事件での勾留質問を終えて取手署  
に戻ると、B P警察官から、勾留状を示された。勾留状の余白部分は何  
かとの原告の問いに対し、B P警察官は、「甲 の調べが終わらない時  
に何日でも調べられるように空けてある」と答えた。

10 このような警察官の言動は、当時20歳と若く、逮捕勾留に時間的な  
制約があることや、勾留中の取調べに受忍義務がないことを知らない原  
告に対し、取調べがいつまで続くか分からないという強い不安を与え、  
自白に追い込もうとするものであるといえる。

(イ) 10月13日以降、本件強盗殺人事件に関する取調べは、留置場内看  
15 守仮眠室において行われた。

別件窃盗事件及び余罪窃盗各事件に関する取調べは本件強盗殺人事件  
のそれとは異なり留置場前接見室で行われていることからしても、取調  
べの場所を留置場内に置き、寝食の場と取調べの場をできるだけ近くす  
ることで原告に心理的圧迫を加え、自白に追い込もうとするものである  
20 といえる。

(ウ) 10月13日午後の取調べにおいて、A U警察官は、原告に対し、次  
のように発言した。

「一日も早く自白した方が偉い人たちの感じ方も違うし、貴公には有利  
なんだぞ」

25 「下手に突っ張ってると大変なことになるんだ、死刑だってあるんだぞ」

このような発言は、原告に否認を続けた場合の不利益を強く印象づけ

で脅迫することで自白を引き出すことを目的としたものといえる。

(エ) 逆送後の取調べは、留置場内看守仮眠室で行われており、前記(イ)と同様の目的をもってされたことが明らかである。

(オ) 12月1日以降の取調べにおいて、「そんな調べはやりたくない、答

えたくない」という原告に対し、AU警察官は以下のような発言をした。  
「いやおれはおまえのためを思って親切でやっているんだ、おまえはもう犯人になるんだと、今までつくった調書が犯人だからどうでもいいんだ」

「俺はお前のためを思ってやっている、大変なことになるぞ、多分死刑もあるぞ」

「認めればお上の何とかもお慈悲」

このような発言は、前記(ウ)同様、原告に否認を続けた場合の不利益を強く印象づけて脅迫することで自白を引き出すことを目的としたものといえる。

## エ 自白の強要

(ア) 捜査側に証拠がないにもかかわらず原告の言い分に全く耳を貸さず、自白を強要する取調べ

AU警察官は、10月13日午後以降の本件強盗殺人事件の取調べにおいて、原告に対し、以下のような発言をした。

### ① 10月13日午後の取調べ

「ABさんを殺したことを話さずに真実が話せるか、取手からどこを  
通ってd に行ったんだ」

「悪事千里を走る、と言って、悪いことをすればそのことはすぐ誰に  
でもわかっちゃうんだよ、取手で盗みに入って娘っ子を殺した奴も  
1年ぐらいして捕まったんだ」

「ABさんも苦しかったろうなあ」



「B O に泊まった29日の晩は遅くまで起きていたようだが見つかるんじゃねえかと寝られなかったんだろう」(11.23獄中日記にも同趣旨の記述)

5 「8月31日にd に行ったというのはどんな様子かと見に行ったんだろう、それが犯人の心理というものだ」(11.23獄中日記にも同趣旨の記述)

「31日にAAとタクシーでBA のところに行ったとき、ABさんの家の前で缶詰の話をしたようだが、ABさんのところに持って行った奴か。」

10 「流山で貴公が盗みをした時、あの部屋に人間が寝ていたらもう一人死んでたっけな」

「貴公のような人間がいなかったら、ABさんも死なずに済んだよ」

② 10月14日の取調べ

15 「お前が犯人でなくてどこに犯人がいるんだ、お前のような人間がいなかったらこんな事件も起きなかったよ」

③ 10月14日午後12時近くの取調べ

「眠らせてくれと言うのがやましい証拠で、犯人の証拠なんだ」

④ 10月16日午前の取調べ

20 「ゆうべ泊まりの看守さんに、俺はやってないなんて言ったらしいが、そんなことだから本当のことが話せないんだ」

取調べにおいては、単に被疑者の言い分を聞くだけでなく、供述の矛盾点を突いたり、証拠関係と合わない点を問いただすなどすることがあるにしても、目撃者がいない、原告と本件犯行を結び付ける物証は存在しないといた当時の証拠状況からすれば、以上のような取調べは、その許容範囲を超え、自白を強要する取調べであるといえる。

(イ) 捜査側のイメージする事件像や捜査側に都合の良い他の供述に合うよ

うに供述を強要する取調べ

10月13日午後以降の本件強盗殺人事件の取調べにおいて、AU警察官の原告に対する以下のような発言ないし、AU警察官と原告との間で以下のようなやり取りがあった。

5 ① 10月17日夕食後の取調べ

「甲，いい加減に全部話したらどうだ。AAはとっくに掴まっ  
て、泣いて両手をついて謝って、甲が首を絞めて殺したととっ  
くに詳しく話しているんだぞ」（茨城県警捜査員が来てAU警察官と  
会話した後のAU警察官の発言）

10 ② 10月18日の取調べ

「お前も金をとってきたはずだ」

「言いづらいたろうが、どうせ同じことなんだから話してみろ」

「お前もAAに金を見せたそうじゃないか」

15 AU警察官が上記のような発言を繰り返し行った結果、原告は、AU警察官の求めるまま、被害者方から6万円盗ってきたという話を作ったものである。

③ 10月21日から同月24日までの取調べ

「AAが、お前に金を分けたと言ってるんだが、もらったんじゃねえ  
が」

20 「どうせ同じことなんだから話してみたらどうだ」

このようにAU警察官から繰り返し言われ、原告はAU警察官の質  
問に合わせる形でAAから3万円もらったと話を作るが、8月29日  
以降の所持金や用途のつじつまが合わなくなり、自分が盗った金額は  
7000円であり、柏で降りたときにAAに1000円もらったなど  
25 と訂正している。なお、調書上は訂正の理由として「AAがいっぱい  
奪ったのに俺が少ないんではおかしく思われると思ったから嘘をいう

たんであります。」などとしているが、わざわざ信用されるために嘘をつくというこの理由自体が不自然であり、供述の変遷を全体としてみれば、原告が主張するような供述の強要があったことは明らかである。

5 ④ 10月23日の取調べ

AU警察官「我孫子駅でAAと会ったところから話してくれ」

原告「ベンチに座っているとAAが来た・・・」

AU警察官「そこで会ったのと違うだろ、我孫子で列車の表と中にな  
ってAAと話したろ」

10 原告「それは8月31日のことですよ」

AU警察官「いや、ちゃんと見たという人がいるんだから間違いない  
んだ」

⑤ 10月21日から10月24日の取調べ

AU警察官「栄橋の石段のところで何があったろ」

15 原告「石段を駆け上がったときに怒鳴ったことですか、でもこの話は  
9月1日ですよ」

AU警察官「それはおまえの勘違いだ、3人が8月28日と言ってん  
だから間違いない、お前一人が言うことよりも3人が言うことの方  
が正しいだろ」

20 (ウ) 警察官による否認撤回の強要

AU警察官は、12月1日以降の取調べにおいて、原告に対し、以下  
のとおりこのまま否認を続けても犯人になるという趣旨の発言を繰り返  
し、再度自白するよう強要した。

「検事様のところで気が変わったのはどうしてなんだ」

25 「お前の言うことなど検事様は信じてないよ。甲 の気持ちが変わった  
のを直せるのはAUさんしかいないから、どうして気持ちが変わった

のかを良く見てくれてって検事様に頼まれて身柄を貰ってきたんだから、  
どうして気持ちが変わったんだが話してみろ」

(エ) 警察官による自白撤回の阻止

5 AU警察官とAV警察官は、12月22日から同月27日までの取調べにおいて、原告を留置場内看守仮眠室に入れ、「もう変な気をおこすんじゃないぞ」、「裁判になっても本当のことを話すんだぞ」などと言  
い続け、再び原告が否認することがないよう強要した。

オ 偽計を用いた取調べ

10 AU警察官は、10月13日午後以降の本件強盗殺人事件の取調べにおいて、原告に対し、以下のような発言をした。

(ア) 根拠のないアリバイ否定

AU警察官は、10月27日午後7時過ぎにアリバイを思い出したと原告が話したことを受けて、翌28日午前、以下のとおりの発言をした。

「お前の言ったことは全部調べてみたが、嘘だったよ」

15 「俺もお前が犯人じゃない方がいいと思ったんだがな。本当のことを話せや」

この点につき、原告による前日の午後7時過ぎのアリバイ主張を受けて翌朝には裏付け捜査が完了したとは考えられず、取調官が虚偽の発言をして自白を維持しようとしたことは明らかである。

20 (イ) 存在しない目撃者の話

AU警察官は、10月13日午後から同月14日にかけて、原告に対し、以下の発言をした。

「貴公とAAをABさんの家の前で見ただよ」

25 「貴公が勝手口の石台に上がってABさんと話していて、AAが道路に立っていたのを、道路を通った人が見ているんだよ、その人が道路に立っていたのがAA で石台に上がってABさんと話していたのが

甲 だったと断言するんだから駄目だ」

「天網恢々疎にして漏らさずと言って、誰も見ていないと思ってもどっかで人は見ているもんだ。甲 もまさか見られているとは思わなかったろうな」

5 「見られてるんだからしょうがねえだろ」

現在明らかとなっている証拠からすれば、8月28日に被害者方前で原告とAAを見たとの目撃供述は存在せず、AU警察官が原告の自白獲得を目的としてこのような虚偽の発言をしたことは明らかである。

(ウ) 原告の母親も疑っていると思わせる言動

10 AU警察官は、原告に対し、以下の発言をした。

「貴公の母ちゃんも、やったことは仕方ないんだから一日も早く素直になって話せ、と言ってるんだぞ」

「会わせられないが、言ったのは本当だから話してみろ」

15 11月18日付けAU警察官宛の手紙(甲B9)及び再審公判被告人供述によれば、原告の母親は、原告が本件強盗殺人事件の犯人である旨の新聞報道に腰を抜かしたというのであって、これは、原告を本件強盗殺人事件の犯人ではないと信じていたからにほかならず、そうであれば、「やったことは仕方がないから」といった発言を母親がするはずもなく、AU警察官が原告の自白獲得を目的としてこのような虚偽の発言をしたことは明らかである。

20

(エ) 本件ポリグラフ検査結果に関する虚偽説明

AU警察官は、10月15日午後の本件ポリグラフ検査の30分後、原告に対し、「貴公の言うことは全て嘘と出たよ、もう駄目だから本当のことを話してみろ」と発言をした。

25

現在明らかとなっている証拠からすれば、そもそも原告が本件強盗殺人事件の犯人であるとの検査結果自体、時期を問わず存在しないもので

あるから、AU警察官が原告の自白獲得を目的としてこのような虚偽の発言をしたことは明らかである。

(オ) 新聞報道に関する虚偽説明

AU警察官は、原告に対し、「そりゃ、お前さんが出されちゃ困ると  
5 いうなら、(新聞に) 出さないようにするよ」と発言をした。

当時の原告の日記や手紙等からすれば、AU警察官が自白しても新聞には出さないと約束したこと、その約束が原告の自白のきっかけの一つになっていることは明らかであり、AU警察官が原告のそのような心理状態を利用して自白を獲得すべくこのような虚偽の発言をしたものとい  
10 える。

カ 利益誘導的な取調べ

AU警察官は、10月14日の本件強盗殺人事件の取調べにおいて、否認する原告が空腹なので自分のお金で食べ物を買ってきてほしいと頼んだのに対し、「それ(甲のお金で何かかってきてやること)はできないけれど、魚心あれば水心だ」と発言をした。  
15

その後、原告が本件強盗殺人事件について自白すると、AU警察官は寿司や饅頭、りんご等を原告に与えた。これらが、原告の自白のきっかけとなり、また自白を維持する理由ともなっていたことは、「水心と称し、買ってくれた寿司やまんじゅう、りんごは私の空腹感を癒してくれました。水心という奴は、私に進んで誘導に答える力を与えて呉れたのでありました。」、「あの時点で認めたと云うのは、そうしてれば、貴方達のきげんも良く、食べ物もある程度買ってくれると思ってです」といった原告が当時記した手紙等の記載からも明らかであり、原告が任意に供述することができない状況を作り出すものであって、国賠法上も違法である。  
20

キ 誘導的な取調べ

原告が、10月15日に、本件強盗殺人事件を犯した外形的事実を認め  
25

ると、AU警察官は、同日以降の取調べにおいて犯行状況等を具体的に説明できない原告に対し、「正解を示しながら質問する取調べ」、「YES、NOで答えさせ、正解を暗示する取調べ」、「二者択一的な質問で正解を暗示する取調べ」、「正解が出るまで同じ質問を繰り返す取調べ」及び  
5 「客観的に正解かどうかは不明だが、取調官の望む答えを押し付ける取調べ」という方法を用いて原告を誘導した。

#### ク 余罪窃盗各事件起訴後の取調べ

原告に対する取調べ時間を集計した表（乙464）によれば、12月1日から同月27日まで取調べがされており、この間、全く取調べがなかったのは、同月10日、23日及び24日の3日のみである。  
10

原告は、同月4日に再自白をしているが、4日間連続で長時間の取調べがされている。同月8日にも再自白をしているが、同月1日から同月8日まで休みなしで毎日取調べがされている。同月11日から取調べが再開し、AQ検察官が取調べを開始する同月15日（なお、12月19日付け検面調書（乙308）に「今日で検事さんの取調べが5日目になる」と記載されているので、AQ検察官は同月15日から原告の取調べを開始したものと思われる。）の前日である同月14日まで取調べがされている。さらに、同月20日、26日、27日も取調べがされている。  
15

上記の余罪窃盗各事件起訴後の取調べは、以下のとおり、違法である。

#### 20 (ア) 再逮捕・再勾留との比較

刑訴法は、逮捕・勾留の期間を厳格に定めている（203条から205条まで）。それゆえ、再逮捕・再勾留については、犯罪の重大性、発見された証拠の重要性、被疑者の逃亡又は罪証隠滅のおそれの程度及び前の勾留の際に勾留延長がされているかどうかの等の事情により、極めて例外的な場合に限って許容され得るにすぎないものと解されている。  
25

ところで、原告について検討すると、別件窃盗事件の勾留期間中、1

0月13日から同月22日までの10日間は本件強盗殺人事件の取調べに流用されている。そして、同月23日に本件強盗殺人事件の逮捕状が執行され、11月2日に勾留が延長され、同月13日に延長後の勾留が満了している。したがって、原告及びA Aについて、本件強盗殺人事件は、いまだ身柄拘束下の取調べをしていない「余罪」ではない。上記のとおり本来の身柄拘束期間を使い切ったばかりか、原告については別件窃盗事件の勾留期間中10日間を流用までしているのである。

また、11月13日に本件強盗殺人事件について書類上釈放の措置が採られて以降、原告及びA Aと本件犯行とを結び付ける重要な証拠は何ら発見されていない。むしろ、同月23日付けの読売新聞は、「アリバイくずしには成功したものの、草薙りをして捜していた期待の財布が見つからなかったほか、目撃者の証言も、A R検事が直接聞いた範囲では、身長などのからだ格好から怪しくなってしまった。」と報道している。

このような状況の下では、本件強盗殺人事件の再逮捕・再勾留は到底認められない。そして、そのような状況にありながら、別件起訴後の勾留を利用することができるのであれば、刑訴法が定めた身柄拘束期間の制約を容易に潜脱できることとなるのであって、明らかに不当である。

(イ) 任意の取調べの前提としての取調べ受忍義務の不告知等

① 取調官による、本件について取調べを受けたくなければ、これを拒否し、取調室からいつでも退去できることの不告知

原告は、本件強盗殺人事件の被疑事実で警察の留置場に逮捕勾留されて警察署で取調べを受けており、一度は拘置所に移監された後、再度警察署の留置場に逆送されて、同じ容疑で同じ取調官の取調べを受けた。原告及びA Aは、当時成人に達したばかりで、取調べに関する法的知識はほとんど持ち合わせていなかった。取り分け、原告は、12月中、弁護人の助言は全く受けていなかった。したがって、本件強



盗殺人事件の取調べが任意の取調べしか許されないことは、取調官から告知されない限り、知る由もなかった。

5 にもかかわらず、取調官らは、原告に対し、取調室への出頭を強制されることがないこと及び取調室からいつでも退去し居房に戻ることができることを告知していない。すなわち、逆送後の本件強盗殺人事件の取調べは、任意の取調べの要件を全く満たしていない。

それどころか、無罪が推定されている被疑者・被告人に対して、立証責任を負っているのは検察官であるにもかかわらず、AQ検察官は、「やらないという理由を言ってみろ」とAAに対して迫り、あたかも立証責任が被疑者・被告人にあるかのような言い方をしている。AQ検察官は、裁判所の法廷においてすら、AAに対して、冒頭から「被告人は、強盗殺人事件について、俺はやっていないんだということを公判廷で主張しておるんだが、自分は犯人じゃないんだと、俺はやってないんだという理由を述べてもらいたい。」、「あるいは、俺は、犯人ではないんだという説明はできますか。」と詰問し、その後も、「説明できないのですか。」、「こういうわけだから、俺は犯人じゃないんだということを言えないんですか。」、「じゃ、理由はないんですか。」と詰問しており、およそ、任意の取調べとはいえない取調べを行ったことが、公判期日でのAQ検察官の言辞からも推測される。

## 20 ② 原告による取調べ拒否の無視

AU警察官は、逆送後、原告に対し、「検事様のところで気が変わったのはどうしてなんだ。」と聞いてきた。原告が「そのことでは、もうAUさんに話すことはありませんよ。」と本件強盗殺人事件の取調べを拒否しようとした。ところが、AU警察官は、「お前の言うことなど検事様は信用していないよ。甲の気持が変わったのを直せるのはAUさんしかいないから、どうして気持が変わったのか良く聞い

てみてくれ、て検事様に頼まれて身柄を貰って来たんだから、どうして変わったんだか話してみろ。」と言った。原告が「何も言うことはないですから、調べはやめてください。」と言っても、AU警察官は、繰り返し執拗に否認した理由を話せと言って、再自白を暗に求める質問をし続けている。

(ウ) 長期間・長時間身柄を拘束した取調べ

原告は、12月4日に再自白しているが、同月1日には6時間10分、同月2日には7時間55分、同月3日には8時間15分、同月4日には9時間30分と連日長時間の取調べがされている。その後、同月5日から同月7日まで3時間前後の取調べがされ、再自白をした同月8日には4時間30分の取調べがされている。その後、同月9日、同月10日を除いて、同月11日から同月14日（AQ検察官の取調べが始まる同月15日の前日）まで、連日、3時間から5時間弱の取調べがされ、再自白を維持してAQ検察官に引継ぎがされている。

原告は、10月10日に別件窃盗事件で逮捕されていたため、12月1日は身柄拘束53日目であった。AAは、10月16日に別件暴力行為等事件で逮捕されたから、12月1日は身柄拘束47日目であった。原告及びAAは、この長期の身柄拘束期間だけでも精神的肉体的に相当の苦痛を感じていたはずである。原告及びAAは、AR検察官に否認調書を作成してもらい、本件強盗殺人事件の捜査は終了したものだと思っていた。しかるに、同日に逆送されて、本件強盗殺人事件の取調べが再開された。この意外な展開が原告及びAAに更に大きな精神的ショックを与えることになったことは想像に難くない。その後、上記のとおり、同月25日まで、原告及びAAに対する取調べが続けられた。このような長期間かつ長時間の取調べは、まさに取調べ受忍義務を課した強制捜査というべきであり、到底任意の取調べとはいえない。

(2) AAに対する取調べ

AAに対する取調べにも、以下のとおりの違法があった。

ア 偽計による取調べ

5 AAの取調べを担当したAW 警察官は、10月17日の取調べにおいて、当時、AAを被害者方前で見たとの目撃証言はなかったにもかかわらず、「お前を現場付近で事件当夜見ている人が二〇人も三〇人もいる。ダテに警察官が何百人もで調べているんじゃないんだ。有形無形の証拠がいっぱいあるんだ。」等と偽りを述べ、AAを動揺させ、心理的に追い詰めて、虚偽の自白をせざるを得ない状況に追い込んだ。

10 イ 脅迫・心理的圧迫による取調べ

(ア) 10月16日の取調べ

AAは、同日夕方、別件暴力行為等事件の取調べを終えて留置場に戻って寝ていたところ、AW 警察官とAY警察官に起こされ、再び取調室に連れて行かれた。

15 AW 警察官は、コピーした調書のようなものをチラチラさせながら、AAに対し、「お前他に何かやっているだろう。」、「d の殺しだよ。」、「お前とやったと言っている人間がいるんだ。」などと述べた。AAは、上記AW 警察官の言辞に驚き、「誰がそんなことを言っているんだ。その野郎をひっぱってきてくれ。」と言うと、「それなら8月20 28日のお前の行動を話してみろ。」と言って、同日の行動について、AAに回答させた。

AW 警察官は、「今日はこれで終わるが、よく考えろ。」と言って、警察がAAを「d の殺し」の犯人と考えていることを示唆し、AAを心理的に圧迫した。

25 (イ) 10月17日の取調べ

AAは、同日、別件暴力行為等事件につき龍ヶ崎の検察庁と裁判所に

送致された後、水海道署に戻され、AY警察官とAW警察官から、以下のような本件強盗殺人事件に関する取調べを受けた。

AY警察官は、AAに対し、AAを犯人と決めつけて、「AA、早く謝った方が得だぞ、つっぱっていたって何にもならないぞ。」と言った。

5 また、AW警察官は、AAに対し、「お前がやらないと言ってもだめだ、お前の相棒がお前とやったと言っているんだ、謝れ。」、「甲

知っているだろう。甲がずっと前につかまりお前とやったと言って涙を流して謝っているんだ。」、「早く謝れ。」と、原告の名前を出してAAに心理的動揺を与えて自白を迫った。

10 さらに、AY警察官とAW警察官は、AAに対し、「なあAAよ、お前はやらないと言っても親もいないし、誰も頼る者はいないんだ、俺達おじいちゃんに何でも話してみろ、俺達が力になってやるから。」と一方でAAを懐柔しようと利益誘導を行うとともに、他方、AW警察官が「お前昨日言ったことはでたらめじゃないか、入墨ほってすぐ風呂

15 に入れるか。」と、前日AAが述べたアリバイを否定して、AAを心理的に揺さぶって動揺させた。

加えて、AW警察官は、「ALはお前のこと、8月中旬頃までは光明荘にいたが、その後は知らないと言っているぞ。」と言い、机の引出しから「AAは8月15日ごろまでアパートに一緒にいたが、その

20 後は別れてしまい知らない」と書かれているALの調書を出してAAに見せて、なお一層、AAを心理的に追い詰めた。

そして、AW警察官は、AAが「俺は8月末までアパートにいたんだ、ALが嘘を言っているんだ。」と言って否認し続けると、「いやお前の言っていることは嘘だ。甲がAAとやったと謝っているし、兄貴

25 のALだって8月中旬までしかAAのことは知らないと言っているんだ、これを聞けば誰だってAAの言っているのが嘘だと思うだろう。謝れ。」

と言ってAAの言うことに全く耳を貸さず、AAが犯人であり、AAが嘘を付いていると決めつけて、一方的に謝れと繰り返してAAを心理的に追い詰めた。

5 その上、AW 警察官は、「AAも母親が生きていたら悪くならなかっただろう。AAの周囲の人達ももっとあたたかく見てやれば、悪くならなかっただろう。」などと、一方で、AAを理解し同情を示すかのように振る舞いつつ、他方、AY警察官は、「昔は俺が行くとヤクザ者はふるえあがったものだ。千葉県佐原のCVという暴れん坊がいてよく酒を飲んで暴れるんだが、俺がゆくと猫みたいにおとなしくなってしまうんだ。AAによく似ているよ。」、「昔、博打をやっている所へ一人で踏み込んで20人もいる男達全員、俺の一声で手錠もかけないでおとなしく警察署までついてきたもんだよ。」と、自分たちの威力を誇示し、AAを心理的に動揺させた。

15 さらにAW 警察官とAY警察官は、「鹿島のほうで郵便局員が殺しの犯人でつかまってそれでやらないと言ってて死刑になった」、「殺人事件で、やったと言って両手を畳について謝って、懲役五年とかですんだ」、「殺しをやっても執行猶予になる」、「早く謝れ。謝らなければ死刑になる、死刑になってからでは遅いんだ。謝れば前にも言った通り執行猶予もあり刑も軽くなるんだぞ」等と脅迫的な言辞を用いて脅迫した上、「認めなければいつまでも調べる。」と、この取調べが毎日続き、いつまでも責め続けると告げて、AAを絶望に陥らせて自白を迫った。

20 そして、AW 警察官とAY警察官は、AAが「原告が本当に俺とやったと言っているんだな。」と念を押して確認したのに対し、「そうだ、そう言っている。」と答え、AAをして諦めの境地に陥れ、自白を強要した。

25 ウ 誘導を用いた取調べ

(ア) 暗に回答を示した取調べ

AY警察官は、8月28日にC J に会ったか分からないと供述したAAに対し、「甲 はC J に会ったと言っているぞ。」と回答を暗示して誘導し、AAをして、「それなら会っているかも知れません。」と供述させた。

また、AY警察官は、被害者方に赴いた回数は「1回じゃないかな。」と供述したAAに対し、「いや違うだろう。甲 は2回行ったと言っているぞ。」と回答を暗示して誘導し、AAをして、「それならそうかも知れません。」と供述させた。

さらに、AY警察官は、被害者に乱暴して殺害した状況について分からないと供述したAAに対し、「甲 はこう言っているぞ。」と言ったり、「お前が口の中に布を押し込んだらだろう、足は甲 が縛ったんだらう。」と言って、回答を暗示して誘導した。

加えて、AW 警察官は、被害金額に関する町の噂に基づいて400万円くらいである旨適当に答えたAAに対し、「そんなにあるはずはないだろう。」と追及した。そこで、AAが5000円くらいである旨答えると、AW 警察官は、「そんなに少くない。」と否定した。そして、AY警察官は、AAに対し、「何万円か位だから、そのところ適当に話せよ。」と申し向け、AAをして、10万円くらいである旨回答させた。

(イ) 犯行当日と異なる日の事実を犯行当日の事実としての調書の作成

AAの取調べを担当した警察官は、AAに対し、8月28日の出来事に限らず、その前後の日のことでもよいから、そのときに会った者のことを話すように尋ね、AAに供述させた。

そして、警察官により、同月29日にBA に我孫子駅で会ったこと、同月31日に原告と我孫子駅成田線の汽車で会って窓越しに話して

いる際にADと会ったこと並びに9月1日にAG及びAHに会ったことを8月28日の出来事であるかのようにされ、また、CK、CLや列車内でよく会っていた知人にも同日に会ったという内容の虚偽の供述調書が作成された。

5 (ウ) 現場を全く知らないAAへの誘導

AW 警察官は、被害者方に全く入ったことがなく、本件犯行現場を知らないAAに対し、被害者方の図面を見せながら、AAに本件犯行現場の図面を書かせた。

10 なお、AW 警察官も、引出しに入れていた図面をAAが見えるところまで出したことまでは認めている。

(エ) AAのテープ録音の際の誘導

15 AAは、自白をテープに2回にわたって録音されているが、2回目の録音の際、AX警察官は、1回目の録音は使いものにならないと言って、AAに対してあらかじめ調書を読んで聞かせるなどした上で録音をした。なお、AX警察官も、AAから質問があった際は、前の調書でこのように答えている旨を説明したということまでは認めている。

20 このような誘導を用いた取調べにより、現場にいなかったAAが、あたかも自ら犯行に及んだかのごとく聞こえる録音テープが作成されたことによって、裁判所にAAの自白の任意性の判断を誤らせ、AAと共に犯行に及んだとしている原告の自白の任意性の判断をも誤らせたことになる。

エ 別件の暴行、傷害及び恐喝事件の起訴後の取調べ

AAに対する別件の暴行、傷害及び恐喝事件の起訴後の取調べは、以下のとおり、違法である。

25 (ア) 再逮捕・再勾留との比較

AAは、別件暴力行為等勾留の初日である10月17日から同月22

日までの6日間が本件強盗殺人事件の取調べに流用されている。そして、10月23日に本件強盗殺人事件の逮捕状が執行され、11月2日に勾留が延長され、同月13日に延長後の勾留が満了している。

(イ) 供述拒否権の不告知等

5 ① 取調官は、AAに対し、供述拒否権等の告知をしていない。

② AAによる取調べ拒否の無視

AX警察官は、確定審第一審第23回公判期日において、AAが逆走後の取調べを拒否したことを率直に認めている。

10 このように、AAが本件強盗殺人事件の取調べを拒否したにもかかわらず、AX警察官は、12月3日以降、同月10日を除いて、同月11日まで連日本件強盗殺人事件の取調べを行っている。そして、「本当のことが話せるならば検事に連絡してやる」と言って、AAに再自白を迫っている。

15 AAは、以上のとおり、逆送後、本件強盗殺人事件の取調べを拒否する態度を示したが、取調官は、これを無視して否認の理由を話せなどと執拗に尋問を繰り返し、原告及びAAを再自白させている。このような取調べの実態からも、逆送後の取調べが任意の取調べでなかったことは明らかである。

(ウ) 長期間・長時間身柄を拘束した取調べ

20 AAも12月4日頃に再自白をしているところ、この頃、同月1日は5時間55分、同月2日は8時間35分、同月3日は8時間25分、同月4日は4時間40分と連日長時間の取調べがされている。その後、同月5日からAQ検察官の取調べが始まる同月12日の前日の11日まで（ただし、同月10日を除く。）、3時間強ないし5時間強の取調べが  
25 され、再自白を維持してAQ検察官に引き継がれている。

AAは、10月16日に別件暴力行為等事件で逮捕されたから、12



月1日は身柄拘束47日目であった。原告及びAAは、この長期の身柄拘束期間だけでも精神的肉体的に相当の苦痛を感じていたはずである。原告及びAAは、AR検察官に否認調書を作成してもらい、本件強盗殺人事件の捜査は終了したものだと思っていた。しかるに、同日に逆送されて、本件強盗殺人事件の取調べが再開された。この意外な展開が原告及びAAに更に大きな精神的ショックを与えることになったことは想像に難くない。その後、上記のとおり、同月25日まで、原告及びAAに対する取調べが続けられた。このような長期間かつ長時間の取調べは、まさに取調べ受忍義務を課した強制捜査というべきであり、到底任意の取調べとはいえない。

### (3) 目撃者に対する事情聴取

#### ア 現場付近以外の目撃者に対するもの

AAが我孫子駅でAD、原告と出会ったとの供述を始めた時も、成田線の列車でAG、AHと出会ったとの供述を始めた時も、それがAAの真の記憶に基づくものか否かについて慎重な検討が必要であったし、さらに、これを基にAD、AG、AHから裏付けの供述を得るに当たっては、自ら申告したものではないこと、聴取の時期が事件から既に50日は経過していること、目撃した出来事が特異なものではないこと、したがって経験則に照らしても客観的資料や特段の事情でもない限り、その出来事の日を特定することが不可能であることは、容易に理解できたはずである。

しかるに、AAの取調官は、「犯行に至る前の出来事」と言われても、その犯行の体験がないため言いよどむしかないAAに対し、「他の日の出来事でもいいから言ってみろ」と供述を促した。そうしてAAが出会った人物として口にしたAD、AG、AHから、裏付け供述を取ろうとしたが、その際も、上記の事情から日にちの記憶の定かでないはずの人から、「本人も言っているから間違いない」といって目撃供述を取ろうとした。その

結果、ADから目撃供述を録取し、AHから「28日に成田線の列車内で  
会ったように思う」旨の供述を録取し、そして更にAGは「8月頃にはA  
Aと行き会ったのは2、3回あり、会ったのはいつかははっきりしない」  
旨述べていたのに、同人からも石段の一件がいかにも8月28日のこと  
5 であつたかのように供述を録取した。そのAGの10月22日付け員面調書  
では、石段の一件は「8月28日と思います」と述べていたにすぎないの  
に、AGの同意もないまま「8月28日であります」との加除訂正が施さ  
れている。

また、こうしてAGの石段の供述を強引に得た上で、これに沿って原告  
10 に供述をさせ、さらに、これらに基づいてAFからも栄橋の石段で原告を  
目撃した旨の供述を録取している。なお、このAFの供述では、原告が石  
段を下っている男に対して「馬鹿野郎」と怒鳴ったとされているが、その  
情景は、AGや原告が述べた情景（AHに対し「馬鹿野郎」と怒鳴った）  
とは大きく異なつたことから、翌10月25日には、AGや原告の供述に  
15 沿つた形で供述をさせた。これもまた記憶に反する誘導が存在した証左で  
ある。

また、AE についても、布佐駅でAAを目撃したのが8月28日だと  
する記憶は確定的なものであつたと思われぬし、さらに、AE が10  
月19日付け検面調書で供述するAAの連れの風体、身長、住所などが、  
20 AAが供述する連れ（AG、AH）のそれとは異なつているのに、その点  
については捜査を尽くした形跡もない。

以上の警察官の取調べにおいては、取調官は目撃証言の正確性や証拠価  
値に関する正確な認識を欠いたまま、むしろ、「他の日のことでもいいか  
ら」といつて得られた当てにならない話を基に「本人が言っているから」  
25 といつて暗示・誘導を用いて強引に目撃供述を形成していくなどしており、  
それが違法な取調べであつたことは明らかである。

イ 現場付近の目撃者に対するもの

捜査当局は、AAが自白する前、8月28日に被害者方前で目撃されていた二人連れの男は、頭髪を伸ばしていたとの供述をAIから得ていた。

しかし、短髪であったAAが自白させられた後は、頭髪についてAIの供述はなくなった。また、道路側の人物の身長については、「背の高い人」  
5 で「びっくりした」と表現が変更された。

AJも、当初は、玄関先の男の身長を、当初5尺4、5寸（163.6～  
166.7センチメートルくらい）と供述していたが、その後の取調べでは、  
AJより1尺高い（177センチメートルくらい）と供述を変更させ、当  
10 初男の身長について供述していなかったAKも、「背のすらっとした一人  
の男」あるいは「背の高い人」と供述を変更させた。

(被告県の主張)

否認ないし争う。

取調べが国賠法上違法とされるには、取調べ対象事件の内容、性質、取調べ  
15 時点における証拠等の諸事情を勘案し、捜査官による取調べの巧拙についての  
個人差を考慮に入れても、なお取調べの方法がその目的に照らして社会通念上  
不相当といえる程度に達している場合、例えば、基本的人権を侵害するような  
強度な精神的圧迫を加えて供述を強制した場合などに限られるものというべき  
である。

20 (1) 原告に対する取調べ

ア 長期間にわたる取調べ

10月5日の逮捕状請求が違法ではないこと、同月13日以降も、専ら  
本件強盗殺人事件の取調べが行われたものとは認められず、実質上本件強  
盗殺人事件を取り調べるための違法な身柄拘束ではないことは前記1（被  
25 告県の主張）記載のとおりである。

また、単に取調べが22日間連続で行われたことだけで、直ちに国賠法

上違法とされるものではないから、原告の主張は失当である。

#### イ 長時間にわたる取調べ

留置場からの最も早い出房時間は午前8時35分であり、留置場への最も遅い入房時間は午後10時40分であり、1日当たりで最も長時間留置場から出房していた日は10月14日で、その時間は715分（11時間55分）にすぎない。しかも、留置場からの出房時刻や入房時刻が取調べ開始時刻や同終了時刻になるものではなく、原告に対する取調べ時間は更に短いものである。また、原告への取調べは、本件強盗殺人事件の事実だけでなく、別件窃盗事件及び多数の余罪窃盗各事件に及んでいたものであり、原告が任意に供述していたとしてもそれなりの長さの時間にならざるを得ないものであった。

そして、1日当たりで最も長時間留置場から出房していた10月14日の取調べを含めて、確定審第二審判決は、「所論主張のように長時間に亘ったとのゆえに、時間的に不当な取調べをしたと認むべきものもない。」と判示している。

以上からして、原告に対して長時間にわたる違法な取調べがなされたとの原告の主張は失当である。

#### ウ 警察官による脅迫的な言動等

AU警察官は確定審において、原告が主張するような発言の存在を否定する証言をしており、法廷で原告及びAAによるAU警察官への直接の尋問やそれに対するAU警察官らの証言を直接聞いた裁判官が関与している確定審第一審判決が「捜査段階において両被告人に対し強制、拷問、もしくは脅迫が行われた形跡は全く認められず」と判示し、確定審上告審決定は、原告の取調べに当たったAU警察官らが証人として尋問を受け、原告に対する強制、誘導、誤導、偽計、長時間にわたる取調べを行ったことを否定する証言をしており、その証言内容に事実を歪曲して作為的に供述し

たとすべき徴候を見いだすことはできない旨判示している。

したがって、原告が主張するような警察官による脅迫的な言動はなかったものであり、原告の主張は失当である。

#### エ 警察官による自白の強要

5 AU警察官らは原告に対する自白の強要を否定する証言を確定審で行っており、法廷で原告及びAAの証人に対する尋問やそれに対するAU警察官らの証言を直接聞いた裁判官が関与している確定審第一審判決が「捜査段階において両被告人に対し強制、拷問、もしくは脅迫が行われた形跡は全く認められず」と判示し、確定審上告審決定は、原告の取調べに当たったAU警察官らが証人として尋問を受け、原告に対する強制、誘導、誤導、偽計、長時間にわたる取調べを行ったことを否定する証言をしており、その証言内容に事実を歪曲して作為的に供述したとすべき徴候を見いだすことはできない旨判示している。

15 以上から、原告に対して警察官による自白の強要がなされたという事実は存在せず、原告の主張は失当である。

#### オ 警察官による偽計を用いた取調べ

20 原告は、警察官による偽計があった旨主張するが、AU警察官は確定審において、原告の主張する発言があったとの点について否定する証言をしており、AU警察官の証言を直接聞いた裁判官が関与している確定審第二審判決が偽計の存在を否定し、確定審上告審決定は、原告の取調べに当たったAU警察官らが証人として尋問を受け、原告に対する強制、誘導、誤導、偽計、長時間にわたる取調べを行ったことを否定する証言をしており、その証言内容に事実を歪曲して作為的に供述したとすべき徴候を見いだすことはできない旨判示している。

25 以上からして、警察官が原告に対して偽計を用いた取調べを行ったとの事実は存在せず、原告の主張は失当である。

カ 警察官による利益誘導的な取調べ

原告は、警察官による利益誘導的な発言があった旨主張するが、AU警察官は確定審において、原告の主張する発言があったとの点について明確に否定する証言をしており、法廷で原告によるAU警察官への直接の尋問やそれに対するAU警察官の証言を直接聞いた裁判官が関与している確定審第一審判決が利益誘導の存在を否定している。

以上からして、警察官が原告に対して利益誘導を用いた取調べを行ったとの事実は存在せず、原告の主張は失当である。

キ 警察官による誘導的取調べ

原告は、警察官による誘導的な取調べがあった旨主張するが、原告が摘示するAU警察官の発言の多くについて、AU警察官は確定審においてその存在を否定する証言をしており、AU警察官の証言を直接聞いた裁判官が関与している確定審第一審判決及び確定審第二審判決が、いずれも自白の任意性を否定するに至るような捜査官の違法な誘導の存在を否定しており、確定審上告審決定は、原告の取調べに当たったAU警察官らが証人として尋問を受け、原告に対する強制、誘導、誤導、偽計、長時間にわたる取調べを行ったことを否定する証言をしており、その証言内容に事実を歪曲して作為的に供述したとすべき徴候を見いだすことはできない旨判示している。

以上からして、警察官による国賠法上違法となるような誘導的な取調べは存在しなかったものであり、原告の主張は失当である。

(2) AAに対する取調べ

ア 偽計による取調べ

原告は、AAに対して警察官による偽計があった旨主張するが、AW警察官は確定審第一審及び確定審第二審のいずれにおいても、原告の主張する発言を否定する証言をしており、AW警察官の証言を直接聞いた裁

判官が関与している確定審第一審判決及び確定審第二審判決のいずれもが  
A Aの自白の任意性を認め、確定審上告審決定は、A Aの取調べに当たっ  
たA W 警察官らは証人として尋問を受けると、A Aに対する強制、誘導、  
偽計等による取調べを行ったことを全く否定するところであり、その証言  
5 内容は合理的であって、信用性の高いものとすることができると判示した  
上で、A Aの自白の任意性を肯定している。

以上からして、警察官がA Aに対して偽計を用いた取調べを行ったとの  
事実は存在せず、原告の主張は失当である。

#### イ A Aに対する脅迫・心理的圧迫による取調べ

10 A W 警察官及びA Y警察官は、確定審において、原告が摘示するA W  
警察官及びA Y警察官の発言の多くについて否定した上で、脅迫等を用  
いた取調べを行っていない旨証言しており、A W 警察官及びA Y警察官  
の証言を直接聞いた裁判官が関与している確定審第一審判決及び確定審第  
二審判決が、いずれも捜査官の違法な脅迫等の存在を否定して自白の任意  
15 性を認めており、確定審上告審決定は、A Aの取調べに当たったA W 警  
察官らは証人として尋問を受けると、A Aに対する強制、誘導、偽計等  
による取調べを行ったことを全く否定するところであり、その証言内容は合  
理的であって、信用性の高いものとするできると判示した上で、A  
Aの自白の任意性を肯定している。

20 以上からして、警察官がA Aに対して脅迫等を用いた取調べを行ったと  
の事実は存在せず、原告の主張は失当である。

#### ウ A Aに対する誘導的取調べ

25 A W 警察官らは、確定審において、原告が主張するような違法な誘導  
を用いた取調べを否定する証言をし、A W 警察官らの証言を直接聞いた  
裁判官が関与している確定審第一審判決及び確定審第二審判決が、いずれ  
も捜査官の違法な誘導等の存在を否定して自白の任意性を認めており、確

定審上告審決定は、AAの取調べに当たったAW 警察官らは証人として尋問を受けると、AAに対する強制、誘導、偽計等による取調べを行ったことを全く否定するところであり、その証言内容は合理的であって、信用性の高いものとすることができると判示した上で、AAの自白の任意性を肯定している。

以上からして、警察官がAAに対して違法な誘導を用いた取調べを行ったとの事実は存在せず、原告の主張は失当である。

### 3 検察官による取調べに違法があるか否か（争点3）

（原告の主張）

取調べの違法性に関する判断基準は、前記2（原告の主張）記載のとおりである。

#### (1) 原告に対する取調べ

##### ア 長期間及び長時間にわたる取調べ

前記2（原告の主張）(1)ア及びイ記載のとおり、原告に対する長期間及び長時間にわたる取調べは、違法である。

##### イ 脅迫的な雰囲気及び言動を用いた取調べ等

AQ検察官は、12月17日頃の取調べにおいて、アリバイを主張する原告に対し、「このまま否認していたのでは救われまいだろう」と発言をした。

かかる発言は、原告に否認を続けた場合の不利益を強く印象づけて脅迫することで自白を引き出すことを目的としたものといえる。

##### ウ 自白の強要

AQ検察官は、12月以降、本件強盗殺人事件について否認する原告に対し、以下のような言動で自白を強要した。

##### (ア) 12月13日頃の取調べ

AQ検察官は取調べ開始直後、原告に対し、いきなり机を拳で叩いて



「この事実を認めるのか、認めないのか」と発言した。

(イ) 12月15日の取調べ

「アリバイを調べたが、君の言うことは真実として出ないのだ」

「他に真実があると思えない」

5 「君が盗みに入ったという窓はとてかわたれないほどの距離があるんだ。私は家が東京なので、見てきたんだよ」

「君の兄さんも店に来たのをはっきり覚えていないと言っているんだ」

「高田馬場の養老乃瀧でも君のことがはっきりしない」

「どうもおかしい、他に真実があるのではないか」

10 「真実というものはたとえ裏付けが無くても人の心を打つ響きがあるものだ。でも君の言う言葉にはそれがない」

(ウ) 12月17日頃の取調べ

「君の言うような誘導尋問や、見取図を使った調べを警察の人がするはずがない」

15 「君が使ったとされたロッカーの鍵は、名札がついていたのでロッカーの鍵と判ったと君は言うが、そんなことはあり得ない」

「あのような詳細な調書は、とても犯人でなくては作れないだろうと思う」

20 「君は28日夜の記憶だけは忘れて嘘の自白をさせられたと言うが、28日の夜だけ忘れるなんて嘘と思えない」

「たとえ裁判になっても、君の言うことくらいでは裁判官も信じないだろう」

エ 誘導的な取調べ

25 A Q 検察官は、10月15日に原告が本件強盗殺人事件を犯した外形的事実を認めると、12月12日から同月18日までの取調べにおいて、犯行状況等を具体的に説明できない原告に対し、「鍵束の沢山ある中から、

1 回や2 回差し込んだだけで、合う鍵が見つかったというのは不自然だ」  
などと申し向けた。

これに対し、原告が「形や色などを見て勘で入れたら簡単にあいたので  
す」と述べても、A Q 検察官は、原告の上記回答に納得せず、同じ尋問を  
5 何度も繰り返した。そこで、原告が、清掃の仕事をしていたときの経験を  
思い出して、「ロッカーには鍵と鍵穴に番号が刻んであるんですね」と  
一般論を述べたところ、後日、A Q 検察官は、「現場に行って見てきたん  
だが、ロッカーの鍵は番号を確かめて差し込んだのではないか、鍵の穴に  
は番号が刻まれていたよ」と述べ、「鍵は番号を確かめてから差し込んだ」  
10 と供述が合理的になるように誘導した。

#### オ 余罪窃盗各事件起訴後の取調べ

以下のとおり、余罪窃盗各事件起訴後の取調べは、違法である。

##### (ア) 再逮捕・再勾留との比較

前記2（原告の主張）(1)ク(ア)記載のものと同様の理由で、余罪窃盗各  
15 事件起訴後の取調べは、違法である。

##### (イ) 任意の取調べの前提としての取調べ受忍義務の不告知等

前記2（原告の主張）(1)ク(イ)①記載のとおり、原告は、取調べ受忍義  
務がないことの告知を受けなかった。

それどころか、無罪が推定されている被疑者・被告人に対して、立証  
20 責任を負っているのは検察官であるにもかかわらず、A Q 検察官は、  
「やらないという理由を言ってみろ」とA A に対して迫り、あたかも立  
証責任が被疑者・被告人にあるかのような言い方をした。

##### (ウ) 長時間の取調べ等

前記2（原告の主張）(1)ク(ウ)記載のものと同様の理由で、余罪窃盗各  
25 事件起訴後の取調べは、違法である。

#### カ 逆送後の取調べ

(ア) 後記4 (原告の主張) 記載のとおり、原告の逆送は違法であり、逆送後の取調べは違法である。

(イ) 原告は、余罪窃盗各事件のうち前記第2の2(7)カの事件を除く9件の事件について11月13日起訴され、この事実で勾留された。窃盗罪は、昭和42年当時も必要的弁護事件であった(刑訴法289条1項)。そこで、水戸地裁土浦支部は、同日、弁護人選任について通知催告をした。これに対し、原告は、同月20日、私選弁護人を依頼しない旨回答し、同支部は、12月4日、上記事件の第1回公判期日を同月22日午前10時に指定した。しかるところ、検察官は、同月18日、「検察官の都合」を理由に上記公判期日の変更請求をした。これを受けて、同支部は、同日、公判期日を昭和43年1月17日午後2時に変更する決定をした。

原告は、上記窃盗の事実を争っていないので、即日結審の可能性があり、また、起訴後の取調べは、任意の取調べであるから、当然起訴事件の公判審理が優先されるべきであったにもかかわらず、AQ検察官は、本件強盗殺人事件の取調べを優先させて、起訴事件の公判期日の延期請求をしたのである(AQ検察官の原告に対する取調べが12月15日頃から開始され、原告がAQ検察官に自白したのは同月19日であった。)。これは、明らかに起訴後の勾留の目的に反するものであり、逆送後の取調べが任意の取調べではなかったことを示すものである。

## (2) AAに対する取調べ

AQ検察官は、12月12日からAAの取調べを開始する。AAは、アリバイを主張して強盗殺人を否認したが、AQ検察官は、「窓から窓へわたることは不可能だ」、「お前の話しは誰が信じてくれる。そんなことで助からないぞ。」、「(AR検察官に提出したノートについて) そんなものは見ていない。」などと述べて、全く聞く耳を持たなかった。その結果、AAは、裁判しか真実を述べる場所がないという絶望感を抱き再々自白をしてしまい、

AQ検察官が検察事務官に書かせた書面に署名指印をさせられた。その後、AAは、同月13日、14日、21日、23日、25日とAQ検察官に調べられ、合計10通の検面調書が作成された。

以下のとおり、別件起訴後の取調べは、違法であった。

5 ア 取調べ受忍義務がないことの不告知等

検察官は、AAに対し、取調べ受忍義務がないことを告知しなかった。

イ 腰縄、片手錠での取調べ

10 AQ検察官は、土浦警察署の2階の更衣室のようなところで、腰縄、片手錠で、AAを取り調べた。腰縄、片手錠で、取調べの場所から退出することや取調べに応じないということがおよそできない状況で行った取調べは、任意の取調べではあり得ない。

(3) 目撃者に対する事情聴取

ア 現場付近以外の目撃者に対するもの

15 AR検察官は、前記前提事実第1の5のとおりAGについては石段の一件が8月28日のこととは断定できない旨の供述を録取し、AFについてもAF自身が最初に述べたとおりの供述を録取した。しかし、ADに対する取調べにおいては、我孫子駅での出会いを8月31日と断定する根拠を変更せざるを得なかったのに、この点を曖昧にし、AEに対する取調べにおいても、AAの連れの特徴を曖昧にした形での供述を録取した。

20 そして、AQ検察官は、AD、AFについて目撃の日が8月28日である旨の供述を固めるとともに、AGからは12月17日に、AHからは同月27日に、石段の一件を8月28日とする供述を録取した。事件からほぼ4か月が経過したこの時期にAG、AHの記憶が突如明確になるわけもなく、これがAQ検察官の誘導の所産であることは明らかである。その上、  
25 AQ検察官は、前記のとおり、AGは従前警察、検察に対して一貫して石段の一件は8月28日と述べていたかのように明らかに虚偽の供述を自ら

録取しているのである。さらに、AR 検察官が AE から録取したのと同様、5 人の証人の目撃した日にちはいずれも脱線事故の翌日であると録取し、その供述の正確性を強引に根拠づけようとしているが、こうした不自然な一致もむしろ検察官による誘導を如実に示すものといえる。

5 イ 現場付近の目撃者に対するもの

捜査当局は、AA が自白する前、8 月 28 日に被害者方前で目撃されていた二人連れの男は、頭髪を伸ばしていたとの供述を AI から得ていた。しかし、短髪であった AA が自白させられた後は、頭髪について AI の供述はなくなった。また、道路側の人物の身長については、「背の高い人」  
10 で「びっくりした」と表現が変更された。

AJ も、当初は、玄関先の男の身長を、当初 5 尺 4, 5 寸 (163.6 ~ 166.7 センチメートルくらい) と供述していたが、その後の取調べでは、AJ より 1 尺高い (177 センチメートルくらい) と供述が変更され、当初男の身長について供述していなかった AK も、「背のすらっとした一人  
15 の男」あるいは「背の高い人」と供述を変更させた。

(被告国の主張)

否認ないし争う。

検察官の被疑者に対する取調べの方法が国賠法上違法とされるのは、取調べ対象事件の内容・性質、取調べ時点における証拠関係の下での取調べの必要性  
20 等の諸事情を勘案し、検察官に認められている裁量の範囲を逸脱し、取調べの目的に照らして社会通念上およそ不相当といえる程度に達している場合、例えば、基本的人権を侵害するような強度の精神的圧迫を加えて供述を強制した場合などに限られ、他方、被疑者において、証拠上客観的に認められる事実や事件関係者の供述と相反する供述をした場合、その記憶を喚起する必要がある場合、  
25 その供述が不自然あるいは不合理と認められる場合などに、検察官において、その真否をただすために熱心に真相を供述するよう説得したり、客観的証

抛や他の供述を示したり、関係証拠から推認し得る事実を示したりすることがあったとしても、そのような取調べの方法が直ちに国賠法上違法となるものではないというべきである。

この点につき、刑事裁判における自白の任意性又は証拠能力に関する違法性と国賠法上の違法性を混同する原告の主張は失当である。

なお、検察官の取調べは、司法警察員の取調べが先行して存在することを前提とすることが多く、事案の内容、被疑者の性格、供述態度等により、被疑者が司法警察員に対して供述した内容を確認し、あるいは、これら供述の信用性を吟味すべく、被疑者の警察段階における供述内容を示してその真否を確認しつつ、更に補充すべき点について被疑者の供述を得ることは通常予定されているものである。したがって、そのような方法で取調べがされたとしても、それ自体が直ちに取調べの目的に照らして社会通念上およそ不相当なものということとはできず、通常取調べの方法として許容されているというべきである。また、検察官の取調べ行為についての国賠法上の違法の有無は、当該検察官の取調べの方法が社会通念上およそ不相当といえる程度に達しているか否かによって判断されるべきものであるから、警察における取調べの際に生じた事情は、検察官の取調べが国賠法上違法か否かという問題に直接影響を与えるものではない。

#### (1) 原告に対する取調べ

##### ア 長期間及び長時間の取調べ

検察官の被疑者に対する取調べの方法が国賠法上違法とされるのは、取調べ対象事件の内容・性質、取調べ時点における証拠関係の下での取調べの必要性等の諸事情を勘案し、検察官に認められている裁量の範囲を逸脱し、取調べの目的に照らして社会通念上およそ不相当といえる程度に達している場合、例えば、基本的人権を侵害するような強度の精神的圧迫を加えて供述を強制した場合などに限られるというべきであり、この点の検討

を欠いて、取調べの期間及び時間の長短から直ちに国賠法上の違法を導こうとする点において、原告の主張は失当である。

また、実際のAQ検察官による原告の取調べ状況を見ると、取調べ期間は1月15日から同月27日まで（同月16日、23日及び24日を除く。）の10日間であり、その1日平均取調べ時間も4時間未満（最大でも1日7時間未満）であり、深夜にわたるものもなければ、昼食時間や夕食時間などを避け、随時適切な休憩時間を設けたものであることが明らかである上、本件が強盗殺人事件という重大な犯罪であることなども考慮すれば、その取調べ期間及び時間にのみ着目しても、検察官に認められている裁量の範囲を逸脱し、取調べの目的に照らして社会通念上およそ不相当といえる程度に達しているなどとは到底いえない。

以上のとおり、長期間・長時間にわたる取調べであることを理由として、AQ検察官の取調べに国賠法上の違法があるとする原告の主張は失当である。

#### イ 脅迫的な雰囲気及び言動を用いた取調べ

仮に原告の主張する取調べ時のAQ検察官の各発言を前提としたとしても、それらの発言が取調べの目的に照らして社会通念上およそ不相当なものであるということとはできない。すなわち、AQ検察官の「本当のことを話さなければ救いようがない。」との発言についても、AQ検察官が原告を取り調べた当時は、原告自身、本件犯行を当初自白しながら、その後否認していた状況であったこと、AAも、本件犯行を当初自白し、その後自白を翻したものの、原告に先んじて、AQ検察官の前で再度本件犯行を認めるに至っていたこと、本件強盗殺人事件の犯行時刻に近接した時間に、本件犯行現場に近接した場所で、原告及びAAを目撃した旨の複数の供述が得られるなど、原告の本件犯行に対する高度の嫌疑が存在する状況下にあったことから、AQ検察官において、改悛の情なくして改善更生は困難

であると考えて行った発言であり、これが社会通念上およそ不相当と評価されるようなものであるとはいえない。

#### ウ 自白の強要

仮に、取調べの冒頭でいきなり机を拳で叩かれるなどしたというのが事実であれば、それは非常に印象的な出来事であるはずであるにもかかわらず、原告は、確定審第一審におけるA Q検察官の証人尋問において、自らA Q検察官に対し反対尋問をし、A Q検察官の取調べに際しての発言内容について逐一指摘をしているものの、上記のような事実関係の有無については一言も触れていないのである。

以上のとおり、A Q検察官が机を叩いたなどという原告の主張は、的確な証拠に基づく主張ではなく、到底採用される余地のないものである。

原告主張に係るA Q検察官の各発言なるものは、そもそもA Q検察官の証人尋問においてもその真偽が全く確認されていないものであり、いわば原告の言いつ放しの主張というべきものであるから、到底そのような事実認定がされる余地はない。また、仮にそのような発言内容があったと仮定しても、A Q検察官が原告を取り調べた当時は、原告自身、本件犯行を当初自白しながら、その後否認していた状況であったこと、A Aも、本件犯行を当初自白し、その後自白を翻したものの、原告に先んじて、A Q検察官の前で再度本件犯行を認めるに至っていたこと、本件強盗殺人事件の犯行時刻に近接した時間に、本件犯行現場に近接した場所で、原告及びA Aを目撃した旨の複数の供述が得られるなど、原告の本件犯行に対する高度の嫌疑が存在する状況下にあったことなどからすれば、検察官としては、疑問を感じた点については、あらゆる角度から質問をし、真相を解明することが求められるのであって、それらの発言が取調べの目的に照らして社会通念上およそ不相当なものであったということとはできない。

#### エ 誘導的な取調べ



AQ検察官は、原告に本件強盗殺人事件に関する高度の嫌疑が認められる状況において、その供述に疑問を感じた点につき丁寧に聴取したものにほかならないのであって、少なくとも社会通念上およそ不相当といえる程度に達した誘導を行ったとは到底認められず、国賠法1条1項の適用上違法となる余地はない。

5

#### オ 余罪窃盗各事件起訴後の取調べ

原告及びAAが本件強盗殺人事件の勾留延長満期に処分保留釈放となった後においても、同事件の捜査は継続されており、原告及びAAは依然としてその被疑者であったのであるから、取手署に移監後の本件強盗殺人事件に関するAQ検察官による原告の取調べは、いわゆる起訴後の余罪に関する取調べであり、刑訴法198条1項が「検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者の出頭を求め、これを取り調べることができる。但し、被疑者は、逮捕又は勾留されている場合を除いては、出頭を拒み、又は出頭後、何時でも退去することができる。」と規定しているとおおり、任意捜査として行う限りは、何ら制限はないのであるから、当然許されるものである。

10

15

また、法律上、取調官に取調べ受忍義務がないことを告知する義務はない。

さらに、12月中のAQ検察官による取調べのための出入房時間を踏まえて、AQ検察官による原告の取調べ状況についてみると、AQ検察官は、同月15日から同月27日までの間、同月16日、同月23日及び同月24日を除いた10日間取調べをしたものの、その各取調べ時間は、短くて1日30分未満、長くても1日7時間未満であり（1日平均4時間未満であり）、深夜にわたるものではなく、かつ、昼食時間や夕食時間などを避けて随時適切な休憩時間を設けたものであることが明らかである。したがって、任意の余罪取調べとして特に不相当なものではなく、まして取調べ

20

25

受忍義務を課した取調べを行ったものと評価される余地はない。

カ 逆送後の取調べについて

原告には、本件強盗殺人事件の他にも追起訴予定の捜査中の窃盗余罪があったため、仮に、12月22日に第1回公判期日が開かれていたとしても、即日結審したとはいえず、引き続き勾留が継続され、任意の取調べを  
5 することが可能であったと考えられるから、公判審理よりも取調べを優先することを目的とした公判期日の変更請求がされたものとはいえない。

また、同月18日の時点において、弁護人が選任されていなかったことが公判期日の変更請求の実質的な理由であった可能性があるものというべきである。  
10

(2) AA及び目撃者らに対する取調べ又は事情聴取について

原告は、AAや目撃者に対する取調べの違法について主張するが、共犯者とされたAAや目撃者に対する検察官の取調べないし事情聴取それ自体の国  
15 賠法上の違法の有無については、AAや目撃者との関係で問題とされる余地があるとしても、原告に対する取調べの違法事由となり得ない。

この点につき、原告が、AAやその他の関係者の供述証拠の信用性に関わるものとしてその各取調べ状況を問題にする趣旨であれば、それはせいぜい原告に対する公訴提起の国賠法上の違法性の判断に当たって問題となり得るに  
20 すぎない。したがって、あたかもAAその他の関係者の取調べ方法等それ自体を原告に対する違法事由であるかのように主張する原告の主張は、それ自体失当である。

4 代用監獄への移監（逆送）に係る検察官の同意請求が違法であるか否か（争点4）

（原告の主張）

原告は、12月1日、土浦拘置支所から取手署留置場に逆送され、AAも同日、同支所から土浦署留置場に逆送された（なお、上記当時の刑訴規則80条1  
25

項は、検察官は、裁判長の同意を得て、勾留されている被告人を他の監獄（現在は「刑事施設」）に移すことができると規定していたことから、上記逆送に当たっては、裁判長の同意を得る必要があった。）。

この点につき、逆送により自白強要の危険が生じたり、弁護人との接見が困難になったりする場合、許容されない余罪取調べをする目的で逆送をする場合、  
5 拘置所に勾留中の被告人について、それまでの審理の結果、起訴前に勾留されていた警察署における取調べや処遇に違法行為があったのではないかと疑われるような場合には、裁判長は、逆送に同意すべきではないものと考えられる。

そして、本件においては、裁判長が、以下の事実を全て把握していれば、逆送  
10 に同意することはなかったものというべきである。

#### (1) 逆送の目的

1 2月1日付け捜査報告書（甲B33）によれば、原告について、「窃盗事件の余罪取調べのため土浦拘置所より移送し」と記載されている。しかし、それに次いで、「窃盗事件取調べ後小職宛犯行否認の手紙を寄越しておるので  
15 犯行否認の原因について取調べた」と記載されている。すなわち、逆送1日目にして窃盗余罪の取調べを終了した後に本件強盗殺人事件の取調べを再開している。

また、12月4日付け捜査報告書（甲B38）には、AAについて、「翌  
12月2日正午までに…1. CM に対して暴行を加えた事実、2. …CN  
20 と共謀のうえ、…COから現金を喝取した事実、3. CN と共謀のうえ、…CPに対して傷害を加えた事実を自供してそれぞれ調書を作成した。」と記載されている。そして、12月2日午後からの取調べでAR検察官に強盗殺人を否認した理由を追及されている。

以上のとおり、逆送の名目は本件強盗殺人事件以外の余罪の取調べであったが、その取調べはいずれも簡単に終了し、本件強盗殺人事件の取調べを再開している。この経過からみても、本件強盗殺人事件に関して原告及びAA  
25

を取り調べて再自白をさせることが警察の逆送の真の目的であったことは明らかである。

(2) 移監の同意請求をすべきでなかった具体的事情

ア 原告及びA Aの年齢

5 原告及びA Aが逆送された12月1日当時、原告は昭和〇〇年〇月〇〇日生まれであるから20歳10か月余り、A Aは昭和△△年△月△△日生まれであるから21歳4か月弱であった。二人とも成人に達して間がなく、自己防衛力は十分ではなかった。

イ 弁護人の有無

10 原告には弁護人が選任されていなかった。A Aも12月13日に起訴された暴行・傷害などについては、私選弁護人を選任していたが、本件強盗殺人事件については全く援助を受けていなかった。

ウ 原告及びA AがA R検察官にアリバイを主張して本件強盗殺人事件を全面的に否認していたこと

15 A R検察官は、原告については11月13日付け検面調書（乙383）、A Aについては11月13日付け検面調書（乙384）及び11月19日付け検面調書（乙385）の否認調書を作成している。

エ 原告及びA Aが警察の違法捜査の実情をA R検察官に具体的に訴えたことなど

20 検察官は、原告及びA Aが、A R検察官に対し、本件強盗殺人事件の犯行を否認し、かつ警察の取調べが不当であることを強く訴えており、また、被疑者が被疑事実の全部又は重要な点を否認し、かつ、物証や第三者的な参考人の乏しい事件の場合には他に特別の事情のない限り、拘置所を勾留場所に指定するという実務の運用を無視して、再度違法な取調べが行われ  
25 る蓋然性が極めて高い留置場への移監の同意請求をしたものであって、これは、著しく不適切な裁量権の行使をしたものとして違法である。

(被告国の主張)

争う。

当時の刑訴法64条1項は、勾留状の記載事項として「勾留すべき監獄」を定め、監獄法1条3項は「警察官署ニ附属スル留置場ハ之ヲ監獄ニ代用スルコトヲ得」と定めており、また、刑訴規則80条は、検察官は、裁判長の同意を得て、勾留されている被告人を他の監獄へ移すことができるとされていたのであり、法令上、勾留場所としての警察署の留置場と他の監獄との間に優劣関係はなく、移監自体は、被告人の留置場所を変更する行為にすぎない。そして、検察官による移監同意請求に対し裁判長(官)が同意するか否かについては、  
5  
10  
具体的な要件が定められておらず、その広範な裁量に委ねられていると解されるから、かかる同意を得るための検察官の移監同意請求が手続上違法とされるものではなく、国賠法1条1項の適用上も違法となる余地はない。

また、原告の上記主張は、実質的には、取手署への移監後における「取調べの違法」を主張するものにほかならないのであるから、端的に移監後の取調べの国賠法上の違法の有無を検討すれば足りるのであり、かかる取調べと離れて移監同意請求をした行為自体の国賠法上の違法の有無を問題とする余地はない  
15  
というべきである。

さらに、原告がAR検察官に対して提出した原告作成の獄中日記と称するノートや、AA作成の大学ノートには、原告及びAAに対していかなる取調べがされたのかについて具体的な記載がされておらず、検察官が警察の原告及びAA  
20  
に対する取調べに違法があったことを認識すべきであったとか、認識することができたなどということとはできない。現に、上記各ノートについては確定審第一審において取り調べられているところ、確定審から第二次再審請求審までの九つの判決ないし決定において、原告及びAAの自白の任意性を否定し、  
25  
これらの証拠能力を認めなかった裁判所の判断は一つもない。再審判決も、「その任意性にも一定の疑いを生ぜしめるものといわざるを得ない。」などと概括

的に判示するにとどまり、原告が主張するような違法な取調べが行われた疑いがあることについての個別具体的な指摘はない。

したがって、上記各ノートの記事をもって、「検察官は、原告及びAAから警察が違法な捜査をしていることを知らされている」とは到底認められないから、原告の上記主張は、そもそも前提を欠いている。

## 5 証拠の改ざん等に係る違法があるか否か（争点5）

（原告の主張）

以下のとおり、本件においては、証拠の改ざん等がされた違法がある。

### (1) 9. 20 捜報について

#### ア 原告の主張の概要

8月28日午後8時から同日午後9時までの間に被害者方付近で不審者を目撃したかどうかについてACに対して聴き取り捜査をした結果が記載された9. 20 捜報は、以下のとおり、昭和43年3月9日以降に作成されたものであり、捜査官により改ざんされたものである。

#### (ア) 記録の通し番号の矛盾

9. 20 捜報は、本来であれば9月3日付けの捜査報告書（乙502）の次に綴じられて通し番号が付されるべきであるにもかかわらず、これまでに開示された証拠群の中では最後に綴じられており、不自然である。そして、9. 20 捜報の前には昭和43年3月9日付けのAOの員面調書が綴じられていることからすれば、9. 20 捜報が作成されたのは、昭和43年3月9日以降と考えられる。

#### (イ) 体裁の不自然さ

ACに係る証拠のうち、9. 20 捜報を除く証拠には取手署長の押印があるにもかかわらず、同報告書のみ同署長の押印がない。

#### (ウ) 内容の不自然さ

9. 20 捜報には、ACが、通行人等については言葉を濁し、判然と

した回答は得られなかったが、その際、「AAの仲間を捜査してみたら」と発言した旨の記載があるところ、かかる記載に照らせば、更に詳しくACから事情を聴取するのが自然であるが、そのような捜査は実施されておらず、不自然である。

5 (2) 10. 15 捜報について

AU警察官及びAV警察官作成の10. 15 捜報は、原告が兩名による取調べに対して、初めて本件犯行を自白した際の実取調べの経緯及び内容が記載されている、極めて重要な文書である。

ア 10. 15 捜報には、以下のとおり、差し替えた形跡がある。

10 (ア) 通し番号で203丁表の上方に押印されている「AU」の契印の印影は、明らかに二重に押印されている。

(イ) 202丁と203丁とでは、使用された罫紙が異なる。

(ウ) 202丁から216丁までのボールペンの文字の特徴を比較すると、そのインクの出具合から、複数の異なるボールペンを用いて記載がされていることがうかがわれる。

15 (エ) 202丁の特に最後の7行が1行当たりの文字数が203丁以降に比べて多く、文字が小さくなっている（これは、202丁は、後から作成したものであり、既に作成されていた203丁以降につなげるために、文字を詰め込まざるを得なかったものと推察される。）。

20 (オ) 他の捜査報告書は、「・・・状況は次のとおりです。」などとして、その次の行に「記」と記載し、更にその次の行から内容の記載がされているのが通常であるのに対し、10. 15 捜報には、「記」との記載がない。

25 (カ) 10. 15 捜報は、10月15日付けのものであるにもかかわらず、いきなり「十月十三日午後零時十分頃より取り調べを始める」との記載で始まっている。

これらの点からみると、この捜査報告書は、元々203丁の前に現在綴じられている202丁とは違う内容を記載したものがあって、それとの間に一旦契印を押した後でそれを現在綴じられている202丁と差し替え、もう一度203丁との間に押印したものと考えられる。

5           また、ボールペンの文字の特徴からすると、210丁以降、特に213丁以降末尾までの部分も差替えが行われたと考えられる。

#### イ 10. 15 捜報の本件訴訟における意味

##### (ア) 警察官による違法な捜査

10           10. 15 捜報の冒頭の部分となっている202丁は、「殺害事件の犯行当夜の8月28日のアリバイについて尋問したところ不明であったので・・・本日更に28日の行動について追求（ママ）したところ午後5時30分頃に至りAB 殺害の犯行を自供しました。その状況は以下のとおりです。」などと自白した経過が要約されて記載されている部分である。

15           また、210丁、特に213丁以降末尾までの部分は、いわばこの捜査報告書の核心をなす部分である。その前の部分までは、淡々と原告の供述内容が記録されているが、この213丁では、冒頭「俺は一生懸命考えている」から始まって、8月28日夜はどこに泊まったか思い出せない、という話をしていたところ、AU警察官の「説得」に応じて本件  
20 犯行を自白した、という自白に至る経過が書いてあるところである。

このような自白に至る取調べ経過の核心部分について差替えをしているということは、原告から自白を引き出す過程で何らかの違法な取調べがあったことを強く推認させるものである。

##### (イ) 違法な起訴

25           10. 15 捜報には、上記のとおり、契印の片側だけが二重押しになっているなど差替えの明らかな痕跡がある。AQ検察官が、これを看過



あるいは無視し、原告の自白の経緯について吟味することはなく、犯罪の嫌疑があるとして原告及びA Aを起訴したことは国賠法上違法である。

(ウ) 違法な公判活動

原告の自白の任意性、信用性については公判で争いになっており、確定審第一審においてはA U警察官及びB B 警察官の証人尋問が、確定審第二審においてはA U警察官の証人尋問が行われている。

したがって、各審級の検察官は、10.15 捜報を検討するなどして証人尋問の準備をしたはずであり、その過程で、上記のような10.15 捜報の問題点に気づいてしかるべきである。

そうであるのに、検察官がその点を看過あるいは無視して、訴訟追行を続けたことは国賠法上違法である。

(3) 8.30 捜報について

確定審上告審決定は、布佐駅でのA E の目撃供述を含む6人の目撃供述に信用性を認め、そのことを有罪判断の主たる根拠としている。ただし、上記6人の目撃供述は、再審請求審以降において開示された証拠等によって、その多くは信用性が否定されたが、A E の供述だけは、信用性を認める判断もあった。A E に関しては、事件直後の8月30日に聴取されたというC Q 警察官・B V警察官作成の8.30 捜報が存在し、同捜査報告書において、A E が、8月28日に布佐駅でA Aを目撃した旨供述したとされている。

しかしながら、8.30 捜報には、作成日及び供述内容について疑問があり、8月30日のA E の供述をそのまま記載したとは考えられず、後日に作成されたか、後日改ざんされた疑いが濃厚である。

これは警察官による証拠のねつ造であり、証拠として提出されなかったとしても、検察官の判断を誤らせるものであり被告側の責任となる。また、検察官はこのねつ造を察知できたはずであるにもかかわらず、A E の供述を

信用し得るものとして起訴し、公判を維持したことは被告国の責任となる。

(4) AGに係る捜査報告書・供述調書の改ざんと隠ぺい

AGの供述のうち、確定審に供されたのは、第1審公判における証言と、  
12月17日付け検面調書（乙275）のみである。このうち、公判におけ  
るAG証言の中には、自身の記憶として8月28日のAA目撃を述べている  
供述はない。日にちについては、はっきりしない旨の供述と、それが8月2  
8日であることについて否定的な供述があるのみである。

ところが、検察官はAGに、12月17日付け検面調書にAGの署名指印  
があること、記載内容を読み聞かせられたこと、内容に間違いがないとして署  
名指印したことを認めさせ、その結果、確定審は、公開の法廷における証言  
を捨て去り、同検面調書にある「事故の翌日出勤に手間どって遅刻した日の  
勤め帰りに栄橋のところの出来事を見た」旨の記載に依拠して、栄橋石段で  
の目撃の日を8月28日とした。

しかし、第一次、第二次再審請求審を通じて開示されたAGの供述調書及  
び捜査報告書によって、12月17日付け検面調書より前のAGの供述は、  
この検面調書と全く異なるものであったこと、それを検察官が隠ぺいしよう  
としてきたこと、そのため、事実を反する証拠を作出する等の操作をしてい  
たことが明らかとなった。

ア AGの10.22員面及び10.22捜報の改ざん

(ア) AGの10.22員面及び10.22捜報の概要

第一次再審請求審において、AGの10.22員面及び10.22捜  
報が開示された。この日のAGの取調べは、AAの自白を受け、その裏  
付け捜査として、東京都荒川区のCR 方で行われたものである。A  
Gの10.22員面には、次のとおり記載されている。

「お尋ねの八月末ごろに帰宅途中友達のAA らと成田線の列車の中  
で行き会ったことは二、三回あったので、はっきりした記憶は忘れま

した。

今までにも私は通勤途中友達の A A 君と行き会ったことが何回もありますので期日の点をはっきり記憶がないのです。

それで私が常磐線の貨車脱線事故で遅刻した日ですから今年の八月二十八日であります。」

上記引用の記載はそれ自体、甚だ異様なものである。第 1 段、第 2 段においては記憶がない旨述べているのに、第 3 段においては別人のように一転して、明確に日を特定している。この変更の原因が誘導以外のものであり得ないことは見やすい道理である。

(イ) 員面調書の不可解な訂正

AG の 10. 22 員面では、AG の前記成田線や栄橋の石段の一件について、最初の「今年の八月二十八日と思います」との記載が、「今年の八月二十八日であります」との記載に訂正され、削何字、加何字と書き込まれて、訂正印が押されている。この訂正が、AG の申出によるものならばむろん問題はないが、この訂正は AG の申出によるものではない。それは、10. 22 捜報との対比によって明らかである。

(ウ) 捜査報告書の不可解な訂正

AG の 10. 22 員面には AG の署名指印があるのだから、それは東京都荒川区の CR 方で完成されたはずである。そして、上記事実と、一般的な員面調書と捜査報告書との作成手順、さらには、10. 22 捜報に「別添調書を作成した」旨の記載があることに照らして、作成の順序は、AG の 10. 22 員面が先、10. 22 捜報が後である。

その場合、10. 22 捜報に記載される AG の供述内容は、完成された員面調書に従って記載されれば足りる。もし、AG の 10. 22 員面の訂正が AG の申出によるもので、その最終的な供述が、「今年の八月二十八日であります」というものであるならば、その後の捜査報告書に

は最初からその旨を記載すれば足りる。10.22捜報にまでわざわざ、「八月二十八日ごろと思います」と記載した上で、それを「八月二十八日であります」に訂正し、削何字、加何字などと書き込んで訂正印を付すべき理由は全くない。

5 それにもかかわらず、10.22捜報でも、まず、「八月二十八日ごろと思います」と記載され、それが「八月二十八日であります」に訂正され、削何字、加何字などと書き込まれ、訂正印を付されている。

#### (エ) 員面調書・捜査報告書の改ざん

10 上記事実を照らせば、一旦は、「今年の八月二十八日と思います」との記載によって完成されたAGの10.22員面と、「八月二十八日ごろと思います」との記載によって完成された10.22捜報が、その後、共に日付を断定する内容のものに訂正されたと見るほかないのである。

15 以上によれば、AGの10月22日段階の供述は、AAを目撃したのは8月28日と断定するものでなかったことが明らかであり、AGの10.22員面及び10.22捜報の「訂正」についてAGの意思は作用しておらず、捜査官の恣意による改ざんというほかない。この改ざんの目的は、10.22捜報末尾の「本件被疑者AAらの犯行当日（本年八月二十八日）の犯行前の行動と思はれるので別添調書を作成した」との記載に照らせば、原告及びAAが犯人であることを前提として、そ  
20 れを裏付けるべく、なされたものであることは疑う余地がない。

(被告側の主張)

否認ないし争う。

#### (1) 9.20捜報について

25 原告は「通し番号」に矛盾があることや、AT署長の押印がないことなどから、9.20捜報が実際に作成されたのは昭和43年3月9日以降である旨主張する。

9. 20 捜報の「通し番号」が45ないし47となっている理由や9. 20 捜報に取手署長印が押捺されていない理由について、その詳細は不明であるが、いずれにしても、そのことが直ちに捜査官によって作成日の改ざん等がなされたことを示すものではない。

5 また、原告の主張のように9. 20 捜報が実際に作成されたのが昭和43年3月9日以降であるなら、9. 20 捜報は、検察官による原告に係る本件強盗殺人事件の起訴にも何ら影響を及ぼしていないことになる。

(2) 10. 15 捜報について

原告は、10. 15 捜報の通し番号203丁上方の契印の印影、同202  
10 丁と203丁以降の罫紙の形状の違い、記載された文字の状態から推測されるインクの出方の違い、202丁の最後の7行と203丁以降の文字数の違い、「記」という文字の不存在、いきなり「十月十三日午後零時十分頃より取り調べを始める」との記載で始まっていることを理由として、10. 15 捜報は差替えが行われた形跡がある旨主張するが、これらはいずれも原告による単なる憶測にすぎない。捜査報告書は、まずは捜査機関における所属長  
15 に対する報告資料などとされるものであり、正確な報告を行うため、仮に報告前（捜査報告書の完成前）に誤記等が多数存在するページなどにつき新しい用紙に書き直して作成したとしても、これをもって原告との関係で違法とされるものではなく、また、このことが、直ちに原告に対する違法な取調べ  
20 があったことを示すものではない。

いずれにしても、10. 15 捜報は確定審の公判期日において取調べがなされていないのであるから、原告が本件訴訟で主張する損害の発生と10. 15 捜報の存在との間には因果関係は存在しない。

(3) 8. 30 捜報について

25 原告は、8. 30 捜報についても、その記載内容等を理由に、8. 30 捜報が改ざん等された旨縷々主張するが、原告の主張はいずれも単なる憶測に

すぎない上、8. 30 捜報は、確定審の公判期日において取調べがなされていないのであるから、原告が本件で主張する損害の発生と8. 30 捜報の存在との間に因果関係は存在しない。

また、原告は、8. 30 捜報が改ざんされた疑いがあることを理由に、あ  
たかもA E が8月30日の事情聴取において、同月28日の午後7時10  
分過ぎに布佐駅でA Aを目撃したとは供述しなかった旨主張するが、10月  
19日の事情聴取において、A E は、8月30日に警察官がA E 方に事  
情聴取に訪れた際に同月28日の午後7時10分過ぎに布佐駅でA Aを目撃  
した旨話したことを供述しているのであり、原告の主張は失当である。

(4) A Gの10. 22員面及び10. 22捜報について

A Gの10. 22員面及び10. 22捜報についての原告の主張は単なる  
憶測にすぎない上、これらはいずれも確定審の公判期日において取り調べら  
れていないことから、原告が本件において主張する損害の発生との間に因果  
関係はないものである。

なお、A Gは、石段の一件があった日について、常磐線の貨物列車脱線事  
故により遅刻した日であるということについて明確に供述しているのであり、  
その日が客観的には8月28日であることは明らかであるから、「今年の8  
月28日と思います」から「今年の8月28日であります」と訂正したとし  
ても何ら不自然ではなく、捜査官において、原告が主張するような改ざんを  
行う必要性も全くない。

(被告国の主張)

否認ないし争う。

(1) 9. 20 捜報について

9. 20 捜報は、再審において新たに取り調べられた証拠であり（なお、  
同証拠が弁護人の求めに応じて開示されたのは第一次再審請求審の即時抗告  
審においてである。）、確定審において原告の有罪を基礎づけた証拠ではな

い。したがって、その証拠の作成過程に何らかの問題があったとしても、そもそも、確定審における検察官による公判活動の違法性を基礎づけるものではない。また、仮に同報告書の作成経過に何らかの問題があったとしても、  
5 検察官がその点を知りながら、あるいは重大な過失によって看過したまま、公判活動を続けたとの事実を認めるに足りる証拠はないのであるから、原告の主張には根拠がない。さらに、確定審第二審で、検察官が虚偽の理由を述べて9. 20捜報を隠ぺいしたなどとする原告の主張は、当該検察官の対応が国賠法上違法となる余地はなく、また、当該検察官が虚偽を述べた事実もないのであるから、やはり理由がない。

10 したがって、原告の上記主張は、それ自体、検察官の公判活動に係る国賠法上の違法を基礎づけるものではなく、争点との関係で意味のない主張である上、以下のとおり、ねつ造の事実は認められない。

ア 記録の通し番号の矛盾について、原告は、茨城県警が検察官に証拠を送付する際に記入したと考えられる通し番号（同号証上部中央に手書きされたもの）からすれば、9. 20捜報は、昭和43年3月9日付けAOの員面調書（乙429）の後の続き番号となっているから、このことからして、  
15 9. 20捜報は同日以降に作成されたものである旨主張する。

しかし、捜査実務上、警察において作成された捜査書類は、作成された順番どおりに検察官に送付されるとは限らず、したがって、仮に上記通し番号が検察官に書類を送付する際に警察官において記入したものであるとしても、それは、各文書が「送付された時期」を明らかにする番号であるといえても、直ちにそれら各文書が「作成された時期」を明らかにするものということとはできない。

20 25 206  
そうである以上、原告の指摘する点は、9. 20捜報について、事後的に日付を遡らせて作成され、あるいはねつ造されたことを推認させる合理的な根拠とはなり得ず、少なくとも、検察官において記録の通し番号（な

いし送付時期) から 9. 20 捜報がねつ造されたものであるとの疑いを抱くべきであった根拠とはなり得ない。

イ 体裁の不自然さについて、原告は、他の捜査報告書等には A T 署長の押印があるのに 9. 20 捜報のみその押印がないことを挙げる。

5           しかしながら、9. 20 捜報に A T 署長の押印がされていない理由は不明であるものの、単なる押印漏れの可能性もあるから、このことが 9. 20 捜報のねつ造を推認させる合理的な根拠となるものではない。また、当該押印が欠けていても捜査報告書としての体裁自体には何ら不備はないのであるから、少なくとも、上記の点から、検察官において、記録の体裁から  
10           9. 20 捜報が事後的に作成された、あるいはねつ造されたものであるとの疑いを抱くべきであったとは認められない。

ウ 内容の不自然さについて、原告は、9. 20 捜報の記載どおりに 9 月 20 日時点で A C が「A A の仲間を捜査してみたら」と発言していたのであれば、その後も本件強盗殺人事件の捜査に従事していた B U 警察官と B V 警察官 (乙 5 0 3 の作成者) は、A A が逮捕された後に A C から更に詳しく  
15           事情を聴取していたはずであるところ、そのような聴取が行われていないのは不自然である旨主張する。

          しかしながら、上記両警察官が A A の逮捕後に A C から更に詳しい事情聴取をしなかった理由は判然としないものの、A C の上記発言は、A A の  
20           周辺の者らが怪しい旨の発言にとどまっており、本件強盗殺人事件の犯人に関する具体的な情報を述べたものではなかったことからすれば、その後両警察官が A C から詳しい事情聴取をしなかったことが直ちに不自然・不合理であるとはいえない。また、少なくともこのことが 9. 20 捜報のねつ造を推認させる合理的な根拠となるものではなく、やはり、上記の点から、  
25           検察官において 9. 20 捜報がねつ造されたものであるとの疑いを抱くべきであったとは到底認められない。



(2) 10. 15 捜報について

10. 15 捜報は、再審において新たに取り調べられた証拠であり（なお、同証拠が弁護人の求めに応じて開示されたのは第二次再審請求審の即時抗告審においてである。）、確定審において原告の有罪を基礎づけた証拠ではないから、その証拠の一部差替えの有無を問題にしたところで、確定審における公判活動の違法性を基礎づけるものではない。

また、仮に10. 15 捜報の作成経過に何らかの問題があったとしても、検察官がその点を知りながら、あるいは、重大な過失によって看過したまま、本件起訴に及び公判活動を続けたとの事実を認めるに足りる証拠はない。

したがって、いずれにしても、原告の上記主張は、それ自体、検察官による本件起訴や公判活動に係る国賠法上の違法を基礎づけるものではなく、争点との関係で意味のない主張である上、差替えの事実はない。

(3) 8. 30 捜報について

8. 30 捜報は、再審において新たに取り調べられた証拠であり（なお、同証拠が弁護人の求めに応じて開示されたのは第二次再審請求審の第一審においてである。）、確定審において原告の有罪を基礎づけた証拠ではないから、8. 30 捜報の作成過程に何らかの問題があったとしても、そもそも、検察官による確定審における公判活動の違法性を基礎づけるものではない。

また、仮に8. 30 捜報の作成経過に何らかの問題があったとしても、検察官がその点を知りながら、あるいは、重大な過失によって看過したまま、本件起訴に及び公判活動を続けたとの事実を認めるに足りる証拠はない。

特に、A E が事件直後にA Aを布佐駅で目撃したと供述したことについては、A E 自身が、10月19日付けの員面調書において、「この事は、八月三十日に刑事さんが私方に来られたので話したのです」と明確に説明していたのであるから、8. 30 捜報の存在のみをもって「検察官はこのねつ造を察知できたはずであるにもかかわらず、A E の供述を信用し得るもの

として起訴し、公判を維持した」などとする原告の主張は失当である。

したがって、いずれにしても、原告の上記主張は、少なくとも検察官の行為に関する限り、国賠法1条1項の違法を基礎づけるに足るものではなく、争点との関係で意味のない主張である上、ねつ造等の事実は認められない。

5 (4) AGの10.22員面及び10.22捜報について

AGの10.22員面及び10.22捜報は、いずれも、再審において新たに取り調べられた証拠であり（なお、同証拠が弁護人の求めに応じて開示されたのは第一次再審請求審の第一審においてである。）、確定審において原告及びAAの有罪を基礎づけた証拠ではないから、その証拠の改ざん等の  
10 有無を問題にしたところで、確定審における公判活動の違法性を基礎づけるものではない。

また、仮にAGの10.22員面及び10.22捜報の作成経過に何らかの問題があったとしても、検察官がその点を知りながら、あるいは、重大な過失によって看過したまま、本件起訴に及び公判活動を続けたとの事実を認  
15 めるに足りる証拠はない。

したがって、原告の上記主張は、検察官による本件起訴や公判活動に係る国賠法上の違法を基礎づけるに足るものではなく、争点との関係で意味のない主張である上、ねつ造等の事実は認められない。

6 検察官による本件起訴に違法があるか否か（争点6）

20 (原告の主張)

公訴提起に客観的合理性があるというためには、公訴提起時において検察官が現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料を総合勘案して合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑が必要であるところ、本件起訴には、以下のとおり、それが欠けるから、違法であるとい  
25 うべきである。

(1) 11月13日までに収集された証拠について

AR 検察官は、本件強盗殺人事件の勾留期限が到来した 11 月 13 日、原告及び AA の否認調書を作成し、兩人共に処分保留として釈放した。

同日までに捜査機関の下に収集されていた証拠のうち、本件強盗殺人事件が原告及び AA の犯行であることを証明する物的証拠は皆無であり、被害品すら特定できておらず、直接の犯行を目撃した者も存在しなかった。また、  
5 本件犯行に近接した時間帯・場所で原告及び AA を目撃したとする者の供述もはっきりしたものではなかった。さらに、原告及び AA の自白も存在したが、その供述内容も、原告及び AA 相互間の不一致や変遷が多い上、原告及び AA は、いずれも否認に至っており、具体的なアリバイも供述していた。

AR 検察官が処分保留としたのは、それまでに収集した証拠資料のみでは原告及び AA を本件強盗殺人事件について有罪と認める嫌疑が十分でないと判断したからであるところ、かかる処分保留は、AR 検察官単独の判断ではなく、上司の決裁を経た検察庁の組織的判断であるから、検察官の個人差による判断の幅を考慮してもなお、この時点では原告及び AA を有罪と認める  
10 嫌疑が十分ではなかったものといえる。

## (2) 11 月 14 日以降に収集された証拠

11 月 14 日以降、補充捜査が行われたが、以下のとおり、補充捜査で得られた証拠は原告及び AA の本件強盗殺人事件の嫌疑を否定する方向のものばかりであった。

### ア 客観的証拠

#### (ア) 盗品（財布）捜査の結果

盗品（財布）の捜査が、11 月 15 日、大がかりに行われたが、黒の二つ折り財布も白い布製三つ折り財布も発見することはできなかった。

#### (イ) 毛髪鑑定結果

被害者の死体発見現場から採取された 8 本の毛髪のうち 3 本は、被害者のものと類似するものとされたところ、残りの 5 本についても、11  
25

月 24 日付けで、原告及び A A の毛髪ではないことが判明しており、本  
件犯行現場に原告及び A A 以外の第三者がいた可能性があった。

(ウ) 便所の棧の指紋の対照結果

被害者方の便所の棧から採取された指紋は、原告の指紋と一致せず、  
便所の棧を外して脱出したという原告の供述を裏付ける証拠は得られな  
かった。

イ 目撃供述

A G は、当初から、「成田線での出会い」の日にち及びこれに続く「石  
段の一件」のあった日にちに関する記憶ははっきりしないと供述していた  
が、11月18日、A R 検察官の聴取においても「8月28日とは断言で  
きない」と供述していた。

ウ 原告及び A A の自白の信用性

原告及び A A の自白は、以下のとおり、信用性が乏しいものであった。

(ア) A Q 検察官の実況見分

原告及び A A は 2 度にわたり被害者方を訪れ、その際、原告は、1 回  
目、2 回目とも、被害者方勝手口の左側（西側）のガラス戸を右側（東  
側）に開けたと繰り返し詳細に供述していた。

しかし、被害者方勝手口の踏石に立ち、左側のガラス戸を右側に全開  
した場合でも、冷蔵庫や茶だんすに遮られて、8 畳間の西側のガラス戸  
を開けた被害者を見ることは不可能であった。

また、原告は、10月24日付け員面調書（乙 3 3 4）において、  
「腰を掛っかなと思って私は道路の方を背にして東向きになって柱の所  
に寄り添って話をしたのです。」と供述しているが、茶だんすがあつて  
柱に寄り添うことは不可能であった。

A Q 検察官は、被害者方の実況見分をしたのだから、原告の供述と客  
観的状況の矛盾を認識したはずである。

(イ) 本件鑑定書

本件死体検案書及び本件鑑定書を作成した医師は、被害者に絞頸があり、被害者の前頸部に横に走る表皮剥脱創を、左側頸部に平行に走る3本の表皮剥脱創があったと判断している。

5 原告は、パンツの上から扼したと自白していたが、指と一緒にずれる布製パンツの痕が線状の平行した表皮剥脱として残るのは極めて不自然である。

また、本件鑑定書によれば、被害者の頸囲は腐敗していると思われる状態で57センチメートルであるところ（なお、腐敗していない生前は  
10 もっと短かったはずである。）、頸部のパンツのゴムひも部分の一方と裾の一方を持って軽く伸ばした状態で長さを測ると67センチメートルであるから、被害者の首を絞めるのは可能である。これは、パンツを首に押し付けて首を絞めようとしたが、回らないので、首に当てたパンツの上から両手の平を首のところに当てて、のし掛かるようにして押さえ  
15 付けた（扼頸）というこの時点までの原告の自白と明らかに矛盾する。

(ウ) ガラス戸に関する捜査報告書

AAが蹴ったガラス戸のガラスが8畳間内側に落ちた旨の原告の供述及びAAが蹴って上の方のガラス2枚くらいを割ったガラス戸を外し、原告が寄せたというAAの供述は、8月30日及び同月31日に行われた現場検証の結果が記載された11月30日付け捜査報告書（乙423）  
20 によって判明した被害者方の客観的状況と整合しないものであった。

(エ) 原告及びAAのノート

原告は、土浦拘置支所移監後、本件強盗殺人事件の犯人とされたことに対する激しい怒りの気持ちをノートに書き綴っていたが、11月26日、これをAR検察官に提出した。  
25

AAも、自分は本件強盗殺人事件とは無関係であることを訴える内容

をノートに書き、同月22日、これをAR検察官に提出した。

オ アリバイ

取調官らは、原告が本件犯行を犯した後に、列車を乗り継いで午後11時20分ないし午後11時半頃に野方駅に着き、午後11時半頃に、「ジュン」へ行ったという筋書きに沿って、原告の供述を誘導し、AM、ALを暗示、誘導によってその旨供述させた。

捜査官は、12月14日、原告及びAAの供述の裏付けを取るために、原告及びAAの供述に基づいて、午後9時50分頃布佐駅を発車し、午後11時30分頃野方駅に下車し光明荘に着いたという事実の捜査を行った。

その結果、午後9時50分布佐発の列車に乗ると野方駅に到着するのは午後11時47分であり、駅から光明荘までは徒歩で5分かかるので、原告及びAAが光明荘に着くのは午後11時52分であることが判明した。

また、原告は、光明荘で着替えをして風呂支度をして「ジュン」に行くと供述しているので、原告が「ジュン」にたどり着けるのは早くても翌日午前0時を過ぎてしまい、午後11時半頃には「ジュン」にいたという検察官の描いた筋書きは破綻していることが明らかになった。

(3) 本件起訴時点における証拠の評価

上記(2)記載のとおり、その後の補充捜査で得られた証拠はいずれも嫌疑を否定する方向のものであり、嫌疑を高める証拠は得られていない。

そして、本件起訴の時点では、①原告及びAAが本件強盗殺人事件の犯人であることを直接裏付ける客観的証拠が得られておらず、②現場付近から発見された指紋、毛髪等で原告及びAAと一致又は類似するものが見当たらず、また、③原告及びAAの供述に基づき強取したとされる金品等が発見されていなかったものである。

AQ検察官は、以下のアないしエ記載のとおり、目撃供述や原告及びAAの最終自白において、それまでに明らかとなった多くの矛盾を解消するため

に、つじつま合わせの供述操作を行ったものであるところ、かかる事實は、A Q 検察官自身が、目撃供述や原告及びA A の自白に矛盾があり、信用性がないことを認識していたことを表わすものである。

したがって、合理的客観的嫌疑が存在しないとして、公益の代表者である  
5 検察官は、本件については嫌疑不十分により不起訴とすべきであった。

#### ア 目撃供述

##### (ア) A G 及びA H の供述—犯行に至る経緯（栄橋まで）

A G は、「成田線での出会い」や「石段の一件」の日にちを8月28日と断言できないと供述していたのに、A Q 検察官が聴取した12月1  
10 7日付け検面調書（乙275）では、何の説明もなく、突然、「脱線事故」を理由に石段の一件は8月28日と供述している。

A H は、石段の一件に言及すらしていなかったのに、12月27日付け検面調書（乙273）において、何の説明もなく、突然、「脱線事故」を理由に石段の一件は8月28日と供述している。

##### (イ) A J の供述

A Q 検察官は、A J に「身長は大柄と感じなかった」と表現を変えさせ、通過時刻もそれまでよりは早い時刻を供述させ（乙625）、A A にはA J とは会わなかったと供述させた（乙317）。

#### イ 自白

##### (ア) 犯行に至る経緯

A Q 検察官は、12月22日付け検面調書（乙312）において、原告に、勝手口で開けたガラス戸を「西側のガラス戸」から「東側のガラス戸」に変更させた。

##### (イ) 格闘・殺害行為

A Q 検察官は、12月19日付け検面調書（乙308）において、原告に、パンツは「使ったのかはっきりしない」と、従前の供述を変更さ  
25

せた。

(ウ) 物色・強取

① AAは、当初は「布団を引っ張り出して物色した」と供述していたが、AQ検察官は、12月13日付け検面調書（乙316）において、  
5 AAに、「布団を引っ張り出さずに物色した」と変更させた。

② 原告は、12月22日付け検面調書（乙312）において、以前ビルのガラス拭きの仕事をしていた経験から、ロッカーには鍵と鍵穴に同じ番号が刻まれていると具体的に供述しているが、本件訴訟で初めて開示された同日付け検面調書（甲B42）では、鍵穴にあったロッカーの鍵を見つけた根拠について全く説明ができていない。  
10

③ AQ検察官は、白い布製三つ折り財布について裏付けが取れなかったため、12月19日付け検面調書（乙308）において、原告に、そもそも誰も盗らなかったと供述を変更させた。

④ 原告の強奪金員について、原告とAAの間で食い違いがあったところ、最終的には12月25日付け検面調書（乙325）において、AAに、原告の盗った金員が2万円位に見えたように思っただけであり、原告が7000円と言っているのであれば分からないと供述をさせ、矛盾の解消を図った。  
15

ウ 偽装工作

AQ検察官は、ガラス戸偽装工作における原告及びAAの位置関係に関する供述を「東西型」から「南北型」に変更させ、被害者方の客観的状況との齟齬の解消を図る偽装工作をした。  
20

エ アリバイ

AQ検察官は、原告の12月21日付け検面調書（乙310）において、  
25 「事実、養老の滝に行ってから兄貴のバーへ行って飲んだ日もあるのですが、それは別の日です」とアリバイの主張を撤回させた。



(4) なお、被告国は、A Q 検察官が、原告及びA A の弁解についての裏付け捜査や、原告、A A 及びA G ら5名を目撃者の取調べを更に実施したことにより、同人らの弁解が虚偽であり、改めて自白に至った原告及びA A の供述の核心部分には信用性が認められ、また、その他原告及びA A の有罪を基礎づける証拠資料が収集されたと判断したのであり、A R 検察官が処分保留としたときとは証拠関係が大きく異なっていたから、A Q 検察官の本件起訴に合理性がある旨主張するが、以下のとおりいずれも理由がない。

#### ア AG 及びAH の目撃供述

AG 及びAH は、A Q 検察官の取調べを受けるまでは、「石段の一件」が8月28日であるかははっきりしないと供述し、あるいは言及すらしていなかったのであるが、これをA Q 検察官が断言させたものである。

したがって、AG 及びAH の目撃供述は、その初期供述を含めて検討すれば、信用性が認められるものではないところ、A Q 検察官は、確定審における裁判官と異なり、その内容を把握していたのであるから、信用性が認められないことを承知していたはずである。

#### イ 原告及びA A の再度の自白

A Q 検察官の聴取した原告及びA A の自白は、前記(3)記載のとおり、つじつま合わせに終始した結果であり、信用性は認められない。

また、確定審が原告及びA A の自白に信用性を認めた根拠の一つは、自ら体験しない事実ならば到底引き続いて整然と供述し得ないことを具体的に首尾一貫して供述した11.2原告録音テープ及び11.3 A A 録音テープの存在があったからである。

しかし、第二次再審請求審以降の各決定及び判決は、上記各録音テープにつき、取調べの全過程において録音されたものではなく、録音前に捜査官らによる何らかの働き掛けがあったことも推認されることなどから、独立した証拠価値を否定した。確定審と異なる判断に至ったのは、10.1

7 原告録音テープが開示され、捜査官の誘導の痕跡が顕著であったからである。なお、10月30日前後のAAの取調べに係る録音テープはいまだ開示されていないが、AAの11月2日付け員面調書（乙359）などから、同テープの存在は推認され、10.17原告録音テープと同様、誘導の痕跡が顕著なはずである。

そして、被告国が、10.17原告録音テープが検察庁に送致された時期についての求釈明にかたくなに応じていないことに照らすと、本件起訴時までには10.17原告録音テープが検察庁に送致されていたことが推認される。また、10月30日前後のAAの取調べに係る録音テープも一緒に送致されていたはずである。そうすると、確定審裁判官と異なり、上記各テープの内容を把握していたAQ検察官は、原告及びAAの自白に信用性がないことを承知していたはずである。

(被告国の主張)

検察官の公訴提起が違法であるというためには、その公訴提起時において検察官が現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料を総合勘案し、有罪と認められる嫌疑があると判断した検察官の証拠評価及び法的判断が、法の予定する一般的な検察官を前提として、通常考えられる検察官の個人差による判断の幅を考慮に入れても、なお行き過ぎで、経験則、論理則に照らして到底その合理性を肯定することができない程度に達していることが必要である。

(1) 本件起訴に際しての証拠構造は、本件起訴の際、直接証拠として、①本人の自白及び②共犯者の自白があり、また、主な状況証拠として、③本件犯行時間帯に近接する時間帯に原告及びAAが本件犯行現場方向に移動する一連の行動を目撃したADら5名の供述及び④原告及びAAが一時的に否認した際に主張したアリバイがADら5名の供述から虚偽と判断されたことなどの事実があり、その各供述の信用性の判断が本件起訴の判断の合理性の有無を

決するという関係にあった。そして、検察官の行う供述の信用性についての評価及び判断は、自己の専門的知識、経験等を頼りに行われる非常に困難なものであり、客観的かつ一義的に定まるものではなく、論理則、経験則の許容する範囲内で個人差が生ずることは避けられないものである。

5           A Q検察官は、原告及びA Aが本件犯行の自白に至った経緯、その後一時的に否認したが再度自白するに至った状況及び一連の自白内容等を慎重に検討した上で、その自白内容が主要な点で相互に合致し、本件犯行現場の状況等の客観的証拠とも一致し、その内容に不自然・不合理な点も見当たらない上、原告及びA Aの供述に基づいてA Dら5名を事情聴取したところ、その  
10           裏付け供述が得られたことなどから、原告及びA Aの各自白内容には十分信用性があると判断したのであり、これらに加え、A Dら5名の供述から原告及びA Aがいずれも本件犯行当日の夕方以降に我孫子駅、布佐駅、栄橋の石段というように本件犯行現場方向に移動した事実が認められると判断したこと、原告及びA Aが一時的に否認した際に主張したアリバイがA Dら5名の  
15           供述で排斥されるべき虚偽のアリバイであると判断したこと、他方で、原告及びA Aが本件強盗殺人事件の犯人であることに合理的な疑いを抱かせるに足る事情がないと判断したことは、当時の証拠関係からすればいずれも不合理とはいえない。

(2) 本件起訴に合理的理由がない旨の原告の主張は、以下のとおり、理由がない。  
20

ア 客観的証拠の不存在について

(ア) A Aの最終的な自白内容によれば、A Aは逃走中に利根川内に財布を投棄した旨供述していたのであり、河川内に投棄された財布を発見することは極めて困難であるから、財布が発見されなかったとしても、その  
25           ことが原告及びA Aの本件強盗殺人事件の嫌疑を否定することにはならない。

(イ) 毛髪等の鑑定の結果は、被害者方から採取された8本の毛髪等のいずれについても、被害者の毛髪であることを明確に否定したのではなく、被害者、原告及びA A以外の第三者の毛髪であったと結論づけるものではない。

5 (ウ) 犯人が外したと思われる被害者方の窓の棧から採取された指紋5個については、そのうち3個は対照不能で2個は捜査関係者のものと確認され、原告及びA Aの指紋と認められたものはなかったが、逆に原告及びA Aとは別の第三者の指紋が認められたわけでもなかった。また、そもそも採取された指紋が対照不能のものであれば、当該指紋が資料として  
10 不完全なものである以上、たとえそれが原告の指紋であったとしても、それを確認することができないものであった。

したがって、便所の棧の指紋が原告の指紋と確認できなかったからといって、原告及びA Aの本件強盗殺人事件の嫌疑を否定することにはならない。

15 イ 原告及びA Aの自白の信用性

(ア) 犯行前に開けた被害者方の勝手口に関する供述の変遷

犯行前に開けた被害者方の勝手口に関する原告の供述の変遷については、特に意識的に行動したのでなければ勘違いが生じたとしても特に不自然ではない事柄についてのものであるから、供述の変遷をもって直ちにA Q検察官の不当な誘導があったものといえないし、自白の信用性を  
20 疑うべき事情ともいえない。

(イ) 被害者の死体解剖鑑定書の内容

解剖時の被害者の頸囲（約57センチメートル）よりパンツの長さ（最大67センチメートル）が若干長かったとしても、両端を両手でつかんで絞殺するには長さが足りなかったとの原告の供述は不自然・不  
25 合理ではないし（原告が主張するように、生前の被害者の頸囲が解剖時

のそれより多少短かったり、「パンツの股部分の縫い目にほころびがあった」りしたとしても同様である。），更に犯行当時は被害者が暴れて抵抗していたことを考え併せればなおさらである。

また、死体検案書とその後に作成された死体解剖鑑定書との記載が異なる場合には、相当期間熟慮した結果作成された死体解剖鑑定書の記載の方に信用性があると判断するのが合理的であるところ、本件鑑定書に、本件死体検案書に記載されている「絞殺（推定）」や「頸部に絞痕あり」との記載がない以上、医師が被害者に絞頸があったと判断しているとまでは到底いえない。

したがって、原告の自白が本件鑑定書と矛盾するとはいえない。

#### (ウ) ガラス戸に関する捜査報告書と自白の内容

原告は、ガラス戸に関する捜査報告書（乙423）と自白の内容が矛盾している旨主張するが、本件犯行現場での原告及びAAの興奮、焦燥、狼狽といった心理状態からすれば、思い違いや記憶違いがあっても、一概に不自然・不合理とはいえない。

#### (エ) 録音テープ

11. 3AA録音テープ以外の警察官によるAAの取調状況を録音したテープについては、被告国は、その存在につき不知であり、これを所持していない。また、誘導の痕跡が顕著であるとする原告の主張は、憶測に基づく根拠のないものである上、本件起訴時までに上記テープや10.17原告録音テープが検察庁に送致されたとする原告の主張も、憶測に基づく根拠のないものであり、本件起訴までにこれらの録音テープが送致されたことを認めていない。

#### ウ アリバイについて

原告は、そもそも、原告、AM及びALのみならず、AAの供述も誘導された旨主張していたところ、本件犯行後に原告が光明荘や「ジュン」に

行った事実については、AAから順に供述調書が作成され、AAの供述調書が作成された10月26日の時点で、捜査当局において、本件犯行当日に原告が「ジュン」に赴いたとか、光明荘に宿泊したといった事実が何らかの証拠により確定されていたわけではなかったのであるから、殊更に原告が本件犯行後に光明荘や「ジュン」に行った事実をAAに供述させるべく誘導する合理的な理由は何もなかったのであって、このことはAAが自発的に供述したことを裏付けるものである。

そして、原告は、原告及びAAの自白に係る布佐駅発の列車の時刻と野方駅を降りた時刻等の整合性を問題にするようであるが、AAの自白は客観的な列車運行状況とおおむね合致していたのであり、これと特に矛盾するとまではいえず、原告の供述も、大まかな時刻を述べるものであり、これと特に矛盾するとまではいえない。

したがって、布佐駅から光明荘までの所要時間等が、原告及びAAの本件強盗殺人事件の嫌疑を否定することにはない。

#### エ AQ検察官による供述の操作について

原告は、供述が変遷していることから取調官による強引な誘導等があったと断定するものにすぎず、検察官がいかなる取調べ方法により強要・誘導等を行ったかは具体的に述べていないものであるから、検察官の行為についておよそ何らかの違法を基礎づけるものではなく、およそ理由がない。

また、その点をおくとしても、原告が述べる主張は、以下のとおり、理由がない。

#### (ア) AG及びAHの供述

AG及びAHは、当初から明確に一貫して日にちの点を供述していたわけではなかったものの、それぞれ、警察官による事情聴取の時点から、勤務先の出勤カード等の手掛かりを基にして記憶を喚起して供述したと認められる上、AHが検面調書で初めて石段の一件に言及している点に

についても、員面調書にはその点の記載がないからといって、それは単に警察官がその点の聴取を十分にできなかつただけで、検察官の事情聴取によってその点が明確に確認されたことも十分あり得ることである。

(イ) A J及びA Aの供述

5 A I, A J及びA Kの供述からすれば、A Iは、A Jより多少遅れて被害者方前を通過し、A Jは、被害者方前を通過した後間もなくA Kと擦れ違つたと認められ、A I, A J及びA Kの3人が短時間の間に被害者方前を通過したと考えられるところ、A Q検察官において、A I及びA Kが目撃したのは原告及びA Aであり、A Jが目撃したのは原告及び  
10 A Aとは別の二人組であったなどと不自然・不合理な想定をした上で、A Jの供述をそのように誘導し、万が一のA Jの証人尋問に備えたなどは到底考えられない。また、A Q検察官が録取したA Jの検面調書における供述では、A Jが被害者方前を通過した時刻は午後7時25分頃と認められるところ、この時刻が特に従前の供述から早められたものとは  
15 はいえないし、A R検察官が録取した供述ともほぼ合致している。

さらに、A Aは、警察官の取調べにおいて、A Jと思われる人物を目撃した旨の供述はしていなかったところ、A Q検察官において、その点を再度確認したところ、A Aが「A Jらしい人は通らないようでした。」と述べたことから、その旨録取されたと認められるのであり、A  
20 Q検察官があえてA Aを誘導して虚偽供述を録取した形跡は全く見当たらない。

(ウ) 原告及びA Aの自白

① 犯行に至る経緯（被害者方前）について

25 ガラス戸の左側（西側）を開けたのかそれとも右側（東側）を開けたのかという点は、特に意識的に行動したのでなければ明確に記憶していなくとも特段不自然とはいえない。

② 格闘・殺害行為について

原告の供述が客観的事実と矛盾するとは到底認められないし、むしろ、原告が、A Q 検察官の取調べにおいて、当初絞殺しようとしたとの供述を自ら後退させたことから、その供述のまま録取せざるを得な

5

③ 物色・強取について

被害者方においては布団を引っ張り出したままの状況は認められないが、この点は物色時に引っ張り出した布団をまた押入れに押し込んだ可能性もあり、引っ張り出したか否かのいずれであっても直ちに現場

10

また、A Q 検察官においても、原告が自己の経験に基づく知識として鍵穴の方にも番号が付されていた旨を述べたことは、取調べ時に新たに供述された具体的な事実として特に印象深く記憶している事柄であり、それまでの捜査結果では把握していなかった事柄であったものの、A Q 検察官自ら現場に赴いて鍵穴に番号が付されている事実を確認していたため、原告の供述に納得することができた旨証言している

15

ところに、上記証言部分に特に不自然・不合理な点はない。

さらに、「白い布製三つ折り財布」に関して供述が2度変遷しており、2回目の供述の変遷が加わることによって、より供述の信用性に

20

疑義が呈される可能性が高まるのであるから、そのことを知りながらA Q 検察官があえて誘導してかかる変遷を加える合理的理由はない。

加えて、強奪金員に関するA Aの12月25日付け検面調書（乙325）を正確に引用すると、A Q 検察官が「甲 は千円札七枚位だと言うのだが。」と追及したのに対し、A Aが「自分は見ただけです。甲 がそう言うなら自分には判らないからそれ以上

25



供述を持ち出して確認しても、A Aが供述を変遷させることはなかった  
たのであるから、A Q検察官がA Aの供述に関して不当な働き掛けを  
したとは到底認められない。

#### ④ 偽装工作について

5 確かに、ガラス戸を外した状況に関する原告及びA Aの供述はいず  
れも変遷しているが、変遷の理由について、「検事さんからいろゝ聞  
かれていたうちに思い出せたからそのとおり事実を話しました。」な  
どと説明しているところ、本件犯行現場での原告及びA Aの興奮、焦  
燥、狼狽といった心理状態からすれば、明確に記憶していなくとも特  
10 段不自然とはいえず、検察官から確認されたことで思い出したとい  
うのは、一応了解可能である。

また、A Aの供述についても、A Aは、本日これまでと違った説明  
をしたがどうして前には話さなかったのかとの検察官の質問に対し、  
「今思い出したからです。」、隠してわざと違うことを喋ったのでは  
15 ないかとの検察官の質問に対し、「いや、よく思い出せなかったから  
なのです。」と説明している上、変遷部分は、原告が東側のガラス戸  
を外すのを手伝ったか、あるいは、原告がもう一つのガラス戸（西側  
のガラス戸）を外したかという点であり、A Aが自身の行動ではない  
ことについて思い違いや記憶違いがあっても、一概に不自然・不合理  
20 とはいえず、取調官の質問も不当なものではない。

#### ⑤ アリバイについて

そもそも、本件犯行後、原告が一人で8月28日に「ジュン」に行  
ったことについては、原告や関係者の供述も曖昧でかつ不一致があり、  
果たして原告が「ジュン」に一人で飲みに行って原告が供述するよう  
25 なやり取りがあったのが本件犯行当日の夜であったのか否かは判然と  
しなかったのであり、原告が同日の夜に「ジュン」に行ったとの供述

については、最終的に、原告及びA Aはいずれも、アリバイ供述と結び付けて虚偽を述べていた旨述べて、いずれも撤回したのである。

そして、原告及びA Aの自白した内容に係る時間帯は午後11時20分頃ないし30分頃に野方駅に到着したというものであり、その内容も曖昧で幅のあるものであるから、列車移動時間に関する捜査報告書（乙261）において判明した時間帯とでは僅かな誤差しかなく、これらの誤差を埋めるためにA Q検察官があえて強引に誘導して関係者の供述を変遷させたとは到底認められない。

## 7 確定審の公判における警察官及び検察官の活動に違法があるか否か（争点7）

### （原告の主張）

#### （1）警察官の活動について

警察官は、以下のとおり、確定審の公判期日において偽証を行ったものであるところ、かかる行為が違法であることは明らかである。

#### ア 10. 17原告録音テープに関する偽証

A U警察官及びA V警察官は公判期日において原告の取調べを録音したテープは11. 2原告録音テープの1本のみであると繰り返し証言したが、再審請求審において検察官から10. 17原告録音テープが提出され、前記証言が虚偽であったことが判明した。

10. 17原告録音テープの内容を確認すると、録音された自白内容と、その後の自白内容とが著しく異なっており、また、10. 17原告録音テープには多数の編集痕があったものである。したがって、10. 17原告録音テープは自白の任意性に大きな影響を及ぼす証拠であるところ、確定審上告審は11. 2原告録音テープを自白の任意性を支える重要な証拠と位置づけているが、この10. 17原告録音テープが当時開示されていれば、この点の裁判所の判断が変わっていたであろうことは明らかである。

#### イ A Aの取調べに係る録音テープに関する偽証

A X警察官は、公判期日において、A Aの取調べを録音したテープは公判期日に提出された11.3 A A録音テープの1本のみであると証言したが、A X警察官が作成した11月2日付け員面調書には、「この前録音テープを使って調べられたときにも」との記載があり、この証言は明らかな偽証である。

警察官が偽証をしてまで存在を隠したテープであるから、10.17原告録音テープと同様、これがA Aの自白について任意性を疑わせるものであった可能性は極めて高い。確定審上告審においては、11.2原告録音テープと同様、11.3 A A録音テープも、A Aの自白の任意性を支える重要な証拠として位置づけられているが、もう1本のテープが開示されていけば、この点の裁判所の判断が変わっていた可能性もまた極めて高いといえる。

#### ウ アリバイ取調べ開始日に関する偽証

(ア) A U警察官は、確定審第一審第23回公判期日において、原告が最初江東区の方の三菱銀行へ掃除に行って、親方の家へ泊まったようなことを言っていた、その裏付け捜査をしたら裏付けがなかった、それが判明したのは10月15日午後であったと証言した。そして、確定審第二審第12回公判期日でも、原告が、8月28日については押上の三菱銀行の掃除をしている親方の家へ泊まったとか、それからB N の家に泊まったかなと言っていた、どちらも泊まっていないと分かったのが10月15日の午後であった旨証言した。また、昭和47年11月24日の期日外尋問において、A U警察官は、原告が当初C S方に泊まっていたと言っていた、裏付け捜査をやらせて泊まっていないことが分かったのは10月14日であったと証言している。

しかし、第二次再審請求審で開示された9月2日付け捜査報告書によれば、警察は、既にその時点で原告から亀戸のC Sの下で仕事をしてい

る旨の供述を聴取しており、同じく、開示された9月12日付け捜査報告書によれば、警察は、8月28日にCSの下で三菱銀行押上支店の清掃をしたという原告の供述について裏付け捜査をした結果不審があると判断し、さらに、10月10日には、AU警察官自身が直接CSに会って裏付け捜査を行い、事件当日（8月28日）は、原告を使っていないという供述をCSから得て、自らその旨の捜査報告書を作成していたことが明らかになった。これにより、AU警察官の前記3回にわたる供述が全て明らかな偽証であったことが判明したのである。

(イ) AU警察官は、確定審第一審の公判期日において、原告のアリバイに関する取調べをしたのは10月15日からと証言した。また、AV警察官は、アリバイに関する取調べをしたのは「13日からでは？」と問われて「そのようなことはない」と証言した。しかし、その後、確定審第二審になって、AU警察官は、アリバイに関する取調べ開始時を13日の午後からと訂正し、これによって、確定審第一審でのAU警察官及びAV警察官の偽証が明らかになったのである。

なお、AAについても、AW警察官は確定審第一審において否定していた10月16日の本件強盗殺人事件に関する取調べを、確定審第二審になって認めるに至っている。

以上の偽証は、いずれも、原告及びAAに対するアリバイ追及や強盗殺人事件の取調べを始めた時期をあえて遅らせて証言することによって、別件逮捕の意図を隠すという目的を持ったものであり、捜査の適法性についての確定審の判断を誤らせるものであって、違法である。

## (2) 検察官の活動について

### ア 警察官の偽証への関与

検察官は、以下のとおり、警察官による偽証を指示、黙認、あるいは看過したものであるから、かかる行為は違法である。

(ア) 10. 17原告録音テープに関する偽証への関与

検察官は、起訴するか否かを判断する際には、あらゆる証拠を吟味しているはずであり、その時点において2本のテープの存在も当然確認しているはずである。

5 仮に、検察官が、本件起訴時において10. 17原告録音テープの存在を知らなかった場合には、被告国も認めるように、公判の期日間に検察官はAU警察官らに対して存否の確認をしたものと考えられるところ、通常、法廷での証言の準備段階で検察官から事実関係を問われた警察官が、検察官に対して虚偽の回答をすることなど考え難いし、回答に先立  
10 って10. 17原告録音テープの存否を改めて確認すると思われ、そうであれば、AU警察官らの回答は「存在する」となるのが必然である。そうすると、検察官は、10. 17原告録音テープの存在を知っていたと考えるのが自然である。

(イ) AAの取調べに係る録音テープに関する偽証への関与

15 検察官は、AAの起訴に当たり、テープの存在に触れられたAX警察官作成の員面調書を当然に検討しているはずであるから、AX警察官の公判期日における証言が事実と反するものであることは、検察官自身が容易に認識し得たことであるし、AX警察官に更に問いただすべきことであつたといえる。

20 イ 裁判所の証拠開示に関する職権発動の機会を喪失させる虚偽答弁

検察官は、以下のとおり、公判期日において虚偽の答弁を繰り返すこと  
によって、裁判所の証拠開示に関する職権発動の機会を失わせたものであり、かかる行為は、違法である。

(ア) ACに関する捜査報告書

25 被害者方前路上で原告及びAAを見たとするAC証言は、目撃証言の中でも最も重視されたものであり、確定審における有罪判決を支える大

きな柱となっているものであったため、弁護人もその重要性に鑑み、確定審第二審の公判期日において、検察官に対し、ACに関する供述調書や捜査記録の証拠開示を要請していたが、検察官は「いずれも同人の証言、開示済み検調、員調などと同旨であるから開示の必要なし」と答弁して開示を拒否した。

そもそも、ACは公判期日において、警察での取調べの時に、鶏を絞め殺すような悲鳴を聞いたことを警察官に話したと証言していた。しかし、第一次再審請求審で開示された3通の捜査報告書には、鶏を絞め殺すような悲鳴を聞いたなどということは一切記載されておらず、9月3日付け捜査報告書に至っては「不審者等の目撃について聞き込みを得られませんでした」との記載がなされており、ACは事件発生当初、「鶏を絞め殺すような悲鳴」を聞いた話などしていないどころか、二人を目撃した事実すら捜査官に告げていなかったということなのである。

この第一次再審請求審において開示された捜査報告書によって、確定審当時に未開示であった捜査報告書は、ACの「証言、開示済みの検調、員調などと同旨」とは到底いえないものであり、そのように述べた検察官の答弁が全くの虚偽であったことが判明したのである。

以上のとおり、再審請求審で開示された捜査報告書は、ACの目撃証言全体の信用性に大きな影響を与える重要な証拠であった。これが開示されていれば、AC証言全体の信用性が否定されていたことは確実であり、検察官の虚偽答弁が裁判所の判断を誤らせたことは明らかである。

#### (イ) AGの初期供述

AGは、確定審第一審の公判期日において、栄橋石段で原告を目撃した日にちははっきりしないと証言した。これを受けて、検察官はAGの12月17日付け検面調書を刑訴法321条1項2号に該当する書面として提出した。この検面調書には、AGが栄橋石段で原告を目撃したの

は8月28日のことであるとの断定的な記載があり、確定審は、この検面調書に依拠して、AGによる栄橋石段での原告の目撃を8月28日のことであると認定した。

5 確定審第一審の公判期日でのAGの証言を検討した弁護人は、確定審第二審において、検察官に対し、AGに関する「未提出、未開示供述調書その他の捜査記録一切」の開示を求めたが、検察官は、「いずれも同人の証言、開示済み検調、員調などと同旨であるから開示の必要なし」と答弁して開示を拒否した。

10 しかし、再審請求審で開示されたAGの10.22員面、11月18日付け検面調書、10.22捜報により、AGが当初、原告及びAAを目撃した日につき日付の断定ができないと供述していたことが明らかになったのである。前述のとおり、確定審第一審で提出されていた12月17日付け検面調書には、いかにもAGが以前から日にちを断定していたかのような記載がなされており、未開示の員面調書、検面調書、捜査報告書がAGの「開示済みの検調」と「同旨」とした検察官の答弁が虚偽であることは明白である。

15 20 これらが確定審において提出されていれば、12月17日付け検面調書の特信状況が認められず、AG供述の信用性の判断が異なったことは確実であるところ、AGの目撃証言は原告及びAAの有罪を支える重要な証拠であったのであるから、その証言の信用性を揺るがすような員面調書、検面調書、捜査報告書が裁判所に提出されなかったことは、裁判所の最終的な判断を誤らせた要因の一つであるといえる。

#### (ウ) AHの初期供述

25 AHは、確定審第一審の公判期日において、「8月28日の帰りは車で帰ったか、鉄道で帰ったかも分からない」、「我孫子で乗り換える際、AAと会ったが、その日（事故の翌日）かどうかわからない」「AAと

は事故の後先に会ったが、何日かということにははっきりわからないし、石段の件について、脱線事故の次の日の帰りかと聞かれても、ややこしくてわからない」と証言した。これを受けて、検察官はAHの12月27日付け検面調書を刑訴法321条1項2号に該当する書面として提出した。この調書には、「事故の日の翌日（8月28日）の勤め帰りに我孫子駅付近でAAに会ったり、甲と栄橋石段で会った」との記載があり、確定審は、この検面調書に依拠して、AHがAAと会い、かつ、栄橋の石段で原告を目撃したのは8月28日のことであると認定した。

確定審第一審の公判期日でのAHの証言を検討した弁護人は、検察官に対してAHに関する「未提出、未開示供述調書その他の捜査記録一切」の開示を求めたが、検察官は「いずれも同人の証言、開示済み検調、員調などと同旨であるから開示の必要なし」と答弁して開示を拒否した。

しかし、再審請求審で開示された10月20日付け員面調書では、AHは8月28日は「家に帰れないと思い、泊まった」、「AAと成田線で会ったのは、9月初旬と思う」と述べており、また、10月22日付け員面調書でも石段の一件については全く言及していなかったことが明らかになったのである。前述のとおり、確定審第一審で提出されていた12月27日付け検面調書では、AHは8月28日に成田線でAAに会い、更に石段の一件もあったという記載がなされており、未開示の員面調書、捜査報告書がAHの「開示済みの検調」と「同旨」とした検察官の答弁が虚偽であることは明白である。

以上のように、再審請求審で開示された証拠と、確定審で提出されていた検面調書とでは、AHの記憶の程度や内容に大きな違いがあることが明らかであり、確定審上告審が援用した12月27日付け検面調書は、AHの供述経過全般に照らしてみると、極めて不自然で、簡単に信用することはできないものであることが分かる。確定審段階において、AH



の10月20日付け員面調書その他の証拠が提出されていれば、12月27日付け検面調書の特信状況が認められず、AH供述の信用性の判断が異なっことは確実であるところ、AHの目撃証言は原告及びAAの有罪を支える重要な証拠であるから、その証言の信用性を揺るがすような員面調書や捜査報告書が裁判所に提出されなかったことは、裁判所の判断を誤らせた要因の一つであるといえる。

(エ) AIの初期供述

検察官は、公判期日において、弁護人からAIに関する証拠の開示要請をされたのに対し「いずれも同人の証言、開示済み検調、員調などと同旨であるから開示の必要なし」と答弁して開示を拒否した。しかし、再審請求審で開示された調書、捜査報告書により、事件発覚直後、AIは、目撃した二人連れについて、身長、体型、髪型、年齢いずれの点においても原告及びAAとは異なる特徴を挙げていたことが判明した。しかし、確定審に提出されていた11月8日付け検面調書では、原告及びAAによく似た特徴の二人組を目撃したかのような記載がなされているのであって、未開示の員面調書、検面調書、捜査報告書がAIの「開示済みの検調」と「同旨」とした検察官の答弁は明らかに虚偽である。

AIの目撃証言は原告及びAAの有罪を支える重要な証拠であり、その証言の信用性を揺るがすような員面調書、検面調書、捜査報告書が裁判所に提出されなかったことは、裁判所の判断を誤らせた要因の一つであるといえる。

(オ) AJ及びその他の目撃証言

検察官は、公判期日において、弁護人から「その余の目撃参考人に対する供述調書、捜査報告書」の開示を求められると、「その余の目撃参考人に関する供述調書、捜査報告書などは、証人として原審ならびに当審において取調べられたことが一度もなく、その供述内容は本件と関連

性、必要性も薄く、証拠価値が低いため開示を受ける必要はない。」と答弁して開示を拒否した。しかし、取調べがされていなくとも、検察官は、A Jの供述が本件強盗殺人事件と関連性が高く、証拠価値も高いことを十分に認識していたはずである。特に、A Jの初期供述及び捜査報告書は、A CよりA Aをよく知るA Jが、A Cよりもよい識別条件の下で目撃したにもかかわらず、A Aだと認識しなかったという事実を明らかにするものであり、その供述内容が本件強盗殺人事件と強い関連性を持つこと、また、証拠価値の高いものであったことから、検察官の上記答弁は、明らかな虚偽答弁である。

なお、確定審においてA Jが取り調べられなかったのは、A Jが極めて重要な証人であったにもかかわらず、検察官がA Jの初期供述や捜査報告書を全く提出しなかったからであるから、そもそも「取り調べられたことがない」ことを不開示の理由とすることは許されない。また、A C、A I及びA Kの供述と比較して、A Jの供述の信用性が劣るといえないことは明らかであり、A J供述の信用性は十分に認められたはずである。確定審においてA Jが証人となる機会を奪った検察官が、いくら「信用性が低かった」と言ったとしても、虚偽答弁の正当化の根拠にはなり得ない。

A Jの初期供述は、原告の無罪方向の重要な証拠であり、また、有罪の証拠とされた他の目撃証言の信用性の判断に大きな影響を与える証拠であった。これが裁判所に提出されなかったことは、裁判所の判断を誤らせた要因の一つであるといえる。

#### ウ ポリグラフ鑑定書

検察官は、以下のとおり、原証拠を提出するのではなく、すり替えともいえる「作り替えた」証拠を提出することによって、裁判所の判断を誤らせるという手法も利用した。

確定審第二審において検察官は、弁護人からポリグラフ検査に関連する証拠の開示請求をされたのに対し、当初は「必要性なし」として開示を拒否していた。ところが、その後、ポリグラフ検査の実施から4年も経過した後には作成された鑑定書を提出したのである。同鑑定書は、原告の犯人性につき「黒に近い灰色」を印象づける内容であった。これを受けて確定審第二審は、同鑑定書につき「その検査の結果は、被告人甲は事件関連の質問に対してある程度の反応は示している」と評価している。しかし、同鑑定書には記録紙も何も添付されておらず、原告の反応表出が同鑑定書に記載されているとおりにか否かの検証も簡単にはなし得ないものであった。

その後、再審請求審段階になって初めて、この点につき、法政大学文学部准教授C T による検証がされ、その結果をまとめた意見書（甲B 1 2。以下「C T意見書」という。）が作成された。C T意見書では、ポリグラフ検査の結果としては黒でも灰色でもなかった可能性が高いという分析結果が明らかにされた。

このC T意見書の指摘のように、ポリグラフ検査の結果が黒でも灰色でもないということであれば、原告を自白に追い込んだAU警察官の言葉、すなわち「お前の言っていることは嘘と出たぞ。」という言葉は虚偽ということになり、AU警察官は「偽計」によって原告の自白を獲得したということになる。そして、偽計による自白獲得という事実は、自白の任意性を否定する非常に重要な事実である。

したがって、ポリグラフ検査の結果は、AU警察官の偽計を裏付け、ひいては自白の任意性の判断に影響を及ぼす極めて重要な証拠であったといえる。にもかかわらず、検察官は「必要なし」として一度は開示を拒否し、裁判所からの開示命令が出される前に、あえてポリグラフ検査の結果を直接的に検討することが困難な「ポリグラフ検査鑑定書」なるものを提出したのである。

上記のような経緯からは、検察官が、原告の自白が偽計により得られたものであるという事実を隠ぺいするために、苦肉の策で「ポリグラフ検査鑑定書」を急遽作成させ提出したのではないかということが強く疑われる。確定審判決は、いずれも原告の自白の任意性を認めており、AU警察官による偽計はなかったと認定しているが、ポリグラフ検査の検査簿、記録紙、捜査報告書などの原紙が提出されていれば、そのような判断に至らなかった可能性は高い。したがって、これを開示せず、まがい物とでもいうべき「ポリグラフ検査鑑定書」なるものを提出した検察官の行為には看過し得ない重大な職務違反があったというべきである。

5

10

#### エ 証拠の開示

本件当時の刑訴法には検察官の証拠の開示・提出義務についての明文規定はないが、刑事訴訟における「真実」は必ずしも検察官の主張する真実（有罪）であるとは限らないものというべきである。元来、刑事訴訟手続は、検察官の判断が常に正しいとは限らないという大前提の下、その判断が正しいか否かを裁判所の判断に委ねているのであるから、公訴事実

15 合致する証拠も、これと矛盾する証拠も、検察官がそれを信用するか否かにかかわらず法廷に顕出されなければ、検察官の判断が正しいか否かを裁判所が判断することはおよそ不可能であり、公正な刑事裁判の実現も不可能であるといわざるを得ない。

15

20

したがって、実体的真実の発見という刑事裁判の目的からすれば、検察官は、手持ち証拠のうち、結果に影響を及ぼす可能性のあるものは、被告人に不利なものも有利なものも、全て法廷に提出すべき義務があるというべきである。これは、公益の代表者たる検察官の法廷での真実義務の一つのあらわれでもある。そこで、検察官が公訴事実と矛盾する証拠を持って

25 いながら、これを法廷に提出せず、裁判所の誤った判断を導いたとなれば、その検察官の行為は公正かつ誠実な主張立証・公訴追行とはいえず、真実

25

義務に背いた違法があったというべきである。

それにもかかわらず、検察官は、確定審において、原告及びAAからの証拠開示請求に対し、以下のとおり、その開示を拒絶したものであり、かかる行為は違法である。

5 (ア) 目録

検察官は、確定審第二審において、裁判所から「目録を提出願いたい」と促されたにもかかわらず、「目録を提出する考えはない」としてこれを拒否した。これは、裁判所における証拠開示命令の職権発動の機会を失わせる違法な行為である。

10 この点につき、被告国は、検察官は、弁護人の証拠開示請求自体が不  
適法であると指摘した上で目録の任意提出を拒否したもののなのであるから、正当な理由に基づく拒否であって違法ではないと主張する。そして、  
当時、裁判所も一部の供述調書の証拠開示命令を発するとともに、その他については必要性がない、開示すべき書類が存在しない、特定を欠く  
15 という理由で証拠開示請求を却下しているのであって、検察官の対応は、  
当時の刑訴法、刑訴規則にのっとった適切な対応であるとする。

しかし、裁判所は、弁護人に対する指示とは別に、検察官に対して目録提出を求めたのであって、検察官がこれに応じるか否かは、弁護人の開示請求が適法か否かとは本来関係のない事柄である。

20 裁判所は本来目録なしでは弁護人の求める開示請求に係る証拠の開示の必要性の有無など判断し得ない。また、裁判所が「存在しない」として開示請求を却下したものの中には、ACに係る3通の捜査報告書のよ  
うに、再審請求審において開示されたものもあり、実際に、目録がない  
がために裁判所は誤った判断をしてしまっているのである。

25 本件においては、目録が開示されていれば、そこから派生して開示命令の発令に至ったであろうと考えられる証拠が多数存在するものという

べきである。

(イ) AMの供述調書

原告は、確定審において、「ジュン」に行ったとするアリバイを主張していたが、「ジュン」のママであるAMの捜査報告書や供述調書は一切開示されなかった。再審請求審でやっとAMの供述調書が開示されたが、それによって、これらが原告のアリバイを裏付ける重要な証拠であったことが判明した。

この点につき、被告国は、AMの11月1日付け員面調書、11月17日付け検面調書を精査しても、8月28日午後9時過ぎに原告が「ジュン」に来店した旨の記載はないし、原告がAM供述と一致しているとする10月27日付け員面調書、10月30日付け員面調書では「午後11時40分頃」「午後11時半ちょっと過ぎ頃」に「ジュン」に行ったと思う旨録取されているのであるから、AMの供述証拠は、原告のアリバイ主張を裏付ける証拠とはなり得ず、原告に有利な証拠を隠したとはいえないと主張する。

しかし、AMの11月1日付け員面調書、11月17日付け検面調書と原告の10月27日付け員面調書、10月30日付け員面調書の内容はほとんどが一致しており、開示されなかったAMの供述調書が原告のアリバイに関する重要な証拠であったことは明らかである。

(被告国の主張)

否認ないし争う。

検察官の公判活動の違法判断基準についても、職務行為基準説が妥当し、刑事事件において無罪判決が確定したというだけでは直ちに公訴追行が違法になるということはなく、その時点における証拠資料を総合勘案して、当該訴訟追行行為が、検察官が個別の国民に対して負担する職務上の注意義務に違反するか否かによって決せられるべきである。そして、公訴追行時の検察官の心証は、

公訴を提起した検察官と同じく、判決時における裁判官の心証と異なり、公訴  
追行時における各種の証拠資料を総合勘案して合理的な判断過程により有罪と  
認められる嫌疑があれば足りるものと解すべきであるが、公訴を提起した検察  
官が引き続いて公判を担当する場合はもとより、別の検察官が公判を担当する  
5 場合であっても、公訴追行時の検察官は、公訴を提起した検察官の収集した証  
拠及び心証を引き継いで公訴を追行することになることから、公訴提起が違法  
でないならば、公訴追行も原則として違法とはならず、公訴提起後、公判にお  
いて上記嫌疑を否定する証拠が提出され、もはや全証拠資料を総合勘案しても  
到底有罪判決を期待し得ない状況に至らない限り、公訴追行が違法とされるこ  
10 とはないと解するのが相当である。また、検察官の公訴追行の違法性の有無を  
判断する場合の資料については、職務行為基準説・合理的理由欠如説に立つこ  
との当然の帰結として、当該公訴追行行為の当時において検察官が現に収集し  
た証拠資料、被告人側から現に公判期日に提出された証拠資料及び検察官が通  
常要求される捜査（補充捜査）を遂行すれば収集し得た証拠資料に限られると  
15 解すべきである。その場合でも、公訴提起前と異なり、公判段階では当事者主  
義的構造が強化されることから、検察官が通常要求される捜査（補充捜査）の  
範囲には限度があるとともに、被告人側から公判期日に提出された証拠資料  
（弁護人請求証人の証言等）については、その信用性を吟味する上でおのずと  
一定の制約を伴うことから、証拠物等の客観的かつ明白な証拠資料でないもの  
20 については、上記判断資料に含めるとしても、合理的な判断過程により有罪と  
認められる嫌疑の有無を検討するに当たっては、その証拠価値の判断に留意が  
必要である。

したがって、前記6（被告国の主張）記載のとおり、本件起訴が国賠法上違  
法とならない以上、本件強盗殺人事件の確定審における公判活動を担当したA  
25 Q検察官及びAS 検察官らの公判活動は、国賠法上違法とはならない。すな  
わち、本件では、本件起訴後において、原告及びAAの嫌疑を否定する新たな

証拠が提出され、もはや全証拠資料を総合勘案しても到底有罪判決を期待し得ない状況に至っても、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と公訴追行をしたと認められる事情は存在しないのであるから、A Q 検察官及びA S 検察官らの公判活動が国賠法上違法となることはない。

5           また、仮にこの点をおくとしても、以下のとおり、確定審の公判における検察官の活動には違法がなかった。

(1) 証拠開示について

ア 国賠法1条1項の違法は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背した場合に認められるところ（職務行為基準説）、かかる違法性判断の前提として、当該公務員10           の行為が原告の具体的な権利ないし法的利益を侵害していることを要する。

この点につき、被告人及び弁護人が検察官請求証拠以外の証拠を閲覧することについては、確定審当時の刑訴法及び刑訴規則には、原告が主張する15           ような証拠提出及び証拠開示を検察官に対して義務付けた規定はなく、弁護人が裁判所に対して証拠開示命令を求める制度についても規定がなかったものであり、最高裁昭和44年決定が、裁判所の「訴訟指揮権に基づき、検察官に対し、その所持する証拠を弁護人に閲覧させるよう命ずることができる」としたことから、裁判所の訴訟指揮権に基づく証拠開示命令に従って検察官が証拠を開示した限りでしか認められていない。そうすると、20           被告人及び弁護人は、検察官による証拠提出及び証拠開示に関して何ら具体的な権利ないし法的利益を有せず、裁判所が訴訟指揮権に基づき証拠開示命令を発動することによって検察官が裁判所に対する証拠開示義務を履行した結果、反射的に閲覧の利益を受け得るにすぎず、法律上保護された利益を有しないものというべきである。

25           したがって、検察官による証拠提出及び証拠開示については、そもそも原告に、国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益が存在しな



いのであるから、国賠法上違法となる余地はなく、原告の前記主張は、その余を検討するまでもなく、失当である。

イ また、仮に、上記の点をおくとしても、確定審、第一次再審請求審、第二次再審請求審及び再審における各判断の基礎となった証拠関係は、多少の違いはあるにせよその大部分（核心部分）は同一なのであり、有罪を基礎づける核心的な証拠が後日客観的に誤りであることが判明したわけでもなければ、無罪を基礎づける決定的な証拠が新たに出されたわけでもない。確定審及び第一次再審請求審の各判断と第二次再審請求審及び再審の各判断との結論の差異は、正に、評価の極めて難しい各証拠（主に供述証拠）の信用性の判断の違いに尽きるのである。

したがって、再審請求審において開示された証拠を提出しないことによって確定審の裁判所の判断を誤らせた旨の原告の主張は理由がない。

## (2) 警察官による偽証への関与

原告は、10. 17原告録音テープに関するものとして、AU警察官及びAV警察官の証言、AAの取調べを録音したテープに関するものとして、AX警察官の証言、アリバイの取調べの開始日に関するものとして、①原告のアリバイの裏付け捜査に関するAU警察官の証言、②原告に対するアリバイ追及の時期に係るAU警察官及びAV警察官の証言、③AAに対する本件強盗殺人事件の取調べ時期に係るAW警察官らの証言について、いずれの証言も偽証であるとした上で、これらの偽証を指示、黙認、あるいは看過した検察官の行為について、「裁判所の証拠開示命令の発令を避けるために行った、不当な行為」であったと主張するようである。

しかし、原告には、検察官の証拠開示について、具体的権利ないし法的利益はないのであるから、原告の前記主張は、失当である。

原告が偽証として挙げる上記各証言は偽証ではなく、検察官が偽証させた旨の主張は証拠に基づかない憶測にすぎず、理由がない。

5 なお、AAの取調べを録音したテープについては、11.3 AA録音テープ以外のAA供述を録音したテープの存在につき不知としているところ、原告がその存在を主張する根拠は、AAの11月2日付け員面調書の「この前録音テープを使って調べられたときにも」との記載のみであり、その記載から  
5 には実際に録音できたかどうか、その後上書きなどされずに保存されていたことまでは立証できていないから、同テープの存在を前提にしてAX警察官が偽証したとはいえないというべきである。

### (3) 虚偽の答弁

10 そもそも、弁護人が裁判所に対して証拠開示命令を求める制度について、確定審当時の刑訴法及び刑訴規則には規定がなく、最高裁昭和44年決定で判示した限りで認めたものでしかないのであり、このような明文の規定にない証拠開示について、裁判所の判断に際して、検察官の意見を聴取することを定めた規定も存在しないのであるから、被告人及び弁護人は、裁判所の訴訟指揮権に基づく証拠開示命令やその判断に際して検察官が述べた意見に関  
15 して何ら具体的な権利ないし法的利益を有せず、裁判所が訴訟指揮権に基づき証拠開示命令を発動することによって検察官が裁判所に対して証拠開示義務を履行した結果、反射的に閲覧の利益を受け得るにすぎない。

20 したがって、裁判所の訴訟指揮権に基づく証拠開示命令やその判断に際して検察官が述べた意見については、そもそも原告及びAAに国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益が存在しないのであるから、国賠法上違法となる余地はないのであって、検察官が虚偽の答弁をしたことによって証拠開示命令を回避したことが違法であるとする原告の主張は、失当である。

### (4) ポリグラフ検査鑑定書の提出

25 確定審第二審当時の弁護人の対応に鑑みれば、当時はポリグラフ検査の記録紙の開示が問題となっていたわけではなく、ポリグラフ検査鑑定書が開示された後は、鑑定の内容について、特段の争いが生じていたわけでもなかつ

た上、ポリグラフ検査鑑定書が開示されたのは、確定審第二審第9回公判期日であるところ、ポリグラフ検査結果が原告の供述を虚偽と断ずるほどのものでなかったことは客観的な事実であり、かつ、そのことは遅くとも確定審第二審第9回公判期日では明らかとなっていたのであるから、それ以上に記録紙等を開示すべき必要性は認められないし、しかも、原告の自白の任意性の判断に当たっては、ポリグラフ検査で原告の供述が虚偽と判明した旨のAU警察官の発言の存否自体が争点であったのであって、ポリグラフ検査結果の内容自体が争点であったわけではないから、記録紙等が添付されていないポリグラフ検査鑑定書を開示した検察官の意図について、原告の自白が偽計により得られたという事実を隠ぺいするためであったとはおよそ認められない。

したがって、この点に関する原告の主張は理由がない。

#### (5) 証拠の不開示

##### ア 目録について

検察官は、ACの員面調書と捜査報告書について明確に分けて回答しており、捜査報告書については存在しないなどとは述べていないのであり、また、東京高裁が不存在と判断をしたのは、ACの員面調書のことであると考えられるから、「目録がないがために裁判所は誤った判断をした」とはいえない。

##### イ AMの供述調書について

AMの供述調書は原告のアリバイを裏付けるものとはいえないのであり、また、検察官は、弁護人らによる対象の特定しない包括的な証拠開示の申立てが不適法であって許されないとして、確定審でAMの供述調書を開示しなかったのであって、原告及びAAに有利な証拠を隠したものであるということとはできない。

(被告側の主張)

否認ないし争う。

警察官は、以下のとおり、公判期日において偽証はしていない。

- (1) 10. 17原告録音テープについては、AU警察官及びAV警察官が確定審第一審において、10. 17原告録音テープの存在を否定する証言をしたのは、単にその存在を失念していただけであり、偽証したものではなく、原告の主張はその前提から失当である。そもそも、10. 17原告録音テープの内容は、原告が、それまでAAが殴打したため被害者が死亡した旨供述していたのが、一転して自ら被害者の頸部を扼して殺害したという重要な供述変更をした状況が録音されたもので、一問一答式で行われたものであり、その内容は、翌日に録取された原告の10月18日付け員面調書の内容とほぼ同様であることからすると、AU警察官及びAV警察官が、同テープの存在を殊更隠匿する理由はない。そして、AU警察官及びAV警察官が証言したのは、本件強盗殺人事件の捜査終了から既に2年近く経過した時点（前者については昭和44年9月22日の第23回公判期日以後数回、後者については同年12月22日の第24回公判期日）のものであり、かつ、原告の取調べを録音したテープが他にも存在していたことからすれば、上記証言が単なる失念によることは明らかである。

この点、原告は、10. 17原告録音テープには多数の編集痕がある旨主張し、これをもって偽証の根拠とするようであるが、同テープには物理的に編集を行った形跡が見当たらないことはもちろん、編集した後に複製したものと認められないから、原告の当該主張も失当である。

- (2) 10. 30AA録音テープについては、そもそも、そのような録音テープが存在しない以上、AX警察官が当該録音テープの存在を否定した証言が偽証であるとの原告の主張はその前提から失当である。

なお、原告は、AX警察官が録取したAAの11月2日付け員面調書に「この前録音テープを使って調べられたときにも、眼鏡のことを申し上げて

あり」との記載があるのであるから、11.3 AA録音テープ以前に録音されたテープが存在することは明らかで、AX警察官の偽証は明らかであり、当該AX警察官の偽証が裁判所の判断を誤らせる違法なものと主張するが、AAの11月2日付け員面調書は確定審第一審において既に取り調べられており、AX警察官の上記証言とAAの11月2日付け員面調書の「この前録音テープを使って調べられたときにも、眼鏡のことを申し上げてあり」との記載に齟齬があることは確定審において既に明らかであったことからして、そもそもAX警察官の上記証言が裁判所の判断を誤らせるものでなかったことは明らかである。

(3) 原告は、原告の取調状況に関するAU警察官及びAV警察官の証言並びにAAの取調状況に関するAW警察官及びAY警察官の証言がいずれも違法な別件逮捕を隠すための偽証である旨主張するが、原告に対する別件窃盗事件を被疑事実とする逮捕が違法な別件逮捕ではなく、警察官らが違法な別件逮捕を隠すために偽証したとの原告の主張はその前提から失当である。

また、原告のアリバイ供述に関するAU警察官の証言が偽証であるとの点について、確定審第一審第23回公判期日におけるAU警察官の正確な証言内容は、原告が一時稼働していたCS組の親方であるCSの東京にある家に泊まったとの点に関しては、「(原告が)江東区の三菱銀行なんかの掃除に行って、主人(CS)のところに泊まったというので、大至急裏をやってくれということでやったら、その事実はないというんで、あんたそれは違うんじゃないか、二十八日のアリバイはどうしたのかという話を私は終始してました。」というものであり、他方、原告の同級生BNのdにある家に泊まったとの点に関しては、「BNの家に泊ったのは十四日にはわかりませんから、甲が言ってから、裏付けをやるんですから、それで十五日にわかって来たんですから。」というものであるから、これらの証言からは、10月15日午後初めて原告が宿泊していないことが判明した宿泊先は

「BN方」であり「CS方」ではない。また、確定審第二審における昭和47年11月24日実施の期日外尋問におけるAU警察官の正確な証言内容は、「私は甲がこう云っているから裏をとってくれ、と云って調べてもらい、調べた人が東京に泊まってないと云ったのです。」、「(原告が東京に泊ま

5 っていないことを聞いたのは)十四日です。」、「本部では(原告が8月28日の夜に東京に泊まっていないことを)判っていたかも知れませんが、私はそれを知らないのでアリバイを調べてもらったのです。」というものであるから、AU警察官は、同日夜に原告が東京に泊まっていないことについて捜査本部がこの事実を把握したのが10月14日であると証言したわけでは

10 なく、自分自身がこの事実を聞いたのが同日であると証言したにすぎないものである。

そして、9月2日付け、同月12日付け及び10月10日付け各捜査報告書に記載された捜査結果は、原告の稼働状況等に関する原告の供述内容とその裏付け捜査結果であり、本件強盗殺人事件の推定犯行時間帯における原告

15 のアリバイ捜査そのものではない。また、AU警察官及びAV警察官作成名義の10月10日付け捜査報告書では、8月28日に原告がCS組で稼働していなかった事実が記載されているものの、その時点では、同日夜に原告がCS方に宿泊しなかった事実が確認されたわけではないから、その宿泊事実の有無を10月14日に聞いた旨のAU警察官の証言は偽証ではない。

そして、AU警察官及びAV警察官が、確定審第一審において、原告の本件犯行当時を含めた行動等の取調べを開始したのは10月14日頃からであった旨証言しつつ、確定審第二審において、AU警察官が13日午後からであった旨証言し、AW警察官及びAY警察官が、確定審第一審において、AAの本件強盗殺人事件の関与について10月16日には取り調べていない

25 旨証言しつつ、確定審第二審において、AW警察官が同日夜に取調べをした旨証言したことについては、単なる記憶違いにすぎず、これをもって偽証

であるとは到底いえないものである。

また、AU警察官やAW警察官は、記憶違いを認め、確定審第二審において訂正し、確定審第一審での証言に一部間違いがあったことは確定審第二審で既に判明していたのであり、それにもかかわらず確定審第二審が原告及びAAの控訴を棄却し、確定審上告審が原告及びAAの上告を棄却し、原告及びAAを無期懲役に処する判決が確定していることからして、原告が偽証であると主張するAU警察官らの証言と原告が主張する損害との間に相当因果関係がないことは明らかであり、原告の主張はそれ自体失当である。

8 再審請求審及び再審の公判における検察官の活動に違法があるか否か（争点8）

（原告の主張）

原告及びAAは、昭和58年12月23日、第一次再審請求をし、平成13年12月6日、第二次再審請求をした。

第二次再審請求に対して、平成17年9月21日、水戸地裁土浦支部は再審開始決定をしたが、それまでの間、検察官は弁護人らの証拠開示請求に非協力的であり、弁護人らが検察官に開示を求める証拠の存在根拠を示しても、検察官は「不見当」と回答するなど不誠実な態度に出ていた。

この再審開始決定に対し、検察官は即時抗告を申し立てたが、平成20年7月14日、東京高裁は即時抗告を棄却した。さらに、検察官は特別抗告も申し立てたが、平成21年12月14日、最高裁は特別抗告を棄却し、再審開始決定が確定した。

再審公判に至った後も検察官は原告及びAAが本件強盗殺人事件の犯人であると主張し、弁護人によるAJの供述調書の取調べ請求に対し不同意の意見を述べ、積極的な有罪立証であるとしてDNA型鑑定を請求した上、論告でも原告及びAAが本件強盗殺人事件の犯人であることを前提に無期懲役の求刑をするなど、原告及びAAの有罪判決の維持に血道を上げていた。

本件における証拠の状況が、原告及びA Aが犯人でないことを示しているにもかかわらず、再審請求審及び再審公判において、検察官がこのように裁判所の誤った判断を維持させるために活動し続け、その結果原告及びA Aの救済を遅らせたことは、国賠法上違法な職務行為であることは明らかである。

5 (被告国の主張)

否認ないし争う。

本件強盗殺人事件の第一次及び第二次再審請求審並びに再審の公判活動を担当した各検察官らも、当時の証拠関係に基づき、合理的な根拠に基づいて原告及びA Aに有罪と認める嫌疑があると判断して公判活動を行ったものであり、  
10 また、原告及びA Aの証拠開示請求に対しても、当時の刑訴法及び刑訴規則にのっとり対応をとったものであるから、再審請求審及び再審における同各検察官らの公判活動にも国賠法上の違法はない。

(1) 当時の刑訴法や刑訴規則に基づく法的義務を離れて、一般的に、再審請求審及び再審において、有罪判決確定者の弁護人らによる証拠開示請求に協力すべき職務上の法的義務や誠実に対応すべき職務上の法的義務なるものを検察官が  
15 負っていたとは解されない。

また、その点をおくとしても、再審請求審の各担当検察官は、原告及びA Aの弁護人らによる証拠開示請求に対しては、再審請求の理由との関連性、必要性等を十分考慮した上で、適切に対応し、これが認められると判断した場合には証拠を任意に開示するなどの対応をとっていたのであり、これをもって非協力的であったとか不誠実であったなどということはできない。

(2) 原告は、①再審請求審において、検察官が再審開始決定に対して即時抗告及び特別抗告を申し立てたこと、②再審において、弁護人請求証拠に対して不同意の意見を述べ、自らDNA型鑑定を請求し、また、原告及びA Aが本件強盗殺人事件につき有罪であることを前提に論告を行ったことが違法であると主張  
25 する。



しかし、上記①については、各担当検察官において、合理的な根拠に基づいて再審開始決定が誤りであると判断した場合に即時抗告を申し立て、さらに、同抗告棄却決定が誤りであると判断した場合に特別抗告を申し立てる行為は、検察官として当然行うべき正当な職務上の行為であるから、刑訴法上はもちろん国賠法上も違法となるものではない。

また、上記②についても、再審において、原告及びA Aが本件強盗殺人事件の犯人でないことを示す明白な客観的証拠が提出されたわけでもなければ、確定審で原告及びA Aの有罪を根拠づけた根幹的な証拠が後日虚偽であると判明したわけでもない状況において、当時の証拠関係からすれば本件強盗殺人事件につき依然として原告及びA Aに有罪と認める嫌疑があると合理的に判断できたものであり、そうである以上、各担当検察官が原告及びA Aの有罪を前提として論告を行った行為は、検察官として行うべき正当な職務上の行為であるから、刑訴法上はもちろん国賠法上も違法となるものではない。

さらに、検察官が、刑事裁判において、真実発見のために必要と考える証拠請求を行い、あるいは、弁護人らの証拠請求に対し、その必要性や信用性等を勘案した上で不同意の意見を述べるなどの行為も、検察官の職責上正当かつ当然に行うべき職務行為であって、何ら刑訴法上あるいは国賠法上違法とされるものではない。

## 9 原告に生じた損害の有無及び金額（争点9）

（原告の主張）

原告は、検察官及び茨城県警の警察官による違法行為により、以下の損害を被った。

### （1）身体拘束中の損害

#### ア 逸失利益

原告は、別件窃盗事件逮捕がされた10月10日から確定審の判決が確定するまで、3929日間にわたって未決の抑留及び拘禁を受け、また、

その後、平成8年11月14日に釈放されるまで、6700日間にわたって、無期懲役刑の執行を受けたものであるから、原告の身体拘束期間は、合計1万0629日間である。

原告は、別件窃盗事件逮捕時において、無職であったが、当時20歳の青年であったことに照らせば、冤罪によって逮捕され、身体拘束を受けなければ、職に就き収入を得ていたことは明らかであるから、この身体拘束期間中の収入は、逸失利益として評価されるべきである。

そうすると、原告の上記身体拘束期間中における逸失利益は、各年度の賃金センサス第1巻第1表産業計・企業規模計・学歴計・男子計による該当年齢の平均賃金の合計額を下らないものというべきである（ただし、原告は身体拘束期間中、生活費を負担していないので、上記逸失利益から生活費として3割を控除する。）。

したがって、原告は、別紙「原告の主張する損害」の「①身柄拘束期間中の逸失利益」に記載のとおり、逸失利益として7876万7360円の損害を被った。また、各遅延損害金の起算日から平成28年4月14日までの確定遅延損害金は、1億1340万0867円である。

#### イ 慰謝料

原告は、身体拘束期間中、耐え難い精神的苦痛を被ったところ、上記の違法な逮捕後、本件強盗殺人事件の事実で起訴されるまでの80日間、原告は無実であること及びアリバイの存在を主張し、また実際に無実であったにもかかわらず、代用監獄及び拘置支所において勾留され、長時間の取調べを受け、また違法な逮捕・勾留・取調べにより、虚偽自白を強要され、違法な起訴をされた。この期間における原告の精神的苦痛を慰謝するに相当の金額は、1日3万円を下らない。その合計は、240万円である。また、平成28年4月14日までの確定遅延損害金は、579万5413円である。

また、違法な起訴後、確定審判決が確定するまでの3849日間、無罪を主張し、また実際に無罪判決を言い渡されるべきであったにもかかわらず、違法な起訴により死刑判決もあり得る強盗殺人被告事件の被告人となることを強いられ、身体を拘束され、違法な訴訟活動により無期懲役判決の言渡しを受けた。この期間における原告の精神的苦痛を慰謝するに相当の金額は、1日1万円を下らない。その合計は3849万円である。また、平成28年4月14日までの確定遅延損害金は、7266万0226円である。

さらに、誤った無期懲役判決が確定した後、釈放されるまでの6700日間、無実であるにもかかわらず、強盗殺人を犯した無期懲役刑囚として、身体を拘束され、懲役刑を科せられ、無期懲役刑の執行を受けた。この期間における原告の精神的苦痛を慰謝するに相当の金額は、1日5000円を下らない。その合計は3350万円である。また、平成28年4月14日までの確定遅延損害金は、3252万0628円である。

上記の合計額は、7439万円である（平成28年4月14日までの確定遅延損害金は1億1097万6267円）。

#### ウ 刑事補償の控除

原告は、平成23年8月29日、水戸地裁土浦支部に対し、上記身体拘束に関する財産上の損失及び肉体的・精神的苦痛に関する刑事補償を請求したところ、水戸地裁土浦支部は、平成24年3月5日、原告に対し、財産上の損失、逸失利益、精神上の苦痛その他の事情を考慮し、身体拘束期間中1日1万2500円の割合により計算した1億3286万2500円を交付するとの決定をし、同金額が同年4月10日、原告に支払われた。

そして、慰謝料及び各遅延損害金について、刑事補償を遅延損害金から優先して充当した上での請求額は、別紙「原告の主張する損害」の「③身柄拘束期間中の損害のまとめ」に記載のとおり、損害金1億5315万7

360円、平成28年4月14日までの確定遅延損害金9151万4633円である。

## (2) 仮釈放後の損害

### ア 逸失利益

5 原告は、仮釈放時においては、無職であり、当時49歳になっていた。

原告は、冤罪により、20歳より当時まで職歴のない、49歳の仮釈放中の無期懲役刑囚として、職を探さねばならず、雇用先は著しく限られていた。また、職に就いたとしても、49歳まで順調に職歴を重ねた者とは、待遇に大きな差があった。さらに、原告は、冤罪を晴らすため、再審請求及び再審公判の準備に多くの時間を費やさねばならず、就労が大きく制限された。

原告は、冤罪のため上記の身体拘束を受け、そのため仮釈放後においても、平均的な就労可能な男性としての収入を得ることができなかった。これは逸失利益として評価されるべきである。

15 したがって、仮釈放後から原告が65歳になった月（平成24年1月）の末日までの各年度の賃金センサス第1巻第1表産業計・企業規模計・学歴計・男子計による該当年齢の平均賃金から、実際の収入を差し引いた金額を、原告の仮釈放後の逸失利益として損害に含めるべきである（ただし、平成8年及び平成24年については日割計算）。なお、実際の収入は、平成17年から平成24年までは所得証明書により判明しているが、平成16年以前は判明しないので、平成17年から平成23年までの平均収入である84万7586円（平成8年は日割計算）を実収入とみなす。

20 この合計額は、別紙「原告の主張する損害」の「④仮釈放後の逸失利益」に記載のとおり、逸失利益7814万0009円である。また、平成28年4月14日までの確定遅延損害金は、4796万7960円である。

25

### イ 慰謝料

仮釈放された平成8年11月14日の翌日から再審無罪判決が確定した平成23年6月7日までの5318日間、原告は、無実であるにもかかわらず、依然として強盗殺人罪により無期懲役の有罪判決を受けた無期懲役刑囚という不名誉な立場を強いられた。

5           また、仮釈放後も刑の執行が停止されたわけではなく、社会の中で保護観察を受けて遵守事項を守りながら生活することを条件に、残りの刑期を過ごすことが許されたにすぎず、無期懲役に処せられた原告は、死亡するか、あるいは恩赦（保護観察所長が上申権者となる刑の執行の免除）がなければ、一生保護観察下に置かれ、住居、旅行等、日常生活に制限を受け  
10           という制約下にあった。

さらに、罪を犯して罰金刑以上の刑罰が課せられた場合や、保護観察中に遵守すべき遵守事項に違反した場合には、地方更生保護委員会の仮釈放取消決定により、刑事施設で過ごさなくてはならない立場にあった。

この精神的苦痛を慰謝するのに相当な金額は、1日3000円を下らない。  
15           したがって、上記5318日分の慰謝料の額は、1595万4000円である。また、平成28年4月14日までの確定遅延損害金は、387万2043円である。

### (3) 年金

原告は、昭和〇〇年〇月〇日生まれである。

20           昭和42年10月10日の別件窃盗事件逮捕から続いた違法な逮捕、勾留、取調べ、起訴及び公判活動がなかったならば、原告は社会内において一般人として就労し、逮捕された昭和42年10月から平成19年9月までの40年間、国民年金保険料又は厚生年金保険料を納付していたはずである。そして、原告は、少なくとも、国民年金受給者として、65歳の誕生月の翌月  
25           （平成24年2月）分から老齢基礎年金満額の支給を受ける資格を有していたはずである。

しかしながら、被告らの違法な逮捕、勾留、取調べ、起訴及び公判活動により、原告は国民年金保険料又は厚生年金保険料の納付をする機会を強制的に奪われ、各年金の受給資格を満たすことが妨げられた。

原告は、65歳になった平成24年1月24日の翌月以降、現在までの間、  
5 また将来において、何らの老齢年金の支給も受けられないのであって、これは原告の現在又は将来の逸失利益として認められるべきである。

老齢基礎年金の金額は、別紙「原告の主張する損害」の「⑥年金」の「金額」欄に各記載のとおりである。これを基礎にして計算すると、平成28年3月分までの年金額は、162万6683円である。

10 平成28年4月以降の将来の逸失利益は、平成28年度の年額78万0096円（平成27年度から据置き）に、平成26年の70歳男性の平均余命15.49歳から導かれる約15年間分に当たるライブニッツ係数10.3797を乗じた809万7162円であり、これが将来の逸失利益として認められるべきである。

15 この逸失利益としての年金額の合計は、972万3845円である。そして、この額から、昭和42年10月から平成19年9月までの40年間の国民年金保険料の合計347万7900円（詳細は、別紙「原告の主張する損害」の「⑩国民年金保険料」に記載のとおりである。）を控除すると、624万5945円となる。また、平成28年4月14日までの確定遅延損害金は、  
20 16万2905円である。

#### (4) 再審無罪判決確定までの弁護士費用等及び無罪費用補償の控除

##### ア 弁護士費用等

原告は、確定審（12月28日、強盗殺人の事実で起訴、昭和53年7月12日、無期懲役判決が確定）において無罪を主張し、また第一次再審請求審（昭和58年12月23日請求、平成4年9月9日特別抗告棄却）  
25 及び第二次再審請求審（平成13年12月6日請求、平成21年12月1

4日再審開始決定確定)において再審を請求し、再審公判(平成23年5月24日無罪判決、同年6月7日確定)において無罪を主張し、それぞれ弁護人を選任した。

5 弁護人は、上記審理の間はもちろん、確定審と第一次再審請求審との間、第一次再審請求審と第二次再審請求審との間及び第二次再審請求審と再審公判との間のいずれにおいても、申立てや審理の準備のため、活発な弁護活動を行った。これらの弁護活動がなければ再審公判での無罪判決の言渡し及び同判決の確定を、原告が得ることはできなかった。

10 また、日本弁護士連合会は、原告の支援申立てを受け、冤罪事件であるとして支援決定をし、昭和53年9月13日、人権擁護委員会の内に弁護士4名による布川事件委員会を設置し、その後、布川事件委員会を中心に布川事件弁護団が結成された。日本弁護士連合会は、布川事件委員会及び布川事件弁護団に対し、人的・物的支援(担当事務局の配置、鑑定費用・  
15 謄写費用等弁護団費用の一部の支出、記録保管、会議室供与、委員の裁判所・検察庁への交通費の支出)を行った。日本弁護士連合会の金銭的支援は、昭和54年から平成23年まで、少なくとも1289万7205円に達した。

#### イ 原告が負担した第二次再審請求審の弁護団活動費用

20 原告は、平成13年から平成22年までの間、第二次再審請求審の弁護団活動費用として、弁護人に対し、190万円を支払った。なお、190万円では実際の弁護団活動費用には到底足りなかったのであって、上記ア記載の日本弁護士連合会の支援がなければ、弁護活動は不可能であった。

#### ウ 無罪費用補償請求

25 原告は、平成23年12月1日、上記の弁護士費用等の全てについて、裁判所において相当額を決定し補償することを求めて無罪費用補償請求を行った。

水戸地裁土浦支部は、平成24年6月15日、確定審及び再審公判における旅費、日当、報酬として741万0370円のみ交付する決定をし、不当にも再審請求審やその準備期間における弁護士費用については認めなかった。

5 エ 原告が負担した弁護士費用等

原告は、平成24年4月27日、弁護団に対し、前記の弁護士活動に関する弁護士報酬として1328万円を、同年7月20日、実費等の費用として75万円をそれぞれ支払った。

オ 原告の日本弁護士連合会に対する金銭交付

10 原告は、平成24年9月25日、弁護団の口座を通して、日本弁護士連合会に741万0370円を支払った。これは、前記ウの無罪費用補償金として国から支払われたものを全額交付したものである。

これは、原告は、日本弁護士連合会からの支援なくしては再審無罪判決を得ることができなかつたところ、日本弁護士連合会から多くの人的・物的支援を受けており、金銭的支援が少なくとも1289万7205円に達したことに對するものである。原告が日本弁護士連合会に對して交付した741万0370円は、日本弁護士連合会が弁護団活動の実費を支援の形で負担したことに對する補填であつて、原告が弁護団活動の実費を負担したのと同視すべきものであるから、本件における原告の損害とみるべきものである。

20 カ そうすると、弁護団活動費用、弁護士報酬、実費及び日本弁護士連合会に交付した額の合計2334万0370円から、無罪費用補償として支給を受けた741万0370円を控除した1593万円について、損害と認めるべきである。また、平成28年4月14日までの確定遅延損害金は、  
25 327万8635円である。

(5) 本件の弁護士費用



上記損害賠償額の合計額の1割相当額である2694万2731円を本件訴訟における弁護士費用と認めるのが相当である。

(6) したがって、損害賠償金の合計は金2億9637万0045円、これに対する平成28年4月14日までの確定遅延損害金1億5134万9203円及び同月15日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金が損害となる。なお、原告は、上記損害賠償金2億9637万0045円の一部である1億9044万0415円及び上記2億9637万0045円に対する同月14日までの確定遅延損害金1億5134万9203円の合計である3億4178万9618円並びにうち2億9637万0045円に対する平成28年4月15日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を請求する。

(被告国の主張)

原告の身体拘束期間、原告が別件窃盗事件逮捕時において20歳で無職であったこと、原告が犯行を否認してアリバイ主張をしたことがあったこと、原告に無期懲役の刑が言い渡され、その刑が執行されたこと、原告に刑事補償に係る金員が支払われたこと、原告が仮釈放時に49歳で無職であったこと及び仮釈放中の義務の内容については、認める。刑事補償に係る金員が支払われた時期、仮釈放時に雇用先が著しく限られており、就職したとしても順調に職歴を重ねた者と待遇に大きな差があったこと、原告が現在又は将来にわたって何らの老齢年金の支給も受けられないこと、弁護人の活動内容、日本弁護士連合会による支援の内容、原告が負担した第二次再審請求審の弁護団活動費用及び原告の日本弁護士連合会に対する金銭交付については、不知。その余は、否認ないし争う。

原告が身体拘束されなかった場合に収入が得られたことについては、立証がされていないというべきである。その他については、後記(被告県の主張)を援用する。

(被告県の主張)

争う。

(1) 身体拘束中の損害について

ア 刑事補償により損害が補填済みであること

刑事補償とは、裁判所により、拘束の種類及びその期間の長短、本人が  
5 受けた財産上の損失、得るはずであった利益の喪失、精神上的苦痛及び身  
体上の損傷並びに警察、検察及び裁判の各機関の故意過失の有無その他一  
切の事情を考慮して、補償金額が定められるものであり（刑事補償法 4  
条）、金額の算定に当たり慰謝料的要素も全て考慮されているものである。

そして、原告に対する刑事補償については、上記のような諸事情を考慮  
10 した上で、水戸地裁土浦支部によって1日1万2500円の割合による補  
償金額が決定されたのであるから、原告の身体拘束期間中の損害について  
はそもそも填補済みである。

イ 逸失利益について

原告は、7月頃にビルの清掃業を辞め、その後配管工として働いたが、  
15 10日ほどで辞めて無職となって働かないでいたなど、平均賃金が得られ  
る蓋然性があったとはいえない。

また、原告は、身体拘束期間中生活費を負担していないので、逸失利益  
から生活費として3割を控除するとしているが、生活費控除率について、  
20 男性の場合には生活費としてそれ以上（5割程度）を控除するのが相当で  
ある。

ウ 慰謝料について

前記ア記載のとおり、刑事補償の補償金額の決定に当たっては、慰謝料  
的要素も考慮されている。

(2) 仮釈放後の損害について

ア 逸失利益について

仮釈放後は、就職等につき制限がないのであるから、平均的な就労可能

な男性としての収入が原告になかったとしても、そのことと原告が主張する被告県の警察官の各職務行為との間には相当因果関係は認められない。特に、平成22年から平成24年までの間の原告の収入がないことについても、原告は各年度の賃金センサス第1巻第1表産業計・企業規模計・学歴計・男子計による該当年齢の平均賃金を損害として計上しているが、それまで収入があった原告が無収入になったことについては、原告の主張する被告県の警察官の各職務行為との間には因果関係が一切ないものである。

また、平成22年以降の原告の事情による無収入の状態をも含めて実収入とみなしているものであって、損害算出方法として相当ではない。

#### イ 慰謝料について

原告は、仮釈放後も保護観察下に置かれて、住居、旅行等に制限を受ける制約下にあったほか、罪を犯して罰金以上の刑罰が課せられた場合などは、地方更生保護委員会の仮釈放取消決定により、刑事施設で過ごさなくてはならない立場にあった旨主張するが、制限を守り、法を犯さなければ問題なく、これにより精神的苦痛が生じるものとは考えられない。

#### (3) 年金（逸失利益）について

原告は、昭和42年の逮捕当時、仕事を短期間で辞めて働かない状況があったなど、定職に就いて長期間働くような生活状況ではなかったことからして、原告が10月から平成19年9月までの40年間、国民年金保険料等を納付していたはずであるとはいえない。

また、受刑者であっても年金保険料の免除制度等があり、原告が同制度等を利用していれば受給資格を満たした可能性もある。

さらに、原告は、10月から平成19年9月までの40年間の納付されるべき国民年金保険料の合計347万7900円を単純に控除して年金についての逸失利益を算出しているが、本来、年金保険料が納付され、それが運用されて納付額以上に増えることを前提にして支給年金額が決定されるのであ

るから、単に納付されるべき金額のみを控除するのは妥当とはいえない。

以上から、年金相当額が現在又は将来の逸失利益として認められるべきであるとする原告の主張は失当である。

(4) 弁護士費用等について

5 弁護士費用等の無罪判決に係る費用は、無罪費用補償制度により補償されるべきものであるところ、水戸地裁土浦支部の平成24年6月15日決定で認められていない費用等に関しては、本件において、原告が主張する被告県の警察官の各職務行為との間には相当因果関係が認められないものというべきである。

10 (5) 本件の弁護士費用について

争う。

10 除斥期間が経過したか否か（争点10）

（被告県の主張）

15 原告が違法行為であると主張する茨城県警の警察官の各職務行為（別件逮捕、別件逮捕・勾留、起訴後の勾留を利用した取調べ、本件による警察官の逮捕状請求、警察官による脅迫、偽計、暗示・誘導、利益誘導等による取調べ、長期間・長時間にわたる取調べ、アリバイ捜査の懈怠、アリバイ潰し、確定審における警察官の証言行為等）は、いずれも加害行為時から20年の除斥期間が経過している（国賠法4条及び民法724条後段）。

20 したがって、原告の被告県に対する損害賠償請求権は消滅している。

（原告の主張）

争う。

25 警察官及び検察官は、違法な別件逮捕・勾留を行い、それを利用して違法な取調べを行った。警察官及び検察官は、その違法な取調べを利用して、違法に本件逮捕・勾留を行い、更にそれを利用して、脅迫、偽計、暗示・誘導、利益誘導等によって虚偽の供述をさせるという違法な取調べを行った。検察官は、

このように捜査段階で違法に得た証拠に基づき、無罪を基礎づける証拠や間接事実を全て無視して、違法に公判請求を行った。さらに、検察官及び警察官は、上記の違法に得た証拠を提出、維持し、違法な公判請求を維持し、公訴の取消しを行わず、無罪を基礎づける証拠を隠し、又は提出せず、偽証や虚偽の答弁  
5 を行い、確定審における裁判所の判断を誤らせる違法な公判活動を行った。その上で、検察官は、誤った有罪の確定判決を得て、その後も再審請求を行って無罪判決を得ることをせず、さらには、有罪判決を維持するため、再審請求審及び再審公判における違法な活動を継続した。

すなわち、警察官及び検察官のこれらの違法な職務行為は、一連の違法な行為  
10 であり、かかる一連の違法行為が終了し、それによる損害が確定し、また被告らの行為が違法行為であることが確定したのは、再審公判の無罪判決が確定した、平成23年6月7日である。

被告らの一連の違法行為が終了したのは、上記のとおり、検察官が有罪判決を維持するため、再審請求審及び再審公判における違法な活動を継続すること  
15 が不可能になった、再審公判無罪判決の確定日である平成23年6月7日である。したがって、除斥期間の起算日である違法行為の時もまた、同日であるから、除斥期間は終了していない。

なお、改正後の民法724条の規定は、除斥期間の適用を事実上廃止するものであるところ、その改正の趣旨からすれば、上記規定が適用されない本件に  
20 おいても、現行の民法724条後段の規定は、除斥期間を定めたものではなく、消滅時効を定めたものと解すべきである。

1 1 除斥期間に係る主張が信義則違反又は権利の濫用に当たるか否か（争点1  
1）

（原告の主張）

25 被告らは、10.17原告録音テープなど、再審請求審で開示され再審開始決定において新規性・明白性が認められた新証拠を開示せずに秘匿し続けたも

のであるところ、かかる新証拠が開示されて初めて、捜査の違法性、起訴の違法性、公判活動の違法性が明らかになり、また、裁判所が再審開始を決定したのである。また、新証拠が被告らの故意又は重過失により秘匿されて開示されていない段階において、原告が捜査の違法性等を立証することは事実上、極めて困難である。さらに、その違法な捜査により得られた虚偽の自白調書により、無期懲役の有罪確定判決が導かれた場合、その損害は単に有罪判決が確定した時にとどまらず、その後も収監されている限り、また再審無罪判決が確定するまで拡大し続ける。違法な捜査が終わった時点で、原告に生じる損害の全てを請求することは、事実上不可能である。加えて、前述のとおり、再審無罪判決が確定して初めて、原告に生じた損害を被告らの違法行為による損害として法的に構成することが可能になった。

上記のとおり、原告には、除斥期間の不利益を負うべき事情は一切ない。

したがって、本件において除斥期間を主張することは、信義則に反し、権利の濫用として許されない。

(被告側の主張)

否認ないし争う。

原告が主張する違法行為は、それぞれ別個の行為である上、そもそも、被告側の警察官が関与した行為は、確定審における証言行為までである。

また、再審を経なくても、原告が国家賠償請求をすることは可能であったし、原告においても、違法行為ごとに損害の発生した旨の主張を行っているから、除斥期間の起算日は、加害行為時と解されるべきである。

(別紙)

## 原告の取調べ時間

留置人出入簿(乙463)・出入状況調査表(乙464)の記載					捜査報告書の記載		修正後の 取調べ時間	備考	
月日	出	入	取調べ時間(分)	小計	備考	出			入
10/11	10:30	12:00	90						
	13:25	18:00	275						
	20:30	21:40	70	435				435	
10/12	08:35	10:35	120	120				120	
10/13	12:10	18:03	353						
	19:05	22:15	190	543				543	
10/14	09:10	12:15	185						
	13:05	18:45	340						
	19:00	22:10	190	715				715	
10/15	09:20	11:55	155						
	13:10	16:00	170		ホリグラフ				
	16:20	18:20	120						
	19:00	22:00	180	625			22:50	675	50分加算
10/16	09:30	12:30	180			10:25			
	13:00	18:30	330						
	19:30	22:00	150	660				660	
10/17	10:10	12:15	125						
	13:30	19:00	330		録音				
	20:30	22:40	130	585				585	
10/18	10:00	12:10	130						
	13:50	17:30	220	350				350	
10/19	15:05	16:00	55	55	AR検事			55	
10/20	09:00	12:00	180			08:30			
						13:10	17:40		
	20:10	21:35	85						
	21:50	22:25	35	300				600	300分加算
10/21	10:15	12:25	130						
	13:00	17:15	255	385				385	
10/22	11:10	12:15	65			11:15	12:10		
	13:20	18:20	300	365			18:15	365	
10/23	08:35	10:55	140			09:10			
	11:00	11:40	40						
	11:55	12:17	22						
	12:20	17:30	310				18:10		
	19:00	21:10	130	642		19:30	21:25	642	
10/24	09:25	12:00	135						
	13:00	18:30	330						
	19:30	20:53	83	548				548	
10/25	09:00	09:40	40						
	14:00	18:25	265	305	押送			305	
10/26	09:00	12:00	180			09:30	11:55		
	13:00	17:45	225	405		12:55	17:45	435	35分加算
10/27	10:30	12:10	100			10:45	12:10		
	13:50	17:45	235			13:50			
	18:30	20:45	135	470			20:30	470	
10/28	10:10	12:10	120			10:10	12:10		
	13:20	18:05	285	405		13:20			
								475	70分加算
10/29	11:00	12:00	60			10:50	12:05		
	13:00	17:40	280			12:40	17:40		
	18:30	20:50	140	480		18:30	20:40	505	25分加算
10/30	10:00	12:00	120			09:40			
	13:00	18:40	340	460			18:40	480	20分加算
10/31	10:00	11:52	112	112		10:00	11:45		
						12:35	17:05	375	263分加算
11/01	11:30	12:10	40			11:30	12:00		
	13:00	14:00	60			13:00	14:00		
	14:00	17:30	210		AR検事	14:00			
	17:45	20:00	135	445		17:50	20:40	470	25分加算
11/02	12:30	16:15	225	225	録音				

11/03	09:30	12:00	150			9:30	12:20		
	13:00	17:20	260	410		13:05	17:20	425	15分加算
11/04	10:10	11:45	95		BB				
	13:20	14:05	45	140	BB				
11/05	9:20	12:00	160		BB				
	13:00	14:30	90		BB				
	15:45	18:15	150	400	BB				
11/06	10:10	11:45	95		BB				
	13:50	15:30	100	195	BB				
11/07	10:10	13:45	215	215					
11/08	9:45	12:30	165	165					
12/01	13:10	18:05	295						
	18:50	20:05	75	370					
12/02	10:10	12:00	110						
	13:25	17:45	260						
	18:30	20:15	105	475					
12/03	10:30	12:30	120						
	13:20	17:30	250						
	19:00	21:05	125	495					
12/04	8:45	12:00	195						
	13:00	18:30	330						
	19:20	20:05	45	570					
12/05	15:00	16:55	115						
	19:00	20:20	80	195					
12/06	10:50	12:00	70						
	14:00	15:30	90	160					
12/07	11:00	13:00	120						
	15:15	16:30	75	195					
12/08	10:30	12:00	90						
	13:00	16:00	180	270					
12/09	11:20	11:50	30	30	BB				
12/10					取調べなし				
12/11	12:45	15:50	185	185					
12/12	10:20	12:00	100						
	13:10	16:10	180	280					
12/13	10:20	11:55	95						
	13:15	16:00	165	260					
12/14	10:30	12:00	90						
	13:50	16:00	130	220					
12/15	14:50	17:15	145		AQ検事				
	18:15	20:30	95	240	AQ検事				
12/16	19:11	19:25	14	14	AQ検事				
12/17	19:25	22:35	190	190	AQ検事				
12/18	13:35	15:25	120		AQ検事				
	17:15	17:20	5						
	17:45	18:10	25						
	18:55	20:35	100	250					
12/19	9:05	12:25	200						
	13:25	17:15	230	430					
12/20	14:05	17:10	185						
	18:10	21:00	170	355					
12/21	18:35	23:15	280	280					
12/22	14:50	16:25	95						
	19:00								
12/25	17:30	18:00	30	30					
12/26	8:40	9:10	30						
	14:50	15:15	25						
	16:30	17:13	43	98					
12/27	14:50	15:50	60	60					



(別紙)

原告の主張する損害

①身体拘束中の逸失利益

年度	月額 (千円)	賞与 (千円)	平均賃金	逸失利益(控除前)	逸失利益(3割控除)	遅延損害金 起算日	平成28年4月14日 までの年数	平成28年4月14 日までの確定 遅延損害金
昭和42年度	30.3	70.6	¥434,200	¥97,546	¥68,282	昭和43年1月1日	48+105/366	¥164,857
昭和43年度	35.7	81.2	¥509,600	¥509,600	¥356,720	昭和44年1月1日	47+105/366	¥843,409
昭和44年度	40.5	92.6	¥578,600	¥578,600	¥405,020	昭和45年1月1日	46+105/366	¥937,356
昭和45年度	47.9	114	¥688,800	¥688,800	¥482,160	昭和46年1月1日	45+105/366	¥1,091,776
昭和46年度	61.5	105.3	¥843,300	¥843,300	¥590,310	昭和47年1月1日	44+105/366	¥1,307,150
昭和47年度	79.2	252.9	¥1,203,300	¥1,203,300	¥842,310	昭和48年1月1日	43+105/366	¥1,823,049
昭和48年度	93.7	279.1	¥1,403,500	¥1,403,500	¥982,450	昭和49年1月1日	42+105/366	¥2,077,238
昭和49年度	114.7	362.5	¥1,738,900	¥1,738,900	¥1,217,230	昭和50年1月1日	41+105/366	¥2,512,782
昭和50年度	127.5	451	¥1,981,000	¥1,981,000	¥1,386,700	昭和51年1月1日	40+105/366	¥2,793,291
昭和51年度	143.6	457.5	¥2,180,700	¥2,180,700	¥1,526,490	昭和52年1月1日	39+105/366	¥2,998,552
昭和52年度	189.2	640.2	¥2,910,600	¥2,910,600	¥2,037,420	昭和53年1月1日	38+105/366	¥3,900,323
昭和53年度	197.9	675.8	¥3,050,600	¥3,050,600	¥2,135,420	昭和54年1月1日	37+105/366	¥3,981,158
昭和54年度	207.9	680.8	¥3,175,600	¥3,175,600	¥2,222,920	昭和55年1月1日	36+105/366	¥4,033,142
昭和55年度	219.7	741.4	¥3,377,800	¥3,377,800	¥2,364,460	昭和56年1月1日	35+105/366	¥4,171,721
昭和56年度	232	790.9	¥3,574,900	¥3,574,900	¥2,502,430	昭和57年1月1日	34+105/366	¥4,290,227
昭和57年度	277.6	1004.9	¥4,336,100	¥4,336,100	¥3,035,270	昭和58年1月1日	33+105/366	¥5,051,734
昭和58年度	282.8	1012.2	¥4,405,800	¥4,405,800	¥3,084,060	昭和59年1月1日	32+105/366	¥4,978,735
昭和59年度	291	1018.9	¥4,510,900	¥4,510,900	¥3,157,630	昭和60年1月1日	31+105/366	¥4,939,620
昭和60年度	298.6	1057.4	¥4,640,600	¥4,640,600	¥3,248,420	昭和61年1月1日	30+105/366	¥4,919,226
昭和61年度	304.2	1091.5	¥4,741,900	¥4,741,900	¥3,319,330	昭和62年1月1日	29+105/366	¥4,860,642
昭和62年度	339.9	1293.5	¥5,372,300	¥5,372,300	¥3,760,610	昭和63年1月1日	28+105/366	¥5,318,797
昭和63年度	349.4	1291.7	¥5,484,500	¥5,484,500	¥3,839,150	昭和64年1月1日	27+105/366	¥5,237,922
平成元年度	363	1377	¥5,733,000	¥5,733,000	¥4,013,100	平成2年1月1日	26+105/366	¥5,274,595
平成2年度	380.6	1459.7	¥6,026,900	¥6,026,900	¥4,218,830	平成3年1月1日	25+105/366	¥5,334,054
平成3年度	394.9	1572	¥6,310,800	¥6,310,800	¥4,417,560	平成4年1月1日	24+105/366	¥5,364,439
平成4年度	430.2	1847.1	¥7,009,500	¥7,009,500	¥4,906,650	平成5年1月1日	23+105/366	¥5,713,030
平成5年度	433	1825.6	¥7,021,600	¥7,021,600	¥4,915,120	平成6年1月1日	22+105/366	¥5,477,136
平成6年度	438.4	1774.6	¥7,035,400	¥7,035,400	¥4,924,280	平成7年1月1日	21+105/366	¥5,241,661
平成7年度	441.5	1729.5	¥7,027,500	¥7,027,500	¥4,919,250	平成8年1月1日	20+(105/366)	¥4,989,813
平成8年度	445	1722.5	¥7,062,500	¥5,553,253	¥3,887,277	平成8年11月15日	19+(152/366)	¥3,773,633
合計					¥78,767,360			¥113,400,867

②慰謝料

	金額	遅延損害金起算日	平成28年4月14日 までの年数	平成28年4月14日ま での確定遅延損害金
逮捕後起訴まで	¥2,400,000	昭和42年12月29日	48+(3/365)+(105/366)	¥5,795,413
起訴後判決確定まで	¥38,490,000	昭和53年7月14日	37+(171/365)+(105/366)	¥72,660,226
判決確定後釈放まで	¥33,500,000	平成8年11月15日	19+(47/366)+(105/366)	¥32,520,628
合計	¥74,390,000			¥110,976,267

③身体拘束中の損害のまとめ

	損害金	確定遅延損害金
逸失利益	¥78,767,360	¥113,400,867
慰謝料	¥74,390,000	¥110,976,267
	小計	¥153,157,360
刑事補償		¥-132,862,500
合計	¥153,157,360	¥91,514,633

④仮釈放後の逸失利益

年度	月額	賞与	平均賃金	平均賃金 (日割り計算)	実際の収入	逸失利益	遅延損害金 起算日	平成28年4月14 日までの年数	平成28年4月14 日までの確定 遅延損害金
平成8年度	445	1722.5	¥7,062,500	¥1,509,247	¥181,128	¥1,328,119	平成9年1月1日	19+(105/366)	¥1,280,764
平成9年度	464.7	1824.4	¥7,400,800	¥7,400,800	¥847,586	¥6,553,214	平成10年1月1日	18+(105/366)	¥5,991,894
平成10年度	460.2	1815	¥7,337,400	¥7,337,400	¥847,586	¥6,489,814	平成11年1月1日	17+(105/366)	¥5,608,547
平成11年度	455.3	1682.3	¥7,145,900	¥7,145,900	¥847,586	¥6,298,314	平成12年1月1日	16+(105/366)	¥5,128,996
平成12年度	457.6	1597.3	¥7,088,500	¥7,088,500	¥847,586	¥6,240,914	平成13年1月1日	15+(105/366)	¥4,770,207
平成13年度	455.9	1589.5	¥7,060,300	¥7,060,300	¥847,586	¥6,212,714	平成14年1月1日	14+(105/366)	¥4,438,017
平成14年度	424.2	1364.7	¥6,455,100	¥6,455,100	¥847,586	¥5,607,514	平成15年1月1日	13+(105/366)	¥3,725,320
平成15年度	423.4	1263.3	¥6,344,100	¥6,344,100	¥847,586	¥5,496,514	平成16年1月1日	12+(105/366)	¥3,376,752
平成16年度	421.7	1209	¥6,269,400	¥6,269,400	¥847,586	¥5,421,814	平成17年1月1日	11+(105/366)	¥3,059,770
平成17年度	425.7	1273.1	¥6,381,500	¥6,381,500	¥1,005,500	¥5,376,000	平成18年1月1日	10+(105/366)	¥2,765,115
平成18年度	422.9	1275.6	¥6,350,400	¥6,350,400	¥989,100	¥5,361,300	平成19年1月1日	9+(105/366)	¥2,489,489
平成19年度	310.6	699.6	¥4,426,800	¥4,426,800	¥1,924,100	¥2,502,700	平成20年1月1日	8+(105/366)	¥1,036,979
平成20年度	305.1	692.2	¥4,353,400	¥4,353,400	¥1,253,200	¥3,100,200	平成21年1月1日	7+(105/366)	¥1,129,540
平成21年度	302.7	687.3	¥4,319,700	¥4,319,700	¥761,200	¥3,558,500	平成22年1月1日	6+(105/366)	¥1,118,594
平成22年度	297.5	581	¥4,151,000	¥4,151,000	¥0	¥4,151,000	平成23年1月1日	5+(105/366)	¥1,097,293
平成23年度	295.4	589.6	¥4,134,400	¥4,134,400	¥0	¥4,134,400	平成24年1月1日	4+(105/366)	¥886,185
平成24年度	272.7	351.9	¥3,624,300	¥3,069,976	¥0	¥3,069,976	平成24年2月1日	4+(74/366)	¥64,499
合計				¥91,034,923	¥12,894,914	¥78,140,009			¥47,967,960

⑤仮釈放中の慰謝料

	遅延損害金起算日	平成28年4月14日までの年数	平成28年4月14日までの確定遅延損害金
¥15,954,000	平成23年6月7日	(207/365)+4+(105/366)	¥3,872,043

⑥年金

	金額	支払日	平成28年4月14日までの年数	平成28年4月14日までの確定遅延損害金
平成24年2月, 3月分	¥65,741	平成24年4月15日	4	¥13,148
平成24年4月, 5月分	¥65,541	平成24年6月15日	3+(305/366)	¥12,562
平成24年6月, 7月分	¥65,541	平成24年8月15日	3+(244/366)	¥12,016
平成24年8月, 9月分	¥65,541	平成24年10月15日	3+(183/366)	¥11,470
平成24年10月, 11月分	¥65,541	平成24年12月15日	3+(122/366)	¥10,924
平成24年12月, 平成25年1月分	¥65,541	平成25年2月15日	(319/365)+2+(105/366)	¥10,358
平成25年2月, 3月分	¥65,541	平成25年4月15日	(260/365)+2+(105/366)	¥9,829
平成25年4月, 5月分	¥65,541	平成25年6月15日	(199/365)+2+(105/366)	¥9,281
平成25年6月, 7月分	¥65,541	平成25年8月15日	(138/365)+2+(105/366)	¥8,733
平成25年8月, 9月分	¥65,541	平成25年10月15日	(77/365)+2+(105/366)	¥8,186
平成25年10月, 11月分	¥64,875	平成25年12月15日	(16/365)+2+(105/366)	¥7,560
平成25年12月, 平成26年1月分	¥64,875	平成26年2月15日	(319/365)+1+(105/366)	¥7,009
平成26年2月, 3月分	¥64,875	平成26年4月15日	(260/365)+1+(105/366)	¥6,485
平成26年4月, 5月分	¥64,400	平成26年6月15日	(199/365)+1+(105/366)	¥5,899
平成26年6月, 7月分	¥64,400	平成26年8月15日	(138/365)+1+(105/366)	¥5,361
平成26年8月, 9月分	¥64,400	平成26年10月15日	(77/365)+1+(105/366)	¥4,823
平成26年10月, 11月分	¥64,400	平成26年12月15日	(16/365)+1+(105/366)	¥4,285
平成26年12月, 平成27年1月分	¥64,400	平成27年2月15日	(319/365)+(105/366)	¥3,738
平成27年2月, 3月分	¥64,400	平成27年4月15日	(260/365)+(105/366)	¥3,217
平成27年4月, 5月分	¥65,008	平成27年6月15日	(199/365)+(105/366)	¥2,705
平成27年6月, 7月分	¥65,008	平成27年8月15日	(138/365)+(105/366)	¥2,161
平成27年8月, 9月分	¥65,008	平成27年10月15日	(77/365)+(105/366)	¥1,618
平成27年10月, 11月分	¥65,008	平成27年12月15日	(16/365)+(105/366)	¥1,075
平成27年12月, 平成28年1月分	¥65,008	平成28年2月15日	(52/366)	¥462
平成28年2月, 3月分	¥65,008	平成28年4月15日	0	¥0
	¥1,626,683			
平成28年4月～	¥8,097,162	平成28年6月15日		
	¥9,723,845		合計	¥162,905
控除すべき国民年金保険料総額	¥3,477,900			
	¥6,245,945			

⑦弁護団費用, 弁護士報酬, 実費及び日弁連への交付

	損害起算日	平成28年4月14日までの年数	平成28年4月14日までの確定遅延損害金	
平成13年から平成22年までの弁護団活動費用	¥1,900,000	平成22年12月16日	(15/365)+5+(105/366)	¥506,158
平成24年4月27日に支払った弁護士報酬	¥13,280,000	平成24年4月27日	(248/366)+3+(105/366)	¥2,632,415
平成24年7月20日に支払った実費等	¥750,000	平成24年7月20日	(164/366)+3+(105/366)	¥140,061
平成24年9月25日に日弁連に対してなした交付	¥7,410,370	平成24年9月25日	(98/366)+3+(105/366)	¥0
小計	¥23,340,370			¥3,278,635
無罪費用補償	¥-7,410,370			
合計	¥15,930,000			¥3,278,635

⑧仮釈放後の損害, 弁護士費用等 まとめ

	損害金	平成28年4月14日までの確定遅延損害金
逸失利益	¥78,140,009	¥47,967,960
慰謝料	¥15,954,000	¥0
年金(将来分を含み, 保険料控除済み)	¥6,245,945	¥162,905
弁護団費用等	¥15,930,000	¥3,278,635
合計	¥116,269,954	¥51,409,500

⑨本件訴訟における弁護士費用

	損害金	遅延損害金起算日 訴状送達日	平成28年4月14日までの年数	平成28年4月14日までの確定遅延損害金
身体拘束中の損害	¥153,157,360			
仮釈放後の損害, 弁護士費用	¥116,269,954			
合計額	¥269,427,314			
合計額の1割相当	¥26,942,731	平成24年11月28日	(34/366)+3+(105/366)	¥4,553,027

⑩国民健康保険料

	月数	保険料月額	合計
昭和42年10月～昭和43年12月	15	¥200	¥3,000
昭和44年1月～昭和45年6月	18	¥250	¥4,500
昭和45年7月～昭和47年6月	24	¥450	¥10,800
昭和47年7月～昭和48年12月	18	¥550	¥9,900
昭和49年1月～昭和49年12月	12	¥900	¥10,800
昭和50年1月～昭和51年3月	15	¥1,100	¥16,500
昭和51年4月～昭和52年3月	12	¥1,400	¥16,800
昭和52年4月～昭和53年3月	12	¥2,200	¥26,400
昭和53年4月～昭和54年3月	12	¥2,730	¥32,760
昭和54年4月～昭和55年3月	12	¥3,300	¥39,600
昭和55年4月～昭和56年3月	12	¥3,770	¥45,240
昭和56年4月～昭和57年3月	12	¥4,500	¥54,000
昭和57年4月～昭和58年3月	12	¥5,220	¥62,640
昭和58年4月～昭和59年3月	12	¥5,830	¥69,960
昭和59年4月～昭和60年3月	12	¥6,220	¥74,640
昭和60年4月～昭和61年3月	12	¥6,740	¥80,880
昭和61年4月～昭和62年3月	12	¥7,100	¥85,200
昭和62年4月～昭和63年3月	12	¥7,400	¥88,800
昭和63年4月～平成元年3月	12	¥7,700	¥92,400
平成元年4月～平成2年3月	12	¥8,000	¥96,000
平成2年4月～平成3年3月	12	¥8,400	¥100,800
平成3年4月～平成4年3月	12	¥9,000	¥108,000
平成4年4月～平成5年3月	12	¥9,700	¥116,400
平成5年4月～平成6年3月	12	¥10,500	¥126,000
平成6年4月～平成7年3月	12	¥11,100	¥133,200
平成7年4月～平成8年3月	12	¥11,700	¥140,400
平成8年4月～平成9年3月	12	¥12,300	¥147,600
平成9年4月～平成10年3月	12	¥12,800	¥153,600
平成10年4月～平成11年3月	12	¥13,300	¥159,600
平成11年4月～平成12年3月	12	¥13,300	¥159,600
平成12年4月～平成13年3月	12	¥13,300	¥159,600
平成13年4月～平成14年3月	12	¥13,300	¥159,600
平成14年4月～平成15年3月	12	¥13,300	¥159,600
平成15年4月～平成16年3月	12	¥13,300	¥159,600
平成16年4月～平成17年3月	12	¥13,300	¥159,600
平成17年4月～平成18年3月	12	¥13,580	¥162,960
平成18年4月～平成19年3月	12	¥13,860	¥166,320
平成19年4月～平成19年9月	6	¥14,100	¥84,600
合計	480		¥3,477,900